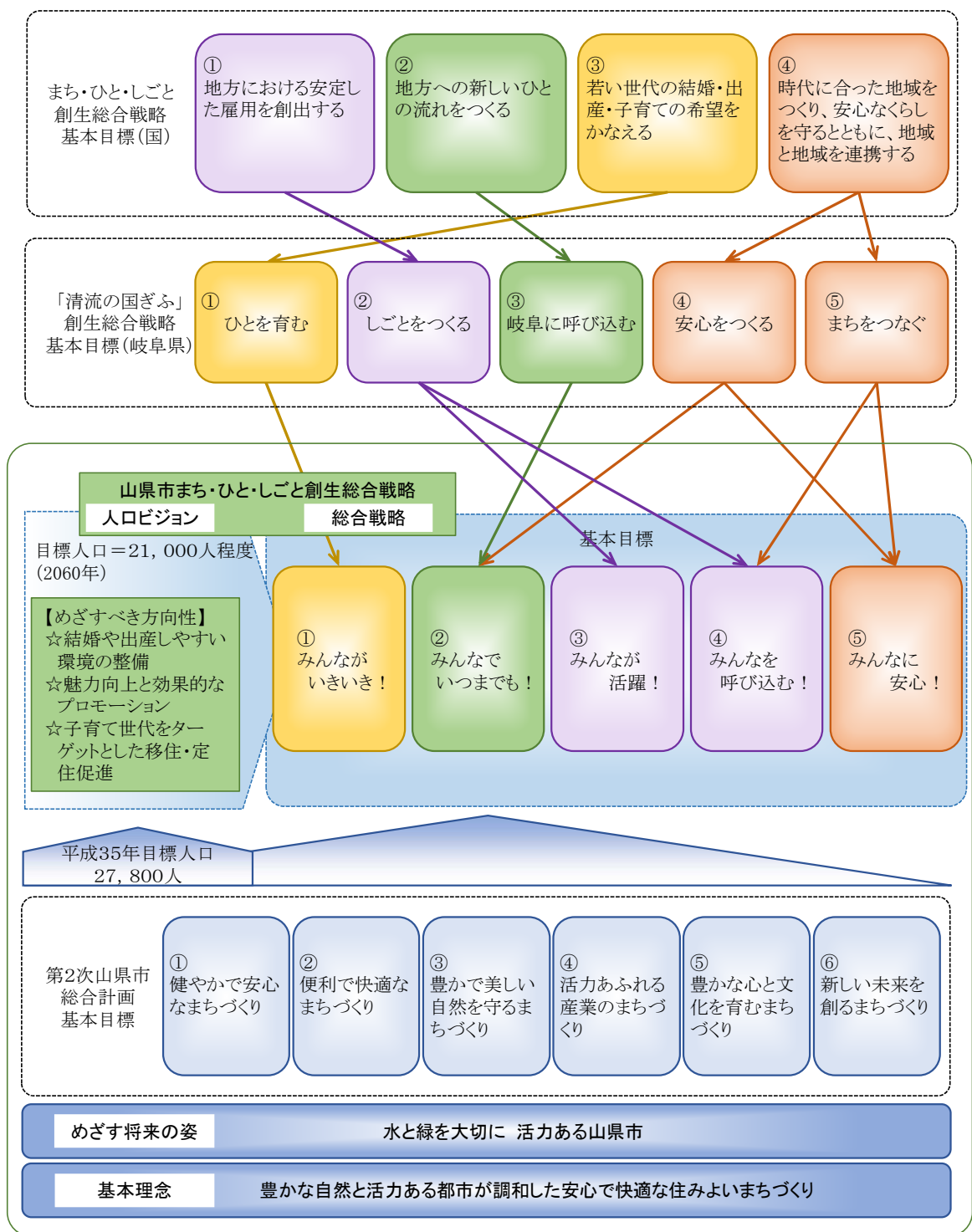




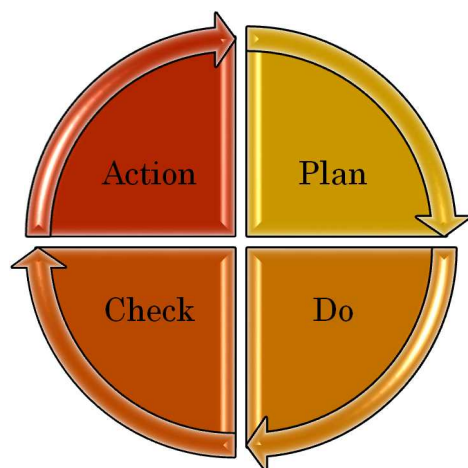
4 推進・検証体制

(1) PDCA サイクルの確立

山縣市総合戦略実現のため、PDCA サイクルを確立し、基本目標ごとに設定した数値目標及び、具体的な施策ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）を基に、実施する施策、事業の効果を検証し、必要に応じて本戦略を改訂します。

※1 PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り組むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。



※2 重要業績評価指標（KPI）

Key Performance Indicator の略

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

(2) 推進・検証体制

山縣市総合戦略の推進に当たって、KPI を捕捉し、施策、事業の効果検証をし、改訂に関する判断をする役割は「山縣市まち・ひと・しごと創生会議」が担います。

3 すべての人に
健康と福祉を



2 飢餓を
ゼロに



6 安全な水とトイレ
を世界中に



5 ジェンダー平等を
実現しよう



4 質の高い教育を
みんなに



1 貧困を
なくそう



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



人口ビジョン

【最大課題】

★合計特殊出生率＝1.28（県下最下位）

【要因】

★若年女性の結婚意向の低さ

★結婚による転出

★山県市のブランドイメージ

【めざすべき将来の方向性】

☆結婚や出産しやすい環境の整備

☆山県市の魅力向上と効果的なプロモーション

☆子育て世代をターゲットとした移住・定住促進

総合戦略 基本目標

- ①みんながいきいき！
- ②みんなでいつまでも！
- ③みんなが活躍！
- ④みんなを呼び込む！
- ⑤みんなに安心！

10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

第1章 山縣市人口ビジョン

第1節 山縣市人口ビジョンの概要

1 位置づけ

山縣市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2060年（令和42年）に1億人程度の総人口を確保する中長期展望を示した国の「長期ビジョン」及び2100年（令和102年）に人口130万人を維持すると掲げた岐阜県の「岐阜県人口ビジョン」を勘案しつつ、本市におけるめざすべき将来の方向と将来展望を示す「地方人口ビジョン」として、2015年（平成27年）10月に山縣市人口ビジョン（以下「改訂前本市人口ビジョン」という）を策定しました。

地方人口ビジョンについては、国の「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議中間取りまとめ報告書（令和元年5月31日）」において、「中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを行うべきである」とされています。

これを踏まえ、本市では、国の「長期ビジョン（改訂版令和元年12月公表予定）及び岐阜県の「岐阜県人口ビジョン2017年（平成29年）7月改訂版）」を勘案しつつ、改訂前本市人口ビジョンについて必要な時点修正を行い、本市のまち・ひと・しごと創生を一層推進するための重要施策をまとめた「第2期山縣市総合戦略」の方向性を決定づける基礎資料として位置づけます。

2 対象期間

山縣市人口ビジョン（2019年度（令和元年度）改訂版。以下「山縣市人口ビジョン」という）の対象期間は2060年（令和42年）とします。

3 山縣市総合計画との関係性

山縣市人口ビジョンは、現在展開している第2次山縣市総合計画において定めた2023年（令和5年）における目標人口（27,800人）は、今回の第2次総合戦略策定を機に改め、目標人口（ 人）と改めます。

なお、今回、第2次総合計画と第2期総合戦略との一本化をすることから、総合計画の中に総合戦略が内包される関係性となります。

第2節 山県市の人口の現状と将来人口の推計

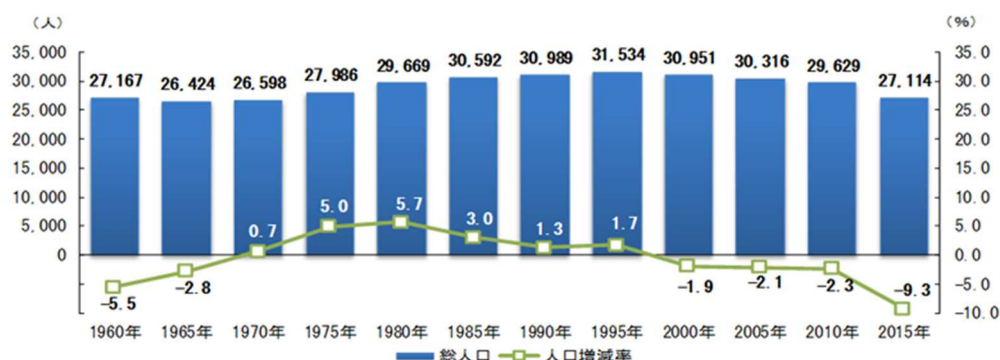
1 人口動向分析

(1) 人口と世帯数の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、1965年（昭和40年）以降増加傾向にあり、ピークとなる1995年（平成7年）までの30年間で5,110人増加しました（26,424人→31,534人）。しかし、2000年（平成12年）にかけて減少に転じ、直近の国勢調査（2015年（平成27年））では27,114人と、ピーク比の約86.0%の人口規模に縮小しています。

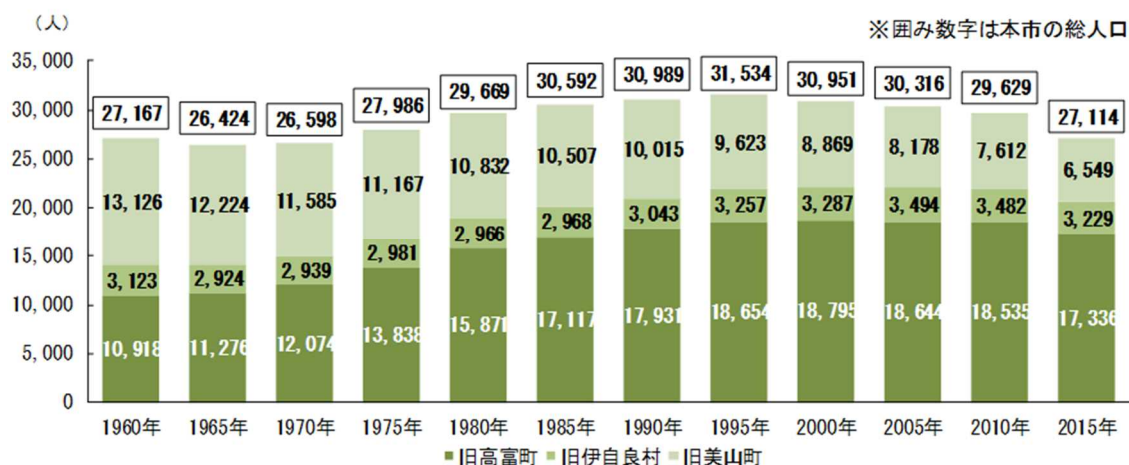
〔図表1 総人口の推移と人口増減率〕



【出典：総務省「国勢調査」※合併以前は旧3町村の合計。以下、特記がないものは同様】

総人口の推移を旧3町村別でみると、旧高富町は2000年（平成12年）をピークとして、旧伊自良村は2005年（平成17年）をピークとして、旧美山町は1960年（昭和35年）以降減少しています。

〔図表2 旧3町村別の人口推移〕



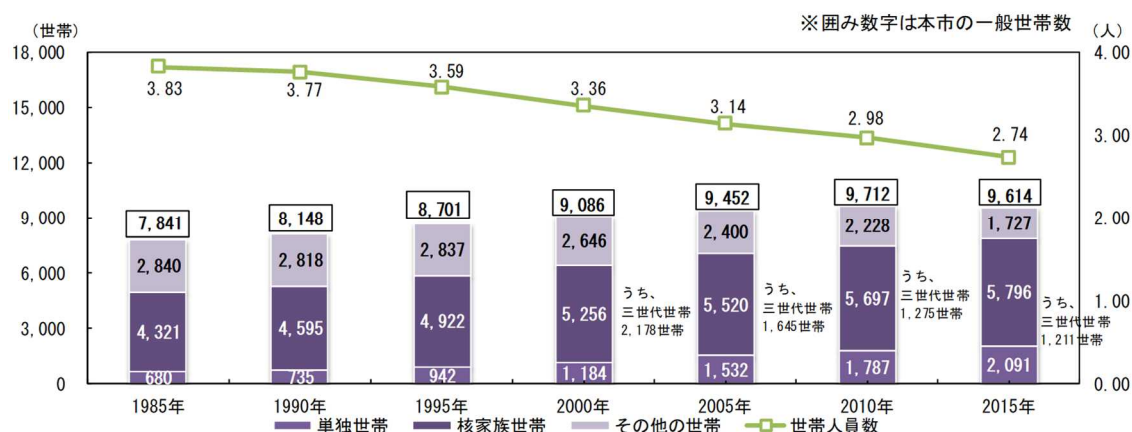
【出典：総務省「国勢調査」】

② 世帯の推移

本市の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加を受けて増加傾向にあります。世帯人員も1985年（昭和60年）からの30年間で1.09人減少しており、世帯規模の小規模化が一層進んでいます。また、単独世帯の内訳をみると、世帯主が高齢者の単独世帯が大きく増加しています。

三世帯世帯（世帯主の直系世代のうち3つ以上の世代が同居している世帯（例）世帯主、世帯主の父母、世帯主の子）の推移をみると、2000年（平成12年）は2,178世帯（一般世帯数比24.0%）でしたが、2015年（平成27年）には1,211世帯（同12.6%）と減少傾向にあります。三世帯世帯は一般的に共働き率が高いといわれており、女性活躍を後押しする要素といわれています。

〔図表3 家族類型別一般世帯数と世帯人員数の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」】

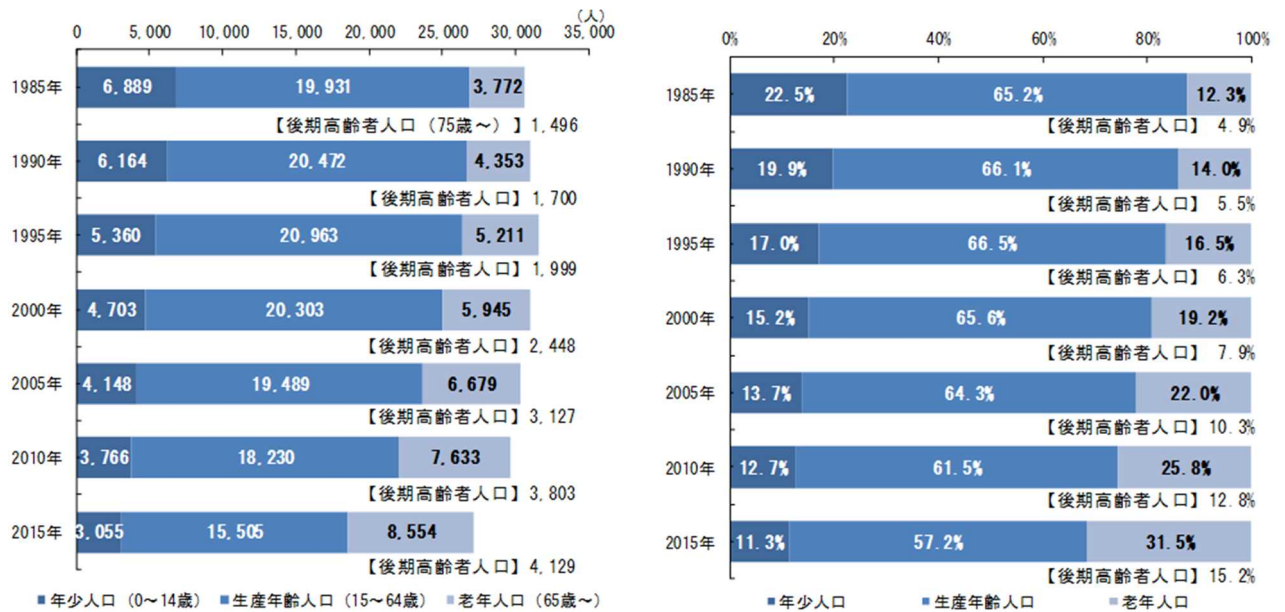
③ 年齢4区分別人口及び人口の割合（総人口に対する割合）の推移

本市の年少人口（0～14歳の人口）は、1985年（昭和60年）から一貫して減少傾向にあります。2015年（平成27年）の年少人口は3,055人となり、1985年（昭和60年）の6,889人から3,834人減少し、人口割合でみると半減（22.5%→11.3%）しています。生産年齢人口（15～64歳の人口）は、1995年（平成7年）の20,963人をピークとして減少し、2015年（平成27年）の生産年齢人口は15,505人と、20年間で5,458人減少しています。

老年人口（65歳以上の人口）は、1985年（昭和60年）以降増加の一途をたどっています。2000年（平成12年）に年少人口を上回り、2015年（平成27年）には8,554人と同年の年少人口（3,055人）の2.8倍となっています。また、2015年（平成27年）には人口割合が3割を超え、市民の10人に3人以上が高齢者となっています。

後期高齢者人口（75歳以上の人口で、老年人口の一部）も、老年人口同様に1985年（昭和60年）以降は増加傾向にあります。人口割合の増加率をみると老年人口より大きく、1985年（昭和60年）と2015年（平成27年）を比較すると、3倍以上に増加しています。

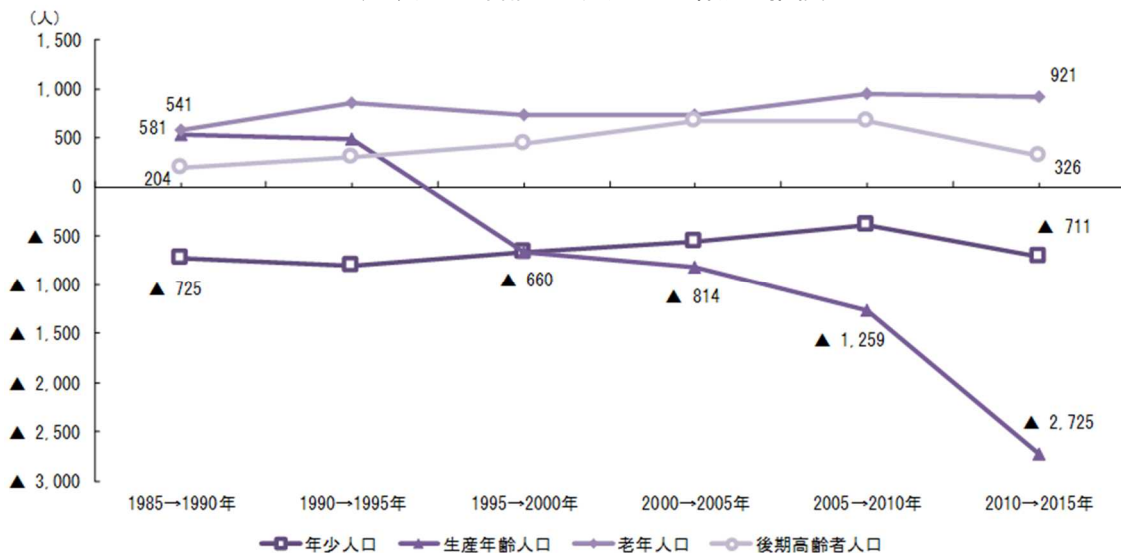
〔図表 4 年齢 4 区分別人口及び人口割合の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」※年齢不詳は按分している。以下、特記がないものは同様】

1985年（昭和60年）から2015年（平成27年）までの30年間の年齢4区分別人口増減を5年ごとにみると、生産年齢人口の減少幅が拡大しており、本市の人口動向に大きな影響を与えていることがわかります。

〔図表 5 年齢 4 区分別人口増減の推移〕



(2) 将来人口の推移

① 総人口及び年齢 4 区分別人口の推計

国立社会保障・人口問題研究会（以下「社人研」という）の推計（2018年（平成30年）3月推計）によると、本市の総人口は2040年（令和22年）に17,123人になると予測されています。改訂前本市人口ビジョン策定時点での社人研推計（2013年（平成25年）3月推

計)における2040年(令和22年)の総人口21,289人であったことを鑑みると、本市の人口減少がより一層深刻化したことがわかります。

社人研の推計方法に準拠して、本市が独自に推計した2060年(令和42年)の総人口は10,044人となり、ピークである1995年(平成7年)の総人口(31,534人)の3分の1以下にまで減少します。

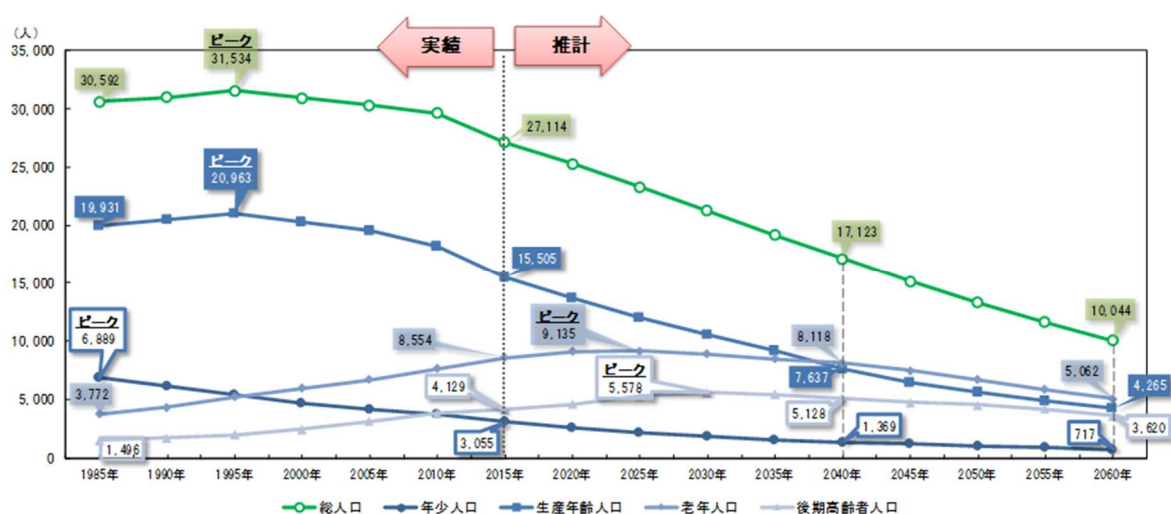
また、年齢4区分別の人口をみると、年少人口は減少の一途をたどり、2040年(令和22年)には1,369人、2060年(令和42年)には717人になると予測され、これは1985年(昭和60年)の年少人口(6,889人)と比べて19.9%と10.4%の水準となります。

生産年齢人口も減少傾向にあり、2040年(令和22年)には7,637人、2060年(令和42年)には4,265人にまで減少します。ピークとなった1995年(平成7年)の生産年齢人口(20,963人)と比較すると、それぞれ36.4%、20.3%の水準となります。

老年人口は、2025年(令和7年)に9,135人となり、同年までは増加しますが、以降は減少することが予測されています。

後期高齢者人口は、2030年(令和12年)にピーク(5,578人)を迎えますが、以降は減少する推計結果となっています。

〔図表6 総人口及び年齢4区分別人口の推移と将来推計〕

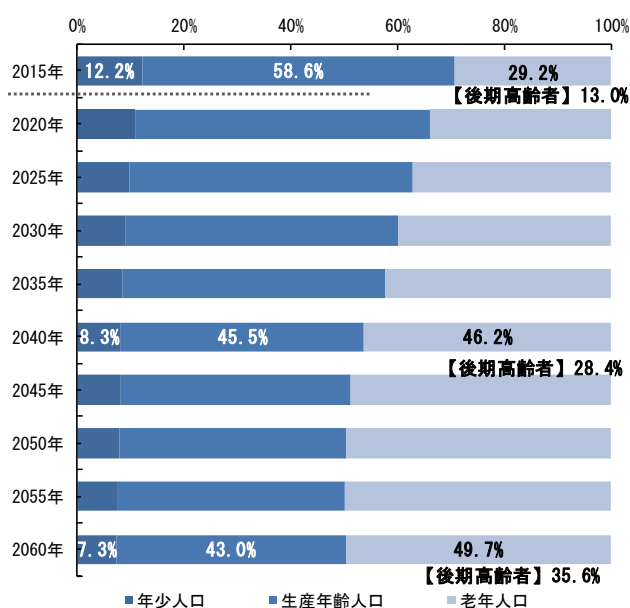
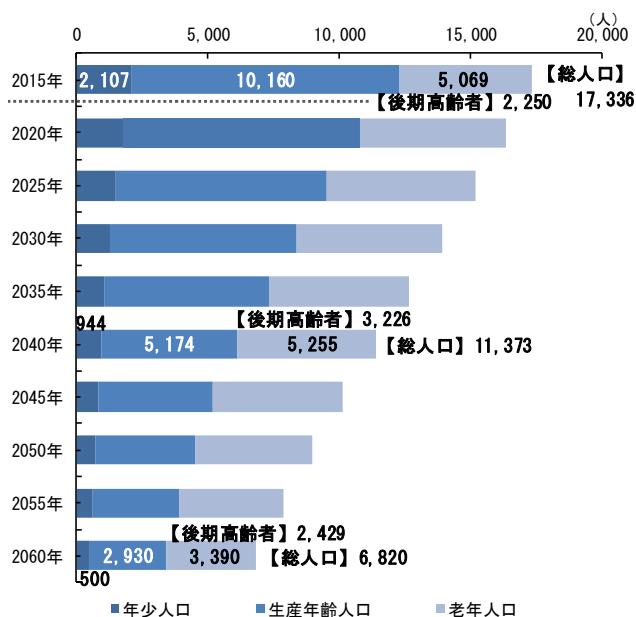


【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

旧3町村別の推計結果をみると、旧高富町は2040年(令和22年)には総人口が11,373人(2015年(平成27年)対比65.6%)となり、2060年(令和42年)には6,820人(同39.3%)になると推計されます。2015年(平成27年)から2060年(令和42年)までの人口割合の推移をみると、年少人口割合は12.2%→7.3%、生産年齢人口割合は58.6%→43.0%に減少する一方、老年人口割合は29.2%→49.7%(うち、後期高齢者人口割合は13.0%→35.6%)と増加します。

〔図表7 旧高富町の将来推計〕

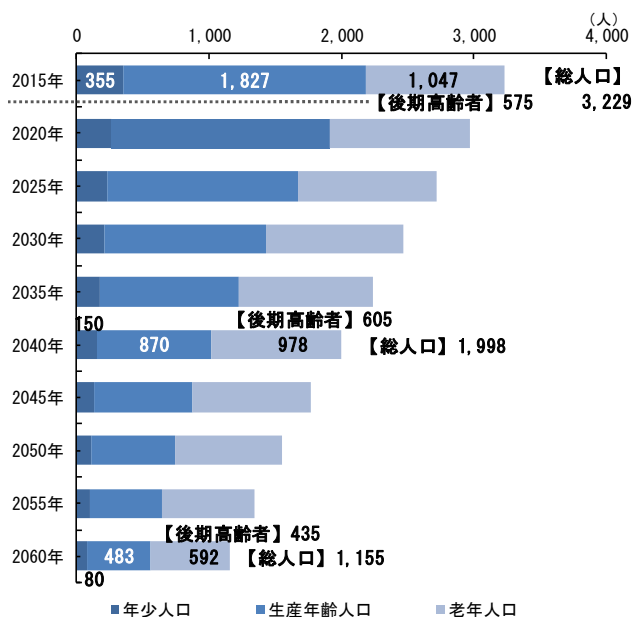


旧伊自良村は2040年（令和22年）には総人口が1,998人（2015年（平成27年）対比61.8%）となり、2060年（令和42年）には1,155人（同35.8%）になると推計されます。2015年（平成27年）から2060年（令和42年）までの人口割合の推移をみると、年少人口割合は11.0%→6.9%、生産年齢人口割合は56.6%→41.8%に減少する一方、老年人口割合は32.4%→51.3%（うち、後期高齢者人口割合は17.8%→37.6%）と増加します。

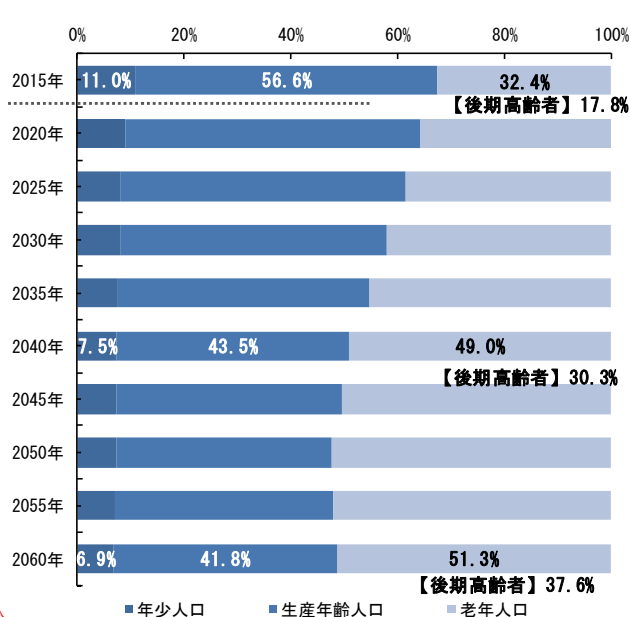
〔図表8 旧伊自良村の将来推計〕

【出典：本市独自推計（以下、図表9まで同様）】

※将来推計は、四捨五入により年少人口と生産年齢人口と老年人口の合計が総人口と一致しない

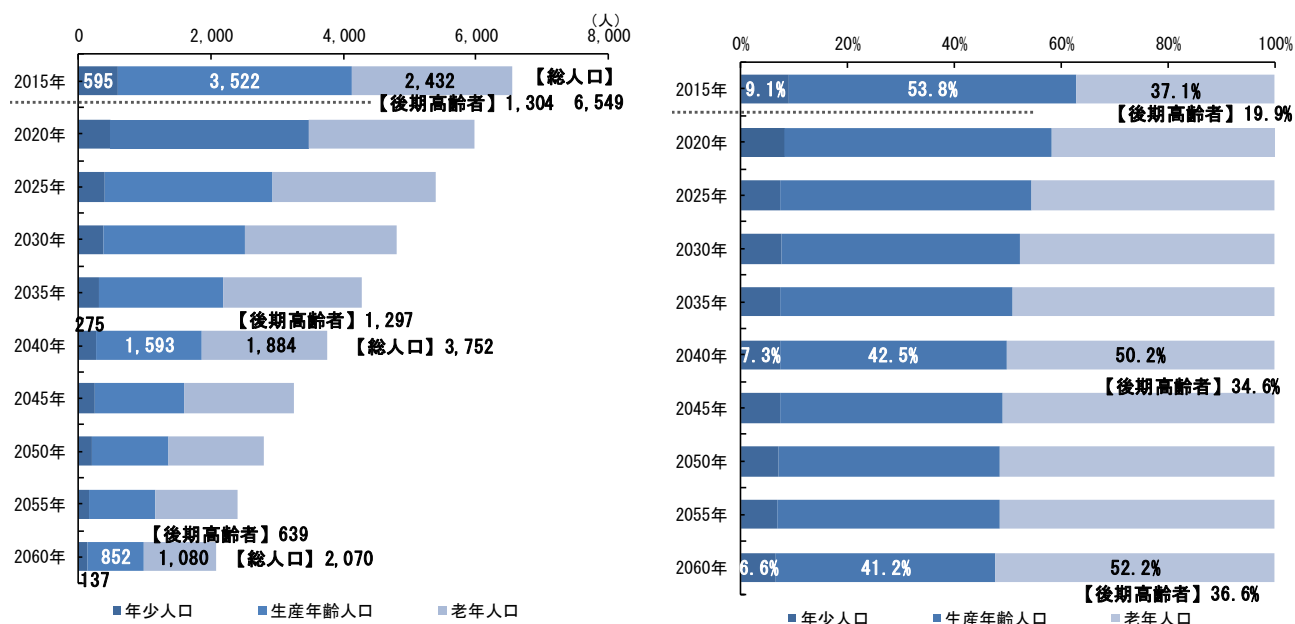


総



人口が3,752人（2015年（平成27年）対比57.3%）となり、2060年（令和42年）には

2,070人（同31.6%）になると推計されます。2015年（平成27年）から2060年（令和42年）までの人口割合の推移をみると、年少人口割合は9.1%→6.6%、生産年齢人口割合は53.8%→41.2%に減少する一方、老年人口割合は37.1%→52.2%（うち、後期高齢者人口割合は19.9%→36.6%）と増加します。



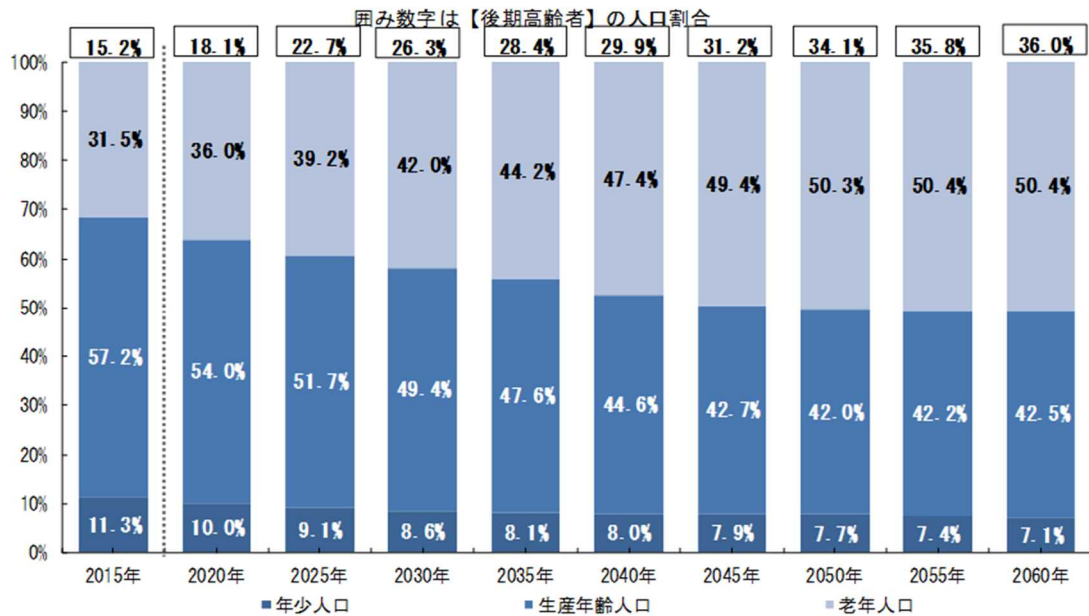
〔図表9 旧美山町の将来推計〕

② 人口構造の変化

前述のとおり、2015年（平成27年）までの実績をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合が一貫して減少する一方で、老年人口割合（＝高齢化率）と後期高齢者人口割合は一貫して増加しています。

2020年（令和2年）以降の人口構造の変化をみても傾向は変わらず、2040年（令和22年）には、年少人口割合が8.0%、生産年齢人口割合が44.6%、老年人口割合が47.4%（うち、後期高齢者人口割合は29.9%）となり、さらに2060年（令和42年）には、年少人口割合が7.1%、生産年齢人口割合が42.5%、老年人口割合が50.4%（うち、後期高齢者人口割合は36.0%）となり、高齢化の一層の進行が予測されています。

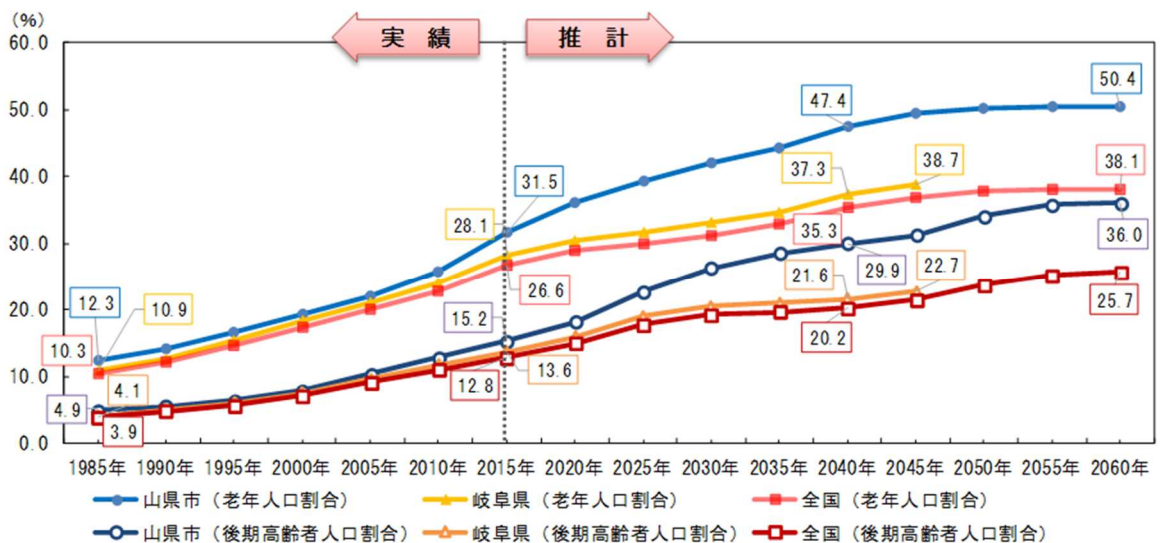
〔図表 10 年齢4区分別人口割合の将来推計〕



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

本市の老年人口割合及び後期高齢者人口割合は、これまで国や岐阜県の割合よりも高い割合で推移してきました。将来推計をみても傾向は変わらず、2040年（令和22年）には老年人口割合は国対比+12.1ポイント、岐阜県対比+10.1ポイント、後期高齢者人口割合は国対比+9.7ポイント、岐阜県対比+8.3ポイント高い水準にあります。さらに2060年（令和42年）には老年人口割合は国対比+12.3ポイント、後期高齢者人口割合は国対比+10.3ポイントとなり、高齢化の深刻度は一層高まることになります。

〔図表 11 本市、国、岐阜県における老年人口割合及び後期高齢者人口割合の推移と将来推計〕



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の将来推計人口」「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計

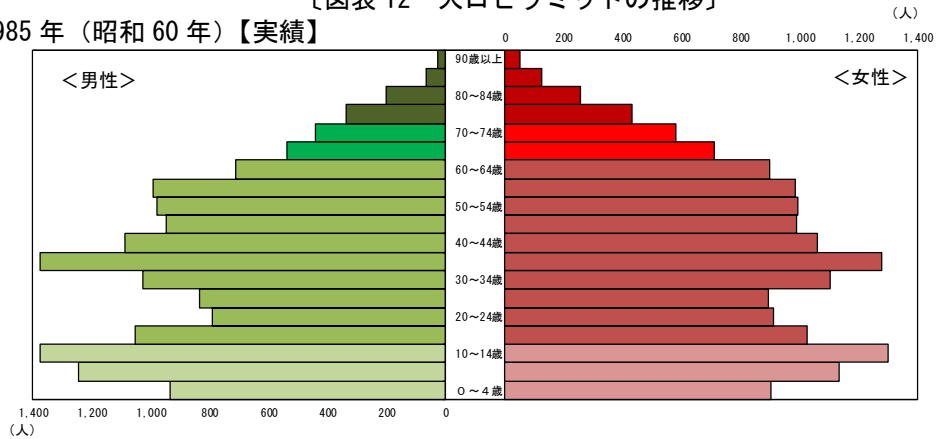
※岐阜県の推計は社人研が公表する2045年（令和27年）まで記載している】

【出典：総務省「国勢調査」、岐阜県「岐阜県長期構想中間見直し」】

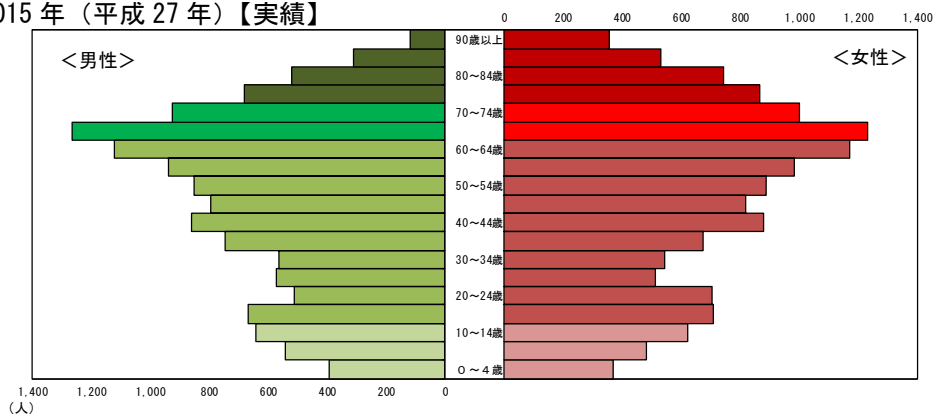
また、本市の1985年（昭和60年）【実績】、2015年（平成27年）【実績】、2040年（令和22年）【推計】、2060年（令和42年）の人口ピラミッド（男女別に5歳階級ごとの分布を図で表したもの）を比較すると、1985年（昭和60年）は年少人口と30歳代に厚みがある「星型」でしたが、2015年（平成27年）には1985年（昭和60年）当時の年少人口が生産年齢人口となる一方で30歳代が60歳代となり、人口ピラミッドは「つぼ型」になりました。2040年（令和22年）では、ピラミッド下部の若年層が人口減少により細くなり、上部の高齢層が人口増加により厚くなりますが、2060年（令和42年）には全年齢階級の人口が減少し「つぼ型」のまま徐々に細くなっていきます。

〔図表 12 人口ピラミッドの推移〕

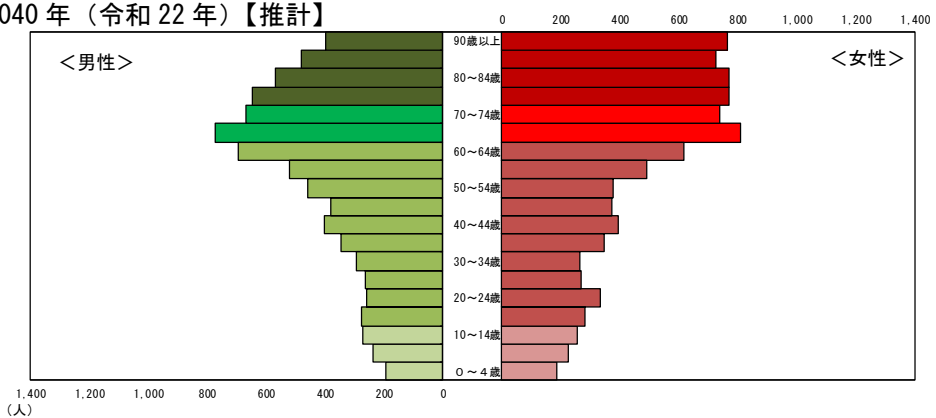
1985 年（昭和 60 年）【実績】



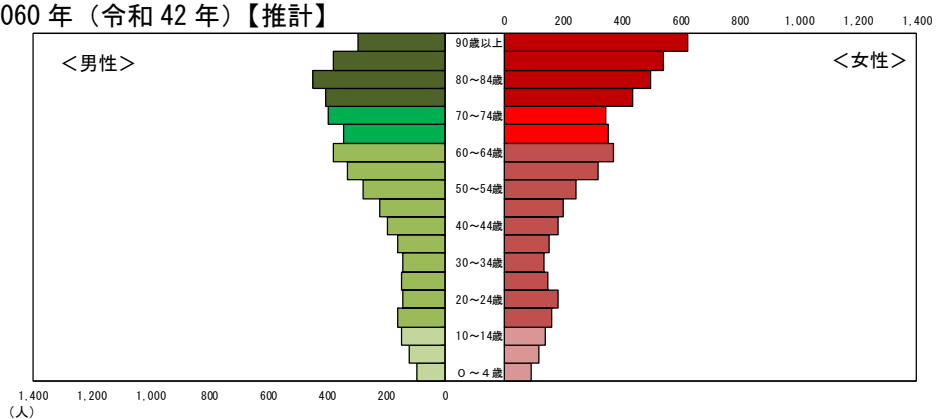
2015 年（平成 27 年）【実績】



2040 年（令和 22 年）【推計】



2060 年（令和 42 年）【推計】



【出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」、本市独自推計】

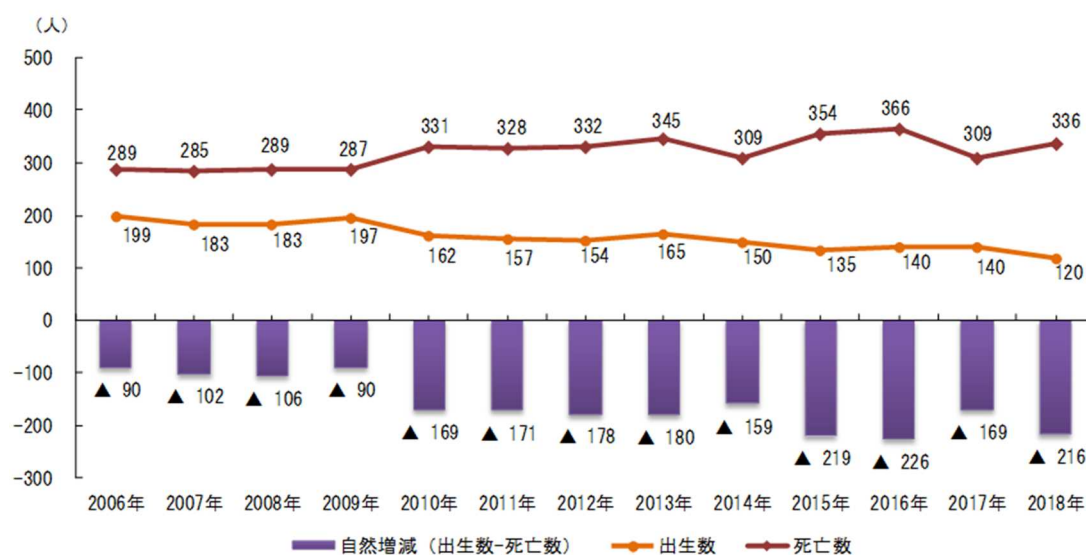
2 人口動態分析

(1) 自然動態

① 出生数、死亡数及び自然増減の推移

2006年（平成18年）以降の本市の状況をみると、一貫して死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。さらに、出生数が減少傾向にあるのに対して死亡数は300人前後で推移しているため、「自然減」は拡大しています。

〔図表13 出生数、死亡数及び自然増減の推移〕

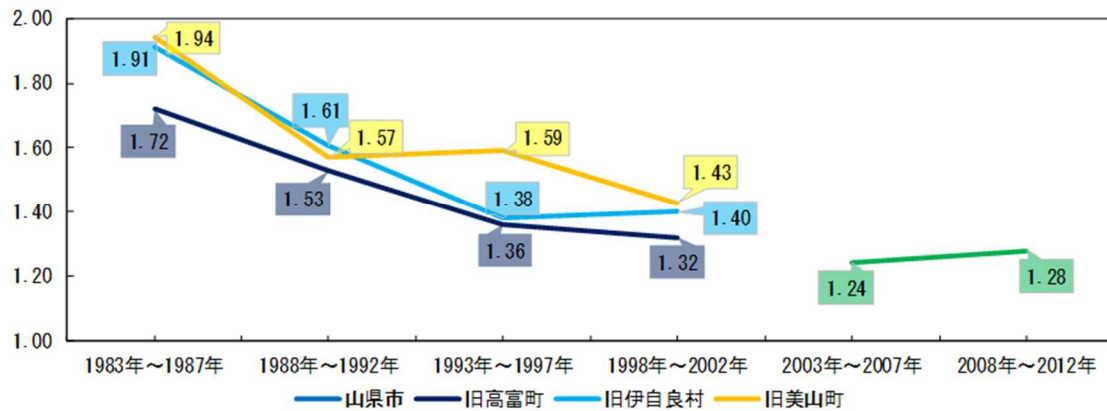


【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、3町村の合併以前も含めて減少傾向にありますが、直近の合計特殊出生率は1.28と前期比0.04上昇しています。なお、2013年（平成25年）～2017年（平成29年）における本市を含む市町村単位の合計特殊出生率は公表されていませんが、直近（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））の公表数値は県内最下位に甘んじており、合計特殊出生率の改善が人口減少対策における喫緊の課題です。

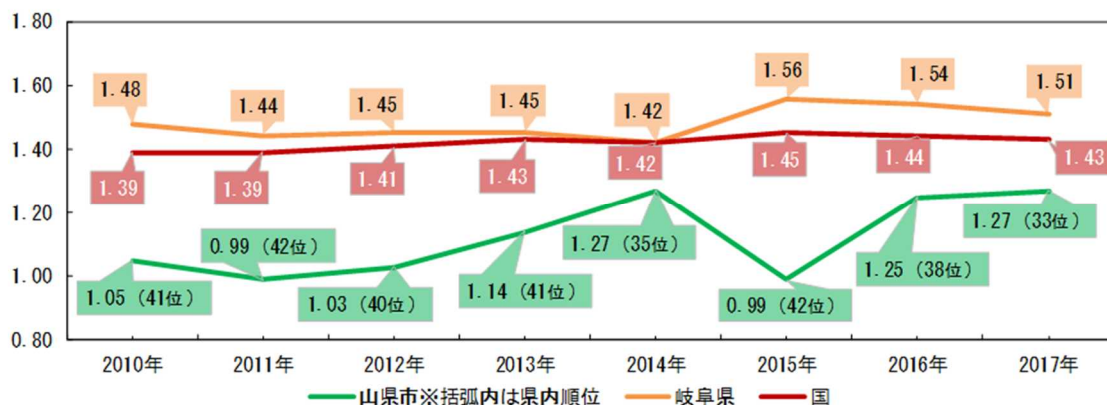
〔図表 14 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移〕



【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

厚生労働省が公表する市町村単位の合計特殊出生率は、標本数（出生数）が少ないことによる偶然変動の影響を可能な限り排除するため、二次医療圏（本市の場合は岐阜医療圏：岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町の6市3町）のデータも利用して数値を算出しています（「ベイズ推定」という）。一方、岐阜県では各保健所がベイズ推定前の市町村単位の合計特殊出生率を公表しています。同数値の推移及び県内42市町村の順位をみると、改訂前本市人口ビジョンを策定した2015年以降、合計特殊出生率も最下位近辺に甘んじていた県内順位も改善傾向にあります。

〔図表 15 本市、国、岐阜県における合計特殊出生率（本市はベイズ推定前）の推移及び県内順位〕

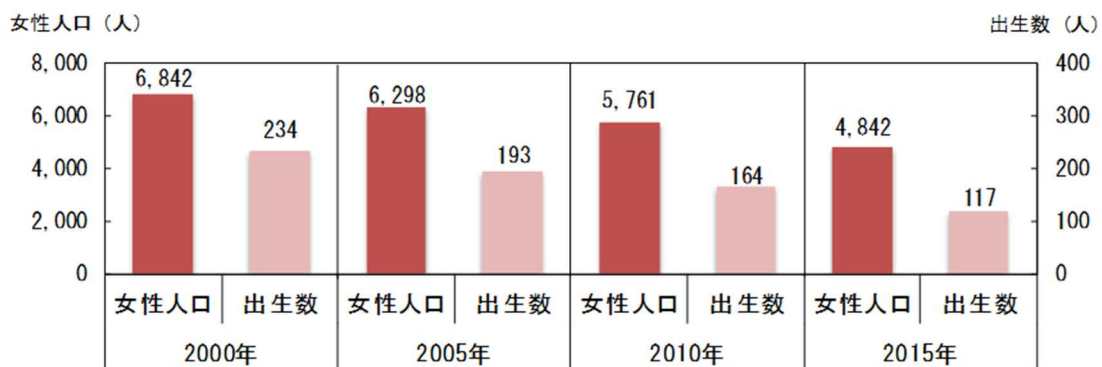


【出典：岐阜県内各保健所「地域の公衆衛生」】

③母となる 15～49 歳の女性人口と出生数の推移

母となる 15～49 歳の女性人口は、2000 年（平成 12 年）から 2015 年（平成 27 年）まで減少傾向にあります。将来的にも減少が続けば、仮に合計特殊出生率が国民の希望出生率である 1.80 や人口置換水準である 2.07 まで改善しても、出生数の大幅な増加に繋がりません。

〔図表 16 15～49 歳の女性人口と出生数の推移〕

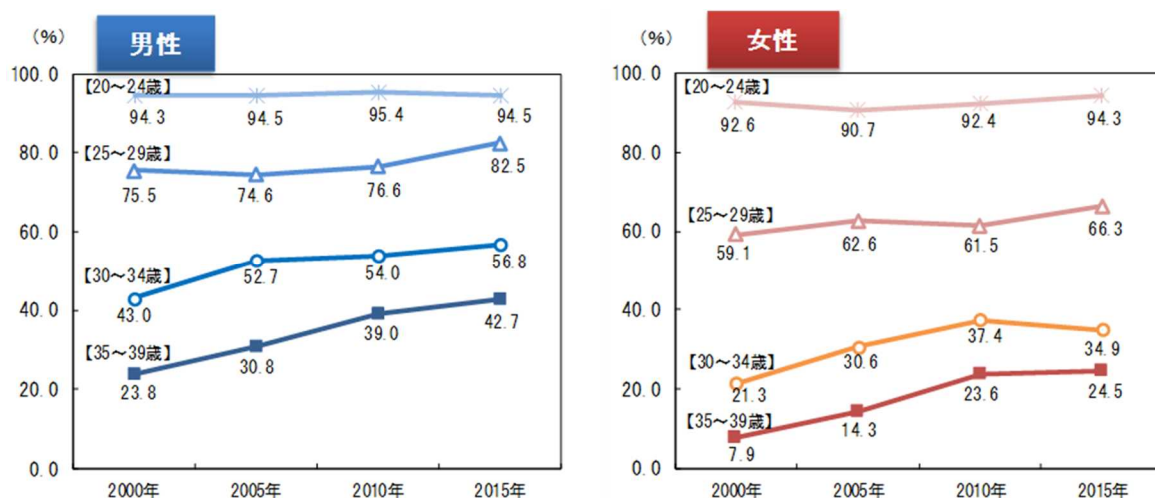


【出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」】

④男女別未婚率の推移

本市の 20～39 歳男女人口について 5 歳階級ごとの未婚率の推移をみると、男女ともすべての年齢階級において未婚率が上昇していますが、女性より男性が高い傾向にあります。2000 年（平成 12 年）から 2015 年（平成 27 年）の 15 年間の変化率は、男女ともに 35～39 歳の上昇率が最も高く、男性は+18.9 ポイント、女性は+16.6 ポイントとなっています。

〔図表 17 男女別 5 歳階級別未婚率の推移〕

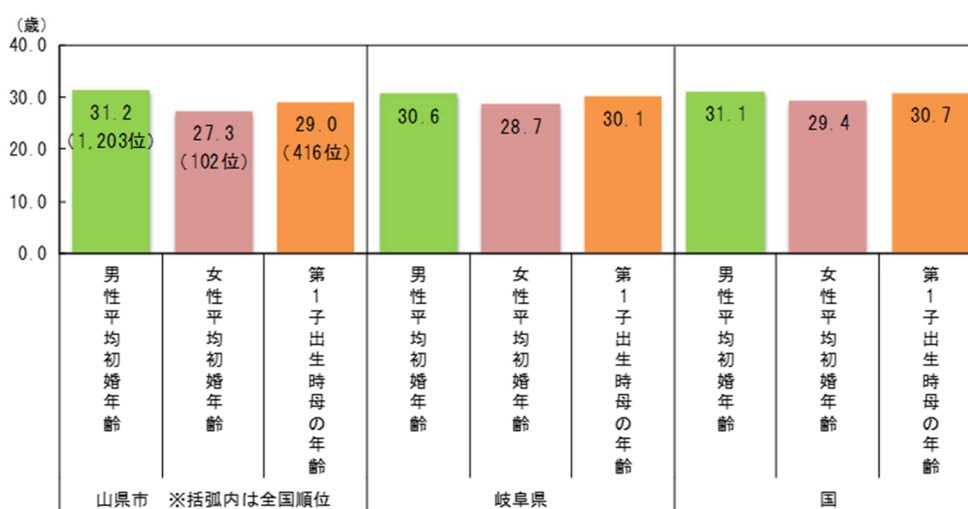


【出典：総務省「国勢調査」】

⑤少子化関係指標の比較

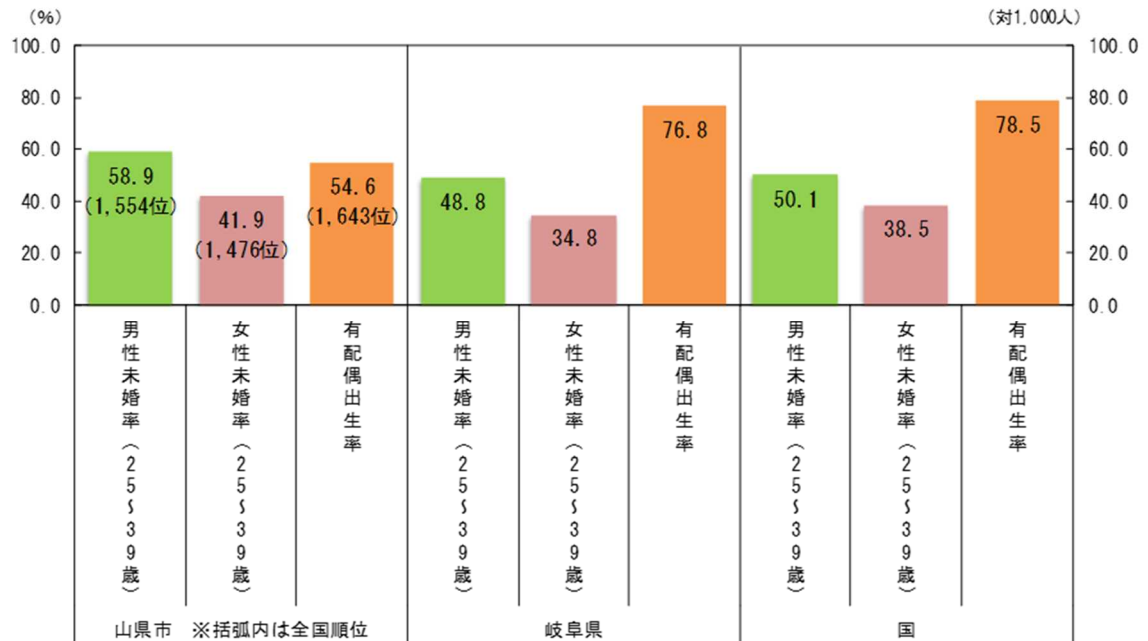
男女別平均初婚年齢及び第1子出生時の母の年齢（いずれも2013年（平成25年））について国及び岐阜県との比較をみると、男女の平均初婚年齢は31.2歳と岐阜県よりやや高いものの国と比べると同水準ですが、女性の平均初婚年齢は27.3歳と国及び岐阜県よりも若く、1,718市町村+23特別区のうち、若い順で102位の位置にあります。また、第1子出生時の母の年齢も同様に国及び岐阜県より若い水準にあります。

〔図表 18 本市、国、岐阜県における少子化関係指標の比較①〕



一方で、男女別未婚率（25～39歳）及び有配偶出生率（いずれも2015年（平成27年））を国及び岐阜県と比較すると、男性の未婚率は58.9%（低い順から1,554位）、女性の未婚率は、41.9%（同1,476位）と低い水準にあることがわかります。また、15～49歳の女性の有配偶者1,000人に対する出生数を示す有配偶出生率も54.6と国及び岐阜県よりも20ポイント以上も低い水準にあります。

〔図表 19 本市、国、岐阜県における少子化関係指標の比較②〕



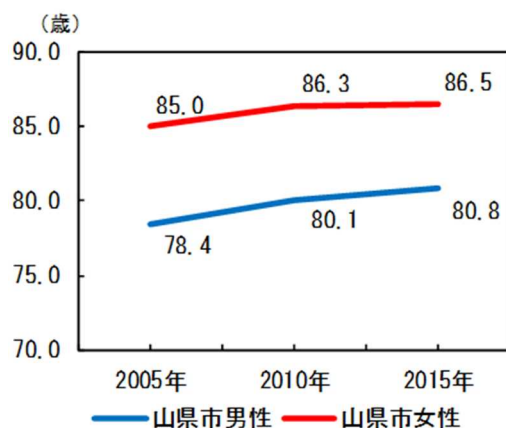
本市では男女とも若くして結婚し、出産する人たちがいる一方で、結婚しない（したくてもできない）人たちが結婚しても子どもを産まない（産みたくても産めない）人たちが多くいることがわかります。

⑥ 平均寿命の推移と比較

2015 年（平成 27 年）における本市の平均寿命は過去最高を更新して、男性で 80.8 歳、女性で 86.5 歳となりました。

本市の平均寿命を岐阜県や国と比較すると若干下回っています。しかし、その差は 1 歳未満で、かつ縮まってきており、本市は平均的な状況にあるといえます。

〔図表 20 平均寿命の推移及び国及び岐阜県との比較〕



		2005年	2010年	2015年
山口市	男性	78.4	80.1	80.8
	女性	85.0	86.3	86.5
	男女差 (女性－男性)	6.6	6.2	5.7
岐阜県	男性	79.0	79.9	81.0
	女性	85.6	86.3	86.8
	男女差 (女性－男性)	6.6	6.3	5.8
国	男性	78.8	79.6	80.8
	女性	85.8	86.4	87.0
	男女差 (女性－男性)	7.0	6.8	6.2

(単位：歳)

【出典：厚生労働省「市区町村別生命表」「都道府県別生命表」】

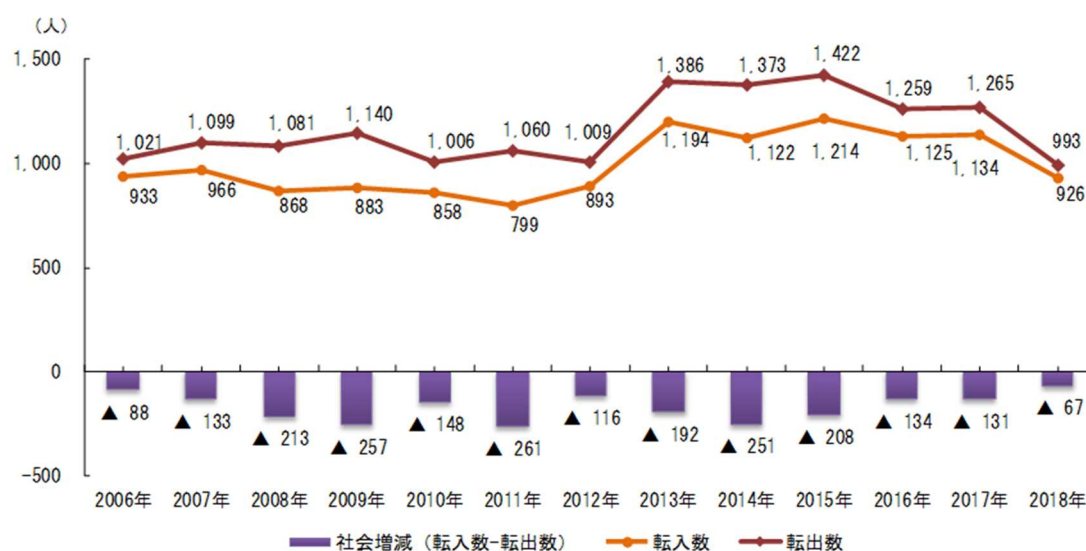
以上を踏まえると、本市の人口減少を自然動態の面から抑制するには、母となる女性の人口を可能な限り維持するとともに、安心して結婚し、出産できる環境を整える必要があります。

(2) 社会動態

① 転入数、転出数及び社会増減の推移

2006年（平成18年）以降の本市の状況をみると、一貫して転出数が転入数を上回る「社会減」となっています。ただし足元では、転入数、転出数ともに減少傾向にありますが、転出数の減少幅が転入数の減少幅を上回っていることで、結果として社会減による人口減少の影響が小さくなっています。

〔図表 21 転入数、転出数及び社会増減の推移〕

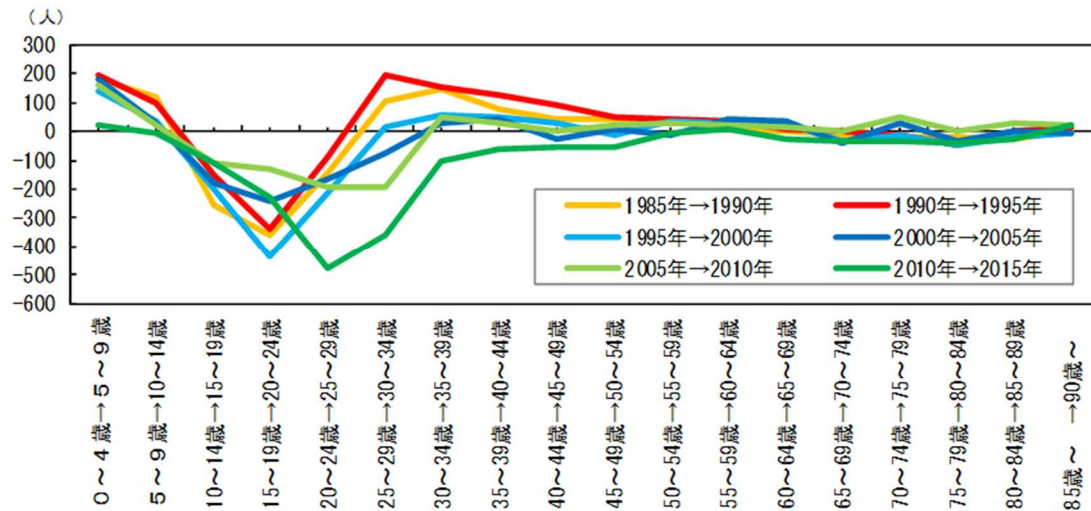


【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

② 年齢別転入転出差の推移

かつての本市は、10歳代後半から20歳代にかけて大きな転出超過がありましたが、近年は転出超過数が少なくなっています。一方で、30歳代に大きな転入超過がありましたが、30歳代後半は転入超過数が減少し、30歳代前半に至っては、転出超過に転落しています。これに伴って、5～9歳の子どもの転入超過数も減少し、近年では転入転出差がなくなっています。

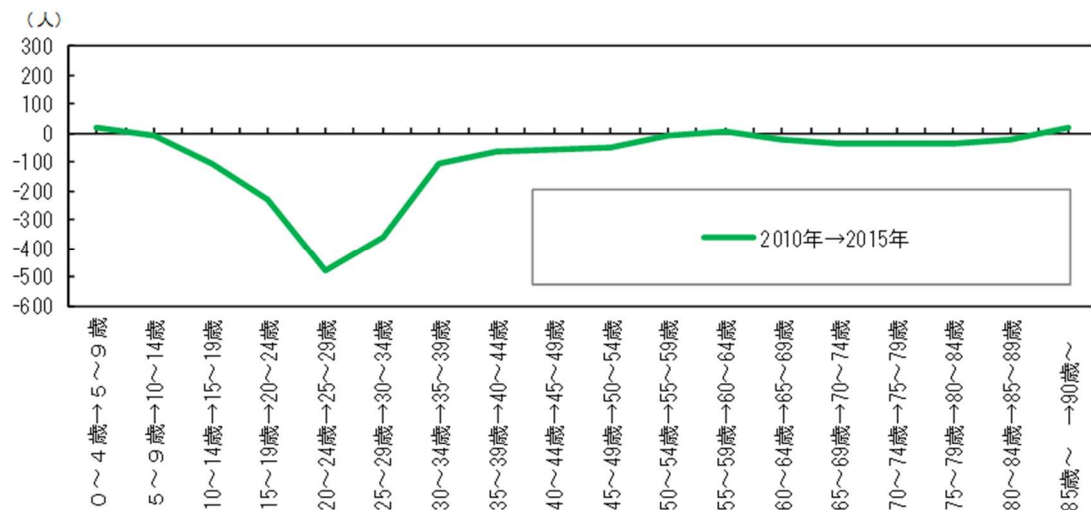
〔図表 22 年齢階級別転入転出差の推移〕



【出典：総務省「国勢調査」】

また、2010年（平成22年）→2015年（平成27年）にかけての年齢別転入転出差をみると、20～24歳→25～29歳の階級と、25～29歳→30～34歳の階級の転出差が急拡大しており、本市の人口減少が進行した一つの要因と考えられます。

〔図表 23 2010年（平成22年）→2015年（平成27年）にかけての年齢階級別転入転出差〕

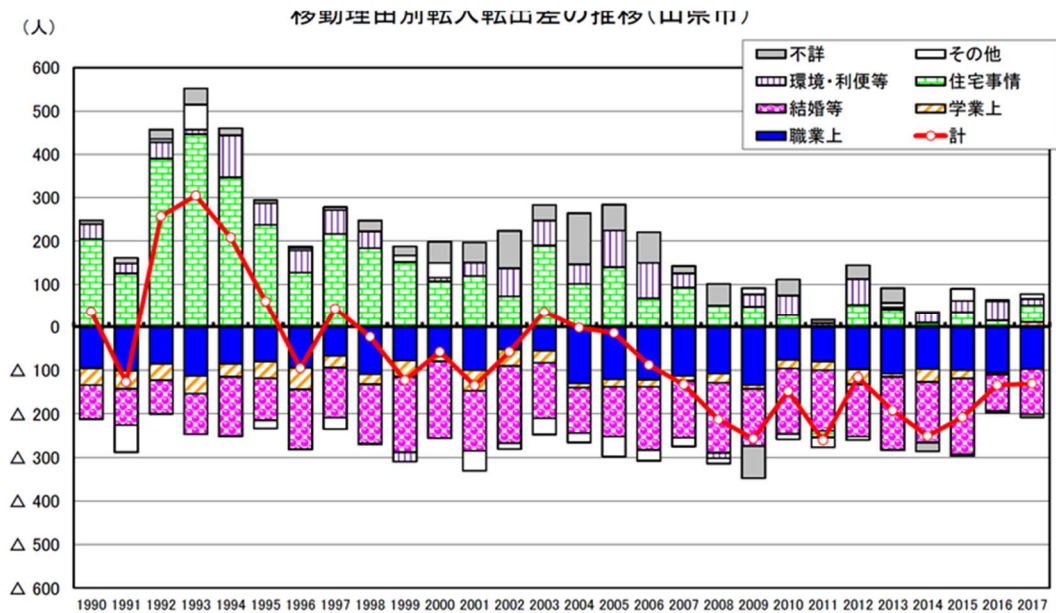


【出典：総務省「国勢調査」】

③ 移動理由別転入転出差の推移

本市は、1990年（平成2年）以降一貫して「職業上」や「結婚等」により転出超過となっています。一方で、かつてみられた「住宅事情」による転入超過は1993年（平成5年）以降減少傾向にあり、近年ではほとんど転入転出が均衡しています。これらを受けて、本市全体の転入転出差は2004年（平成16年）以降マイナスとなっています。

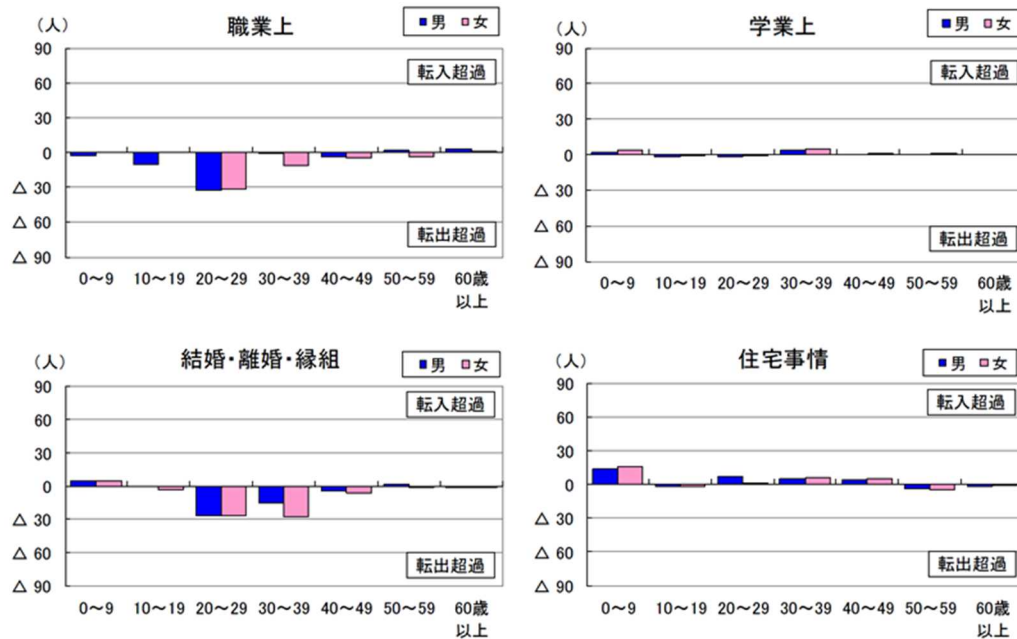
〔図表 24 移動理由別転入転出差の推移〕



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」（図表 22 も同様）】

なお、2017 年（平成 29 年）の調査では、20 歳代が「職業上」や「結婚等」により、30 歳代が「結婚等」により市外に転出しています。

〔図表 25 主な移動理由別でみた世代別日本人の転入転出差（2017 年（平成 29 年））〕



④ 主な市町村別の移動者及び通勤・通学者

本市は、岐阜市や関市を主として県内のほとんどの市町村で転出超過となっており、2018

年（平成 30 年）時点において県内の転入転出差（転入者－転出者）は▲147 人となっています。県外の転入転出差も▲81 人ですが、外国等からの転入超過により総計の転入転出差は▲67 人に留まっています。

また、2014 年（平成 26 年）の状況を比較すると、県内との転入出では、転入者数は変わらないものの転出者数が大幅に減少したため、転入転出差は 294 人分改善しました。県外では、愛知県をはじめ転入者数が増加した一方で転出者数が減少し、転入転出差は 57 人分改善しました。しかしながら外国からの転入者数が大幅に減少しており、結果として本市全体の転入転出差をみると、2014 年（平成 26 年）には▲251 人であったものが、2018 年（平成 30 年）には▲67 人と、184 人分改善しました。

〔図表 26 主な市町村別の転入転出の状況〕

	2014年					2018年					2018年-2014年		
	転入	(構成比)	転出	(構成比)	差	転入	(構成比)	転出	(構成比)	差	転入	転出	差
総計	1,122	(100.0%)	1,373	(100.0%)	▲ 251	926	(100.0%)	993	(100.0%)	▲ 67	▲ 196	▲ 380	+ 184
県内合計	416	(37.1%)	857	(62.4%)	▲ 441	412	(44.5%)	559	(56.3%)	▲ 147	▲ 4	▲ 298	+ 294
岐阜市	231	(20.6%)	390	(28.4%)	▲ 159	230	(24.8%)	299	(30.1%)	▲ 69	▲ 1	▲ 91	+ 90
関市	51	(4.5%)	108	(7.9%)	▲ 57	27	(2.9%)	47	(4.7%)	▲ 20	▲ 24	▲ 61	+ 37
各務原市	24	(2.1%)	34	(2.5%)	▲ 10	21	(2.3%)	23	(2.3%)	▲ 2	▲ 3	▲ 11	+ 8
瑞穂市	11	(1.0%)	39	(2.8%)	▲ 28	10	(1.1%)	29	(2.9%)	▲ 19	▲ 1	▲ 10	+ 9
その他	99	(8.8%)	286	(20.8%)	▲ 187	124	(13.4%)	161	(16.2%)	▲ 37	+ 25	▲ 125	+ 150
県外合計	164	(14.6%)	302	(22.0%)	▲ 138	194	(21.0%)	275	(27.7%)	▲ 81	+ 30	▲ 27	+ 57
愛知県	62	(5.5%)	155	(11.3%)	▲ 93	90	(9.7%)	133	(13.4%)	▲ 43	+ 28	▲ 22	+ 50
東京都	21	(1.9%)	35	(2.5%)	▲ 14	10	(1.1%)	30	(3.0%)	▲ 20	▲ 11	▲ 5	▲ 6
その他	81	(7.2%)	112	(8.2%)	▲ 31	94	(10.2%)	112	(11.3%)	▲ 18	+ 13	+ 0	+ 13
外国等合計	542	(48.3%)	214	(15.6%)	+ 328	320	(34.6%)	159	(16.0%)	+ 161	▲ 222	▲ 55	▲ 167
外国	536	(47.8%)	53	(3.9%)	+ 483	314	(33.9%)	68	(6.8%)	+ 246	▲ 222	+ 15	▲ 237
不詳	6	(0.5%)	161	(11.7%)	▲ 155	6	(0.6%)	91	(9.2%)	▲ 85	+ 0	▲ 70	+ 70

【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

本市の流入者（他市町村から本市への通勤・通学者）が 4,251 人に対し、流出者（本市から他市町村への通勤・通学者）は 8,636 人であり、流入流出差（流入者数－流出者数）が▲4,385 人と大幅なマイナスとなっています。市町村別の状況をみると、岐阜市への流出が▲1,707 人と最も多く、その他近隣市町へもマイナスの状況です。県外をみても愛知県を筆頭に▲673 人という状況です。ただし、2010 年（平成 22 年）の状況と比較すると、県内との流入流出差はマイナスが拡大しましたが、県外では、従業地・通学地等が不詳（主に外国人）の流出者が大幅に減少したため、結果として本市全体の流入流出差は、2010 年（平成 27 年）には▲4,647 人であったものが、2015 年（平成 30 年）には▲4,385 人と 262 人分の改善となっています。個別市町村では、岐阜市からの流入が 204 人増加し、岐阜市への流出が 282 人減少したため、岐阜市との流入流出差は 486 人分改善しました。

〔図表 27 主な市町村別の流入流出の状況〕

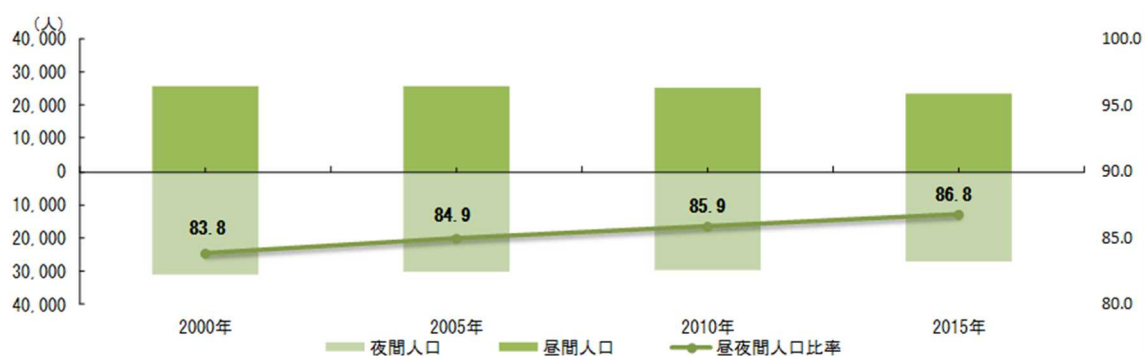
	2010年					2015年					2015年-2010年		
	流入	(構成比)	流出	(構成比)	差	流入	(構成比)	流出	(構成比)	差	流入	流出	差
総計	3,858	(100.0%)	8,505	(100.0%)	▲ 4,647	4,251	(100.0%)	8,636	(100.0%)	▲ 4,385	+ 393	+ 131	+ 262
県内合計	3,778	(97.9%)	7,374	(86.7%)	▲ 3,596	4,156	(97.8%)	7,868	(91.1%)	▲ 3,712	+ 378	+ 494	▲ 116
岐阜市	2,500	(64.8%)	4,693	(55.2%)	▲ 2,193	2,704	(63.6%)	4,411	(51.1%)	▲ 1,707	+ 204	▲ 282	+ 486
関市	597	(15.5%)	1,011	(11.9%)	▲ 414	677	(15.9%)	1,020	(11.8%)	▲ 343	+ 80	+ 9	+ 71
美濃市	125	(3.2%)	245	(2.9%)	▲ 120	133	(3.1%)	253	(2.9%)	▲ 120	+ 8	+ 8	+ 0
各務原市	93	(2.4%)	350	(4.1%)	▲ 257	101	(2.4%)	359	(4.2%)	▲ 258	+ 8	+ 9	▲ 1
その他	463	(12.0%)	1,075	(12.6%)	▲ 612	541	(12.7%)	1,825	(21.1%)	▲ 1,284	+ 78	+ 750	▲ 672
県外合計	80	(2.1%)	1,131	(13.3%)	▲ 1,051	95	(2.2%)	768	(8.9%)	▲ 673	+ 15	▲ 363	+ 378
愛知県	73	(1.9%)	610	(7.2%)	▲ 537	69	(1.6%)	655	(7.6%)	▲ 586	▲ 4	+ 45	▲ 49
その他・不詳	7	(0.2%)	521	(6.1%)	▲ 514	26	(0.6%)	113	(1.3%)	▲ 87	+ 19	▲ 408	+ 427

【出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料】

夜間人口（常住地による人口＝総人口）に対して、通勤・通学を考慮して昼間に在住する人口を昼間人口（夜間人口－他市町村への流出者＋他市町村からの流入者）といいます。昼夜間人口比率とは夜間人口 100 人に対する昼間人口の指数で、都心部程高くなり、ベッドタウンは低くなる傾向にあります。

本市の昼夜間人口比率をみると、2000 年（平成 12 年）は 83.8 でしたが、2015 年（平成 27 年）には 86.8 と、依然として基準となる 100.0 は下回っているものの、上昇傾向にあります。

〔図表 28 昼夜間人口比率の推移〕



【出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供資料】

このように、本市は岐阜市とのつながりが非常に強いため、「岐阜県人口ビジョン（2017 年（平成 29 年）7 月改訂版）においても引き続き、岐阜市を人口のダム機能都市とする「ダム機能都市通勤圏型」として位置づけられています。

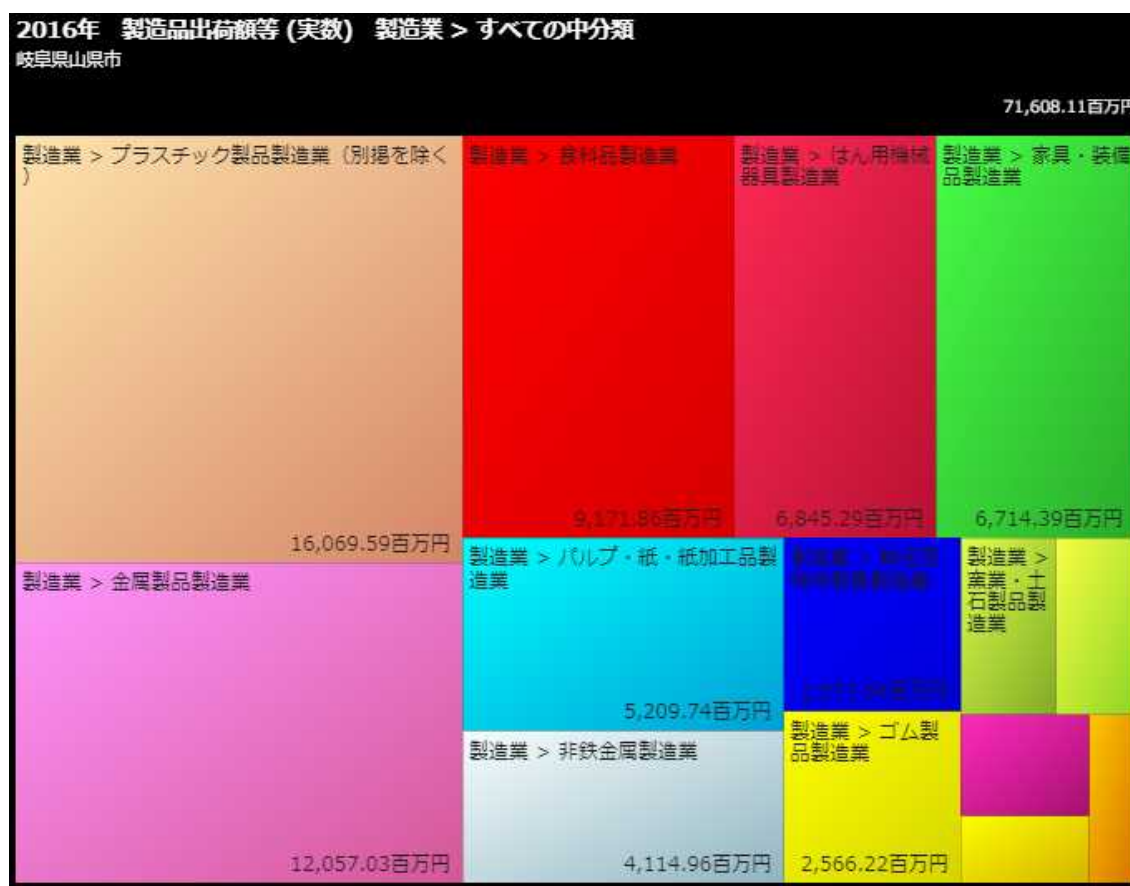
⑥ 産業構造

直近の経済センサス（2016 年（平成 28 年））をみると、事業所数ベースの 27.0%（365 / 1,353 事業所）、従業者数ベースの 38.3%（3,869 / 10,114 人）を製造業が占めており、

本市の主要産業は製造業であることがわかります。また経済センサスの調査結果を加工して中小企業庁が公表した資料によると、本市の企業規模を判別できる企業所数（民営・非一次産業）1,047 事業所はすべて中小企業であり、製造業の中小企業が本市の産業を支えていることがわかります。

製造業について詳しくみると、製造品出荷額等の実数（全事業所合計額）ベースではプラスチック製品製造業が 16,070 百万円（市内シェア 22.4%）、金属製品製造業が 12,057 百万円（同 16.8%）、食料品製造業が 9,172 百万円（同 12.8%）と続いています。

【図表 29 製造品出荷額等からみた製造業の構造】



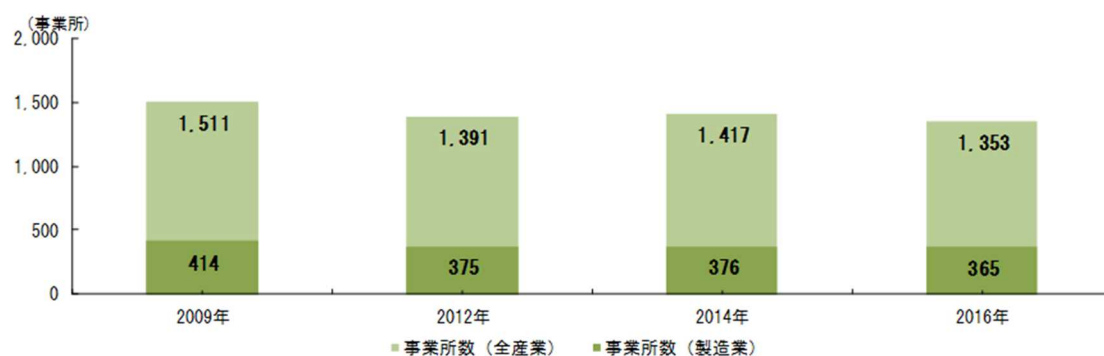
【出典：RESAS（リーサス：地域経済分析システム）ー産業構造マップ】

プラスチック製品製造業や金属製品製造業は付加価値額でみても常用従業者数でみても上位に位置しており、水栓バルブ発祥の地である本市においては、これら関連する産業が集積していることが強みであると言えます。

⑦民営事業所数の推移

本市の民営事業所数をみると、2009 年（平成 21 年）には、1,511 事業所がありましたが、2016 年（平成 28 年）には 1,353 事業所と、約 1 割の 158 事業所が減少しています。また、本市の主たる産業の製造業においても、同期間で 49 事業所も減少しました。

〔図表 30 民営事業所数の推移〕



以上を踏まえると、本市の人口減少を社会動態の面から抑制するためには、雇用力及び稼ぐ力がある産業を引き続き支援するとともに、中小企業をはじめとした市内事業所に対して雇用の促進や事業継承等への市内事業者の課題解決のための支援を行うことで、事業所数の減少を食い止め、市民（特に職業上を理由とした転出が多い10～30歳代）の働く場を確保する必要があります。

3 将来人口の推計と分析

(1) 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計の比較

社人研の推計（パターン①）によると、本市の総人口は今後も減少を続け、2040年（令和22年）には17,123人、2060年（令和42年）には10,044人になると予測されています。

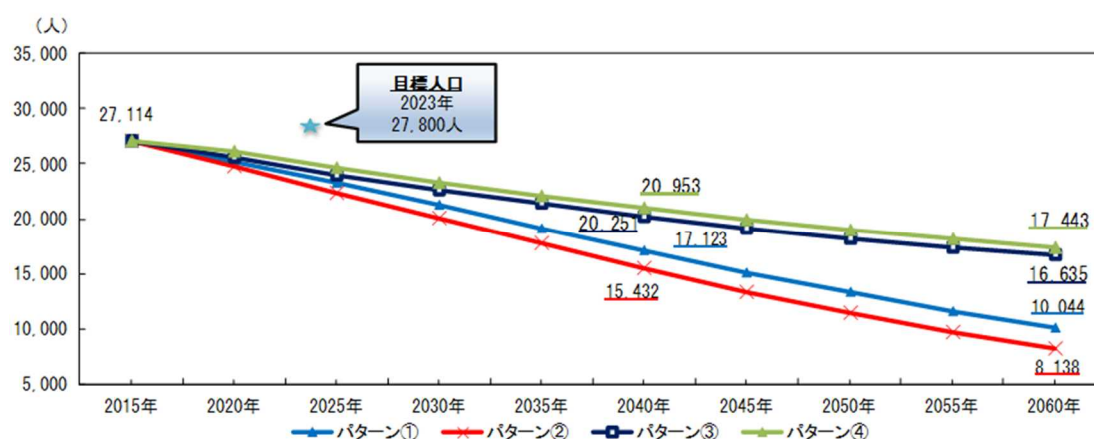
社人研の推計は、原則として2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の人口移動傾向を初期値として将来の純移動率が推計されていますが、本市においては同期間の転出率が過去と比べて著しく高かったため、2005年（平成17年）→2010年（平成22年）2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の2期間の平均値が初期値とされています。2010年（平成22年）→2015年（平成27年）の人口移動傾向を初期値として推計したパターン②では、パターン①より人口減少が進行し、2040年（令和22年）には15,432人、2060年（令和42年）には8,138人となります。

岐阜県の「岐阜県人口ビジョン（2017年（平成29年）7月改訂版）」では出生率の改善と転入転出の均衡を図ることをめざしています。岐阜県人口ビジョンに準拠した推計（パターン③）では、パターン①とパターン②により減少幅が改善され、2040年（令和22年）に20,251人、2060年（令和42年）には16,635人となります。

改訂前本市人口ビジョンでは、岐阜県人口ビジョン同様の出生率の改善と転入転出の均衡に加え、2015年（平成27年）からの5年間で200世帯（600人）の子育て世帯の移住定住をめざしていました。現在の人口移動傾向にあてはめた再推計（パターン④）では2040年（令和22年）に20,953人、2060年（令和42年）には17,443人となります。

なお、いずれの推計でも第2次山県市総合計画において目標人口として定めた2023年（令和5年）の定住人口27,800人には届きません。

〔図表 31 将来人口推計の比較〕



【2023年（令和5年）の将来人口／目標人口比】

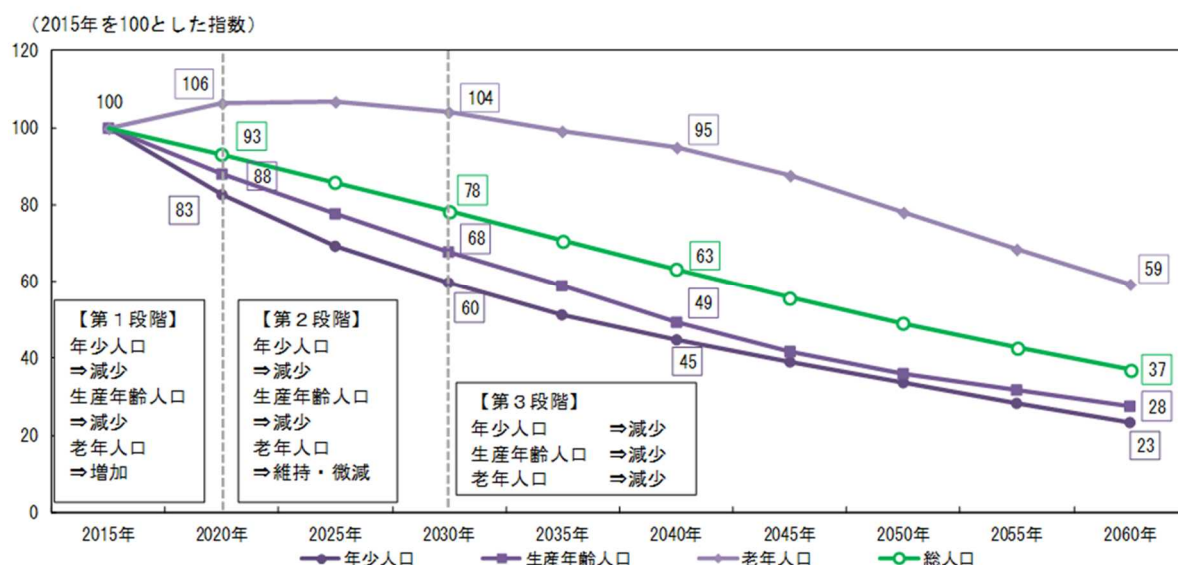
パターン①：24,071人／▲3,729人
 パターン②：23,307人／▲4,493人
 パターン③：24,648人／▲3,152人
 パターン④：24,853人／▲2,947人

主な仮定	社人研推計 (パターン①)	独自推計 (パターン②)	岐阜県人口ビジョン準拠 (パターン③)	山県市人口ビジョン準拠 (パターン④)
出生に関する仮定	現状維持	社人研推計と同様	合計特殊出生率が 2030年に1.8、2040年に 2.07となるよう上昇	合計特殊出生率が 2030年に1.8、2040年に 2.07となるよう上昇
移動に関する仮定	現状維持(※初期値:2005年 →2010年、2010→2015年の純 移動率の平均)	現状維持(※初期値:2010→ 2015年の純移動率)	2040年までに転入転出差が0 になる(社会移動が均衡)	2040年までに転入転出差が0 +2020年までの5年間で200 世帯移住

(2) 人口減少段階の分析

社人研の推計（パターン①）によると、本市の人口減少段階は、2020年（令和2年）までは第1段階（老年人口の増加）、2030年（令和12年）までは第2段階（老年人口の維持・微減）となり、2030年（令和12年）以降は第3段階（老年人口の減少）となります。したがって、2030年（令和12年）以降の本市は、急速に人口減少が加速していくことが予測されています。なお、人口減少段階が変化する年次は改訂前本市人口ビジョンから変更がありませんが、人口減少の加速化に伴い、減少の程度は大きくなっています。

〔図表 32 総人口及び年齢3区分別人口の指数の推移と人口減少段階の分析〕



(3) 将来人口に及ぼす自然増減及び社会増減の影響度の分析

人口増減の要因は、出生数及び死亡数の差である自然増減と、転入者数と転出者数の差である社会増減に分解できます。本市の人口減少を抑制するために、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」が示したシミュレーションを用いて、本市の将来人口に及ぼす自然増減及び社会増減の影響度を分析します。

《シミュレーションの内容》

シミュレーション①	パターン①+合計特殊出生率が2030年までに2.1まで上昇
シミュレーション②	シミュレーション①+2015年以降の転入転出差が0になる(社会移動が均衡)

《シミュレーション結果の評価基準》

自然増減の影響度

シミュレーション①の2040年の総人口／パターン①の2040年の総人口の数値に応じて、以下の5段階に整理する。

「1」=100%未満、「2」=100～105%未満、「3」=105～110%未満

「4」=110～115%未満、「5」=115%以上の増加

社会増減の影響度

シミュレーション②の2040年の総人口／シミュレーション①の2040年の総人口の数値に応じて、以下の5段階に整理する。

「1」=100%未満、「2」=100～110%未満、「3」=110～120%未満

「4」=120～130%未満、「5」=130%以上の増加

シミュレーションによると、本市の自然増減の影響度は「3」、社会増減の影響度は「4」となります。改訂前本市人口ビジョンでは、前者は「4」、後者は「2」であったことから、合計特殊出生率等の改善により自然増減の影響度が薄まったものの、転出超過の状況が続いていることから社会増減の影響度が高まったものと考えられます。しかし自然増減の影響度もほぼ「4」に近いことから、結婚・出産・子育てに関する支援を続けていくことで合計特殊出生率等の改善を進めるとともに、転出超過の解消に向けて注力していくことが重要と考えられます。

〔図表 33 自然増減及び社会増減の影響度〕

分類	計算結果	影響度
自然増減の影響度 (今回)	シミュレーション①の2040年の推計人口 18,815人 パターン①の2040年の推計人口 17,123人 ⇒ 18,815人／17,123人=109.9%	3
社会増減の影響度 (今回)	シミュレーション②の2040年の推計人口 22,711人 シミュレーション①の2040年の推計人口 18,815人 ⇒ 22,711人／18,815人=120.7%	4
自然増減の影響度 (前回)	シミュレーション①の2040年の推計人口 23,636人 パターン①の2040年の推計人口 21,289人 ⇒ 23,636人／21,289人=111.0%	4
社会増減の影響度 (前回)	シミュレーション②の2040年の推計人口 24,836人 シミュレーション①の2040年の推計人口 23,636人 ⇒ 24,836人／23,636人=105.1%	2

(4) 推計ごとの人口及び増減率

合計特殊出生率を現状維持としたパターン①と、上昇させたシミュレーション①を比較す

ると、生まれた子どもが市内に継続して住むことで、年少人口だけでなく生産年齢人口の減少幅も改善され、やせ細る「つぼ型」の人口ピラミッドの土台を厚くし、地域の持続力を高めることができます。また、シミュレーション①とシミュレーション②との比較から、子育て世代の転出超過が大きい本市においては、同世代の転出超過を解消することで人口減少の抑制に大きく貢献することがわかります。2015 年（平成 27 年）以降の転入転出差を 0 としたシミュレーション②をみると、2015 年比で年少人口が 12.3%増、0～4 歳人口が 50.4%増と減少から増加に転じています。転出超過傾向が続くなか、同シミュレーションのように 2015 年（平成 27 年）からいきなり転入転出差を 0 とすることは現実的ではありませんが、転出超過の解消時期を早めるほど人口減少の抑制につながります。ただし、いずれの推計においても人口減少は免れないことから、将来めざすべき均衡ある年齢構成を見据え、時代に合った地域づくりをすることが、地域の持続可能性を確保することにつながります。

〔図表 34 推計ごとの人口及び増減率〕

(単位：人)

		総人口	年少人口		生産年齢人口	老年人口	
				うち、0～4歳人口			うち、後期高齢者人口
2015年	現状値	27,114	3,055	763	15,505	8,554	4,129
2040年	パターン①	17,123	1,369	378	7,637	8,118	5,128
	シミュレーション①	18,815	2,558	751	8,139	8,118	5,128
	シミュレーション②	22,711	3,447	1,147	11,087	8,177	5,140
	パターン②	14,918	1,067	290	6,252	7,598	4,761
	パターン③	20,251	2,643	927	9,467	8,141	5,135
	パターン④	20,953	2,764	963	9,965	8,224	5,135

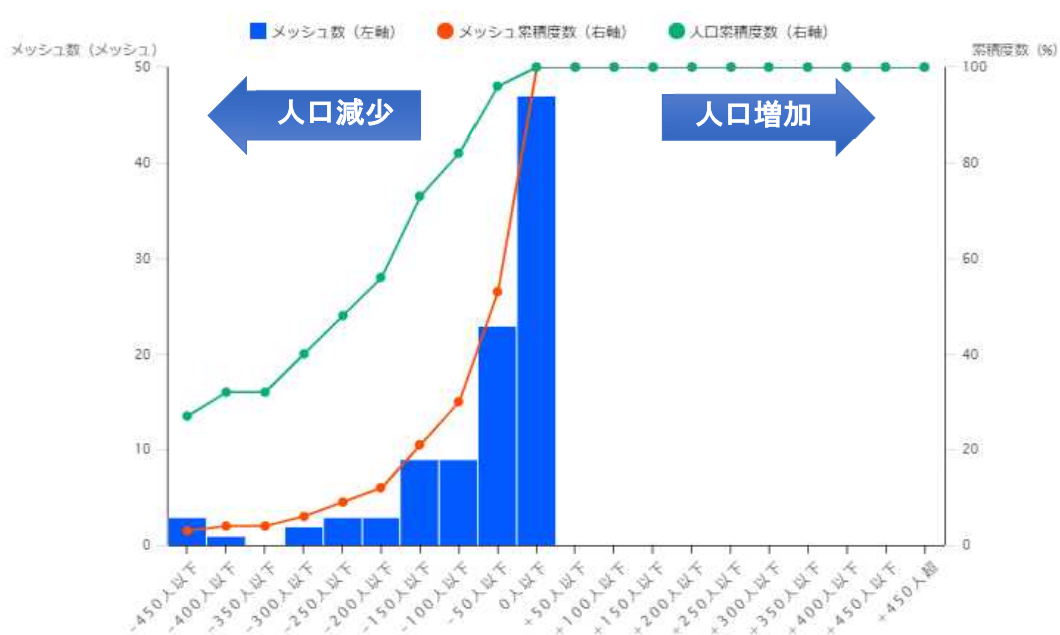
		総人口	年少人口		生産年齢人口	老年人口	
				うち、0～4歳人口			うち、後期高齢者人口
2015年→ 2040年 増減率	パターン①	-36.8%	-55.2%	-50.4%	-50.7%	-5.1%	24.2%
	シミュレーション①	-30.6%	-16.3%	-1.5%	-47.5%	-5.1%	24.2%
	シミュレーション②	-16.2%	12.8%	50.4%	-28.5%	-4.4%	24.5%
	パターン②	-45.0%	-65.1%	-62.0%	-59.7%	-11.2%	15.3%
	パターン③	-25.3%	-13.5%	21.5%	-38.9%	-4.8%	24.4%
	パターン④	-22.7%	-9.5%	26.2%	-35.7%	-3.9%	24.4%

4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

(1) にぎわいや魅力の喪失、地域コミュニティの崩壊

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、本市の 2015 年（平成 27 年）から 2040 年（令和 22 年）の人口増減数をみると、すべての 1km メッシュで減少が予測されています。人口密度の低下は、市内からにぎわいや活気を喪失させ、地域コミュニティの機能喪失や防犯力の低下を招きかねません。

〔図表 35 区分メッシュ度数分布図（人口増減数）〕



(2) 市内経済及び雇用の規模縮小

本市の経済活動の実態や動向を表す市内総生産の近年の動向をみると、人口減少に伴って地域内需要が減速しているにもかかわらず、我が国全体が景気拡大局面にあったことが寄与し、2010 年度（平成 22 年度）をボトムに回復基調にありました。特に医療、介護などの「保健衛生・社会事業」は高齢化に伴い産業規模が拡大しており、本市においても 2006 年度（平成 18 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）までの 9 年間で約 1.2 倍もの規模に成長しました。労働集約型産業である同産業の伸長は本市の雇用創造力を高めています。

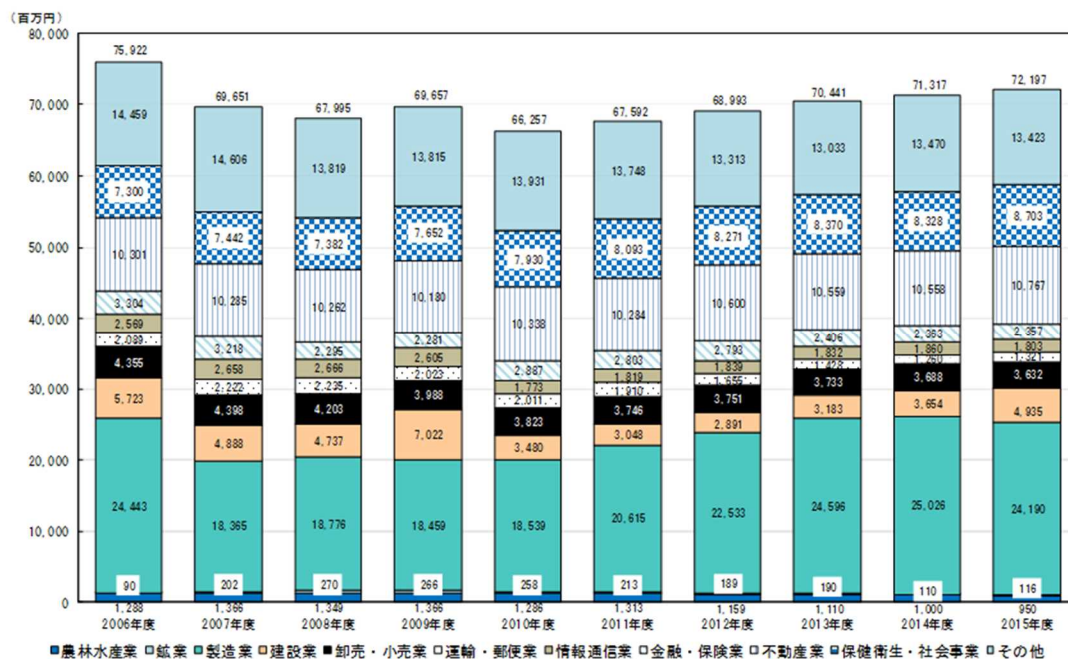
しかしこのまま人口減少が進展すれば地域内需要がさらに減速し、「建設業」、「不動産業」、「小売業」、「サービス業」をはじめとした内需依存型の縮小を招きます。また、拡大基調である「保健衛生・社会事業」も、2030 年（令和 12 年）には老年人口が減少に転ずると予測されるなか、産業規模拡大にも限界があります。さらに、本市の主たる産業である製造業も人口減少により雇用が確保できなければ、生産能力の低下だけでなく、事業の存続にも多大な影響を与えかねません。

本市の経済活動の実態や動向を表す市内総生産の近年の動向をみると、人口減少に伴って

地域内需要が減速しているにもかかわらず、我が国全体が景気拡大局面にあったことが寄与し、2010年度（平成22年度）をボトムに回復基調にありました。

しかしこのまま人口減少が進展すれば、労働力人口が減少し、市内企業の人手不足がさらに深刻化する懸念があります。本市の主たる産業である製造業も人口減少により雇用が確保できなければ、生産能力の低下だけでなく、事業の存続にも多大な悪影響を与えかねません。

〔図表 36 市内総生産の推移〕

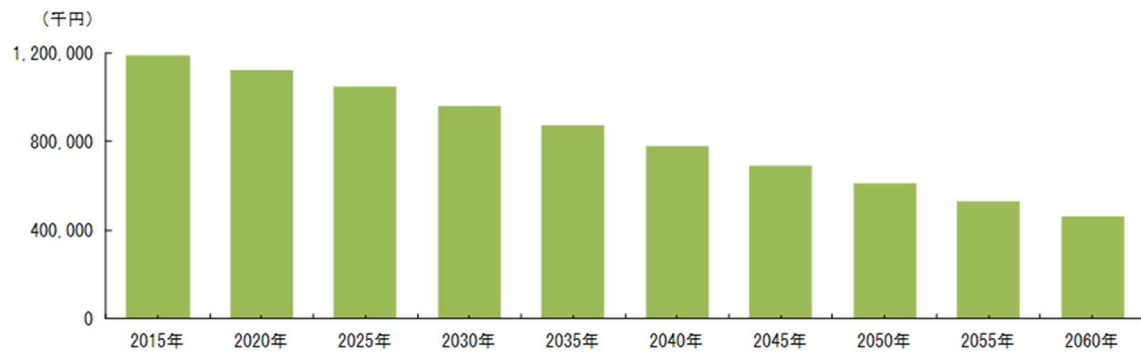


【出典：岐阜県「岐阜県の市町村経済計算」】

（４）財政の悪化

生産年齢人口の減少を受けて、納税負担者でもある労働力人口も減少し、個人市民税も減少する見込みです。一方歳出面への影響をみると、高齢者が減少する2030年（令和12年）までは扶助費及び繰出金は同規模で必要となり、本市の財政悪化が懸念されます。地方交付税の依存度が高い本市ですが、自主財源の減少は投資余力の低下を招き、さらに人口減少を加速させる懸念があります。

〔図表 37 個人市民税の将来推計【暫定】〕



【推計の前提条件】

- ① 2015 年度の個人市民税（均等割＋所得割）【実績】を 16 歳以上人口で除して一人当たりの個人市民税を算出（以降の年次でも一定と仮定）
- ② 社人研推計による 2020 年以降の 16 歳以上の推計人口に一人当たりの個人市民税額を乗じて、個人市民税【推計】を算出

第3節 山県市の人口の将来展望

1 将来展望に必要な調査・分析

(1) 人口の将来展望に関連する意識調査の概要

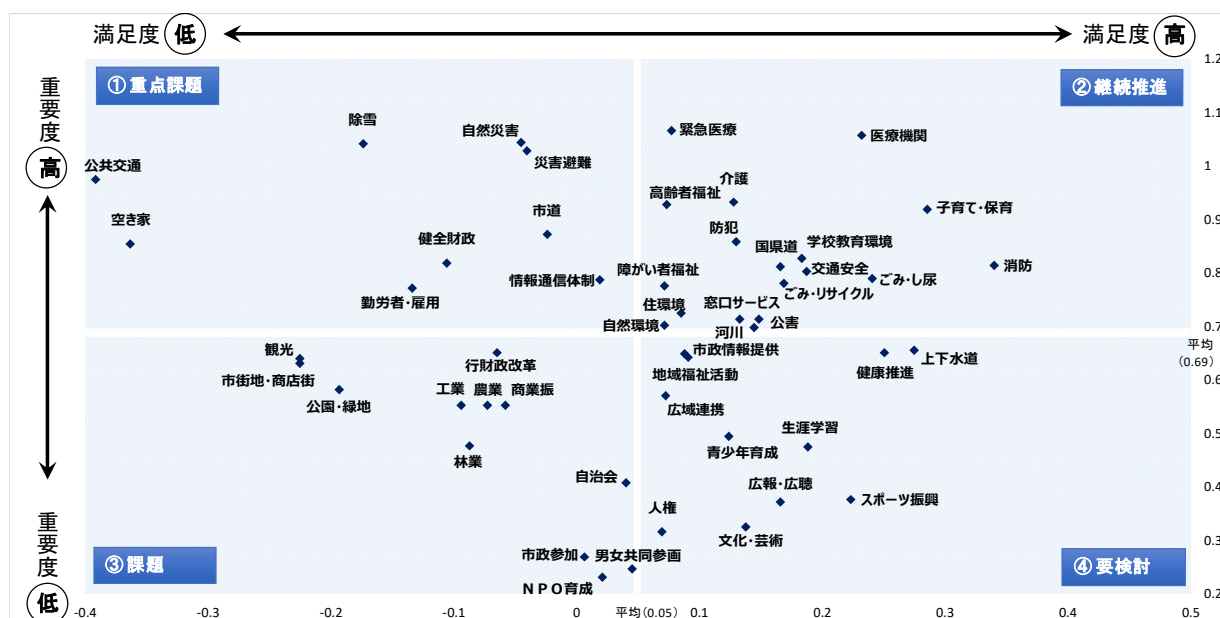
目 的	～計画策定の基礎資料とするもの
対 象 者	市内在住の18歳以上の一般市民2,060人（うち、外国人60人）
調 査 期 間	2018年（平成30年）10月～12月
調 査 方 法	郵送による配布・回収
回収数（回収率）	791通（38.4%）

《施策の「満足度」及び「重要度」のポートフォリオ分析》

各施策の「満足度」及び「重要度」を得点化することにより、「満足度」や「重要度」の高低の4象限に区別して分析する手法をポートフォリオ分析といいます。

重要度が高いものの満足度が低い項目を重点課題として捉えると、「公共交通の整備」「空き家対策」「除雪対策」「勤労者・雇用施策」などが挙げられます。これらの施策を優先順位や実現性なども考慮しながら、適切な対応が必要になります。

〔図表 38 各施策の「満足度」及び「重要度」のポートフォリオ分析〕



2 めざすべき将来の方向

これまでの各種統計の分析結果や意識調査の結果を踏まえ、本市の人口減少に歯止めをかけるために、以下の3つの対策をとることが有効であると考えられます。

(1) 安心して結婚し、子育てができる環境整備

かつて合計特殊出生率が県内最下位の状況にあり、直近でも下位に甘んじていることが、本市の大きな特徴の一つです。これには「結婚希望のある若年世代が結婚できない」「結婚すると他市町村に転出してしまう」といった事情があると考えられます。

近隣市と比較して劣後する未婚率、有配偶出生率の改善のため、結婚しても引き続き市内に住み続け、又は、新婚世帯を他市町村から呼び込むことや、共働きがしやすく、空き家対策ともなる三世代同居・近居の推奨により、安心して結婚し、出産・子育てしやすい環境の整備をめざします。

(2) 魅力向上とシティ・プロモーションの取組深化

本市の転入転出の状況をみると、多くは「職業上」「結婚等」を理由に、近隣市町への転出が多いことがいえます。これは、個人の居住地、勤務地決定に際して、本市の魅力や長所が低く、誤った認識又は知らないことにより選ばれていないという可能性があります。

そこで、本市がもつ豊かな自然環境や観光資源の発掘、活用などの特長を向上させ、さらに市民や居住地を探している個人などに対して、本市の魅力や特長を効果的にプロモーションすることで、転出抑制と転入促進を図り、引き続き住みたくなるまちをめざします。

(3) 市内で安心して働き続けられるための企業支援

特に女性や高齢者など誰もが市内で働きやすく、働き続けることができるよう、女性活躍推進や誰もが活躍できる市内企業の魅力を情報発信するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や雇用対策、事業継承などの支援により、市内事業所数の維持や魅力向上を支援します。また、東海環状自動車道 I・C やバスターミナルなどの整備、2029 年のリニア中央新幹線の整備などに絡めた産業・経済発展をめざします。

【案①岐阜県人口ビジョン準拠】 3 人口の将来展望

「めざすべき将来の方向」を踏まえ、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを実現するための人口の将来展望を示します。

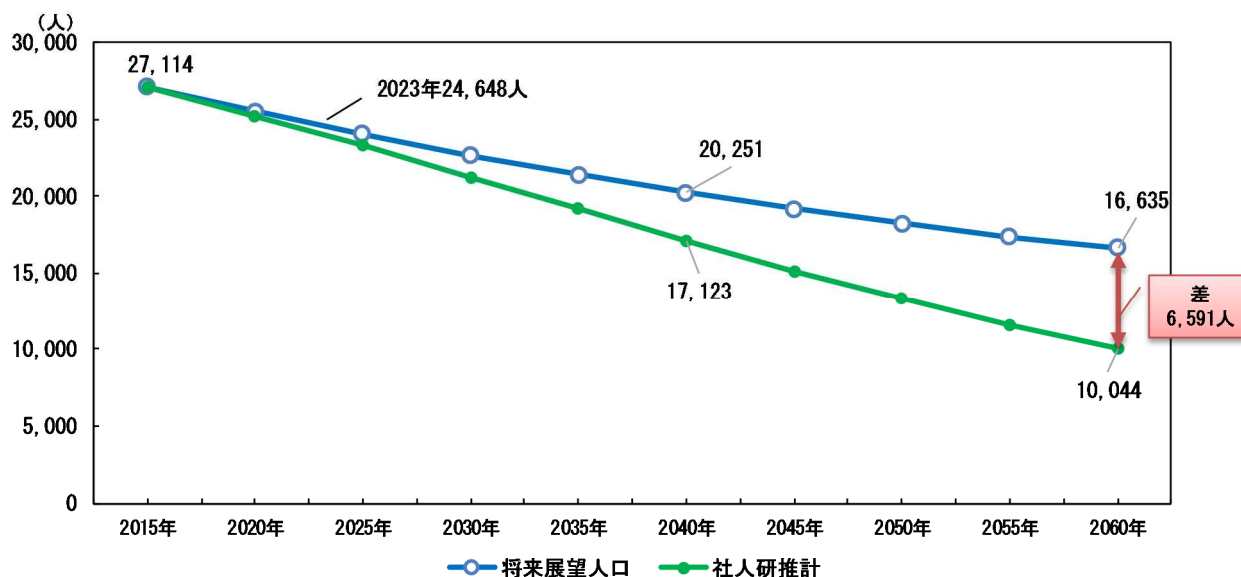
以下の前提で推計した場合、総人口は2023年（令和5年）に24,648人、2040年（令和22年）には20,251人、2060年（令和42年）には16,635人となります。

〔推計の前提〕

前提① 合計特殊出生率を2030年（令和12年）に1.80（国民希望出生率）へ、2040年（令和22年）に2.07（社人研算出の2013年（平成25年）の人口置換水準）へ上昇させます。

前提② 2040年（令和22年）までに転入数と転出数を均衡させます。

〔図表 39 将来展望と社人研推計の比較〕



	2015年		2023年		2040年		2060年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	27,114	100.0%	24,648	100.0%	20,251	100.0%	16,635	100.0%
(社人研推計との比較)	—	—	+578	+0.0Pt	+3,128	+0.0Pt	+6,591	+0.0Pt
年少人口	3,055	11.3%	2,586	10.5%	2,643	13.1%	2,535	15.2%
(社人研推計との比較)	—	—	+304	+1.0Pt	+1,274	+5.1Pt	+1,818	+8.1Pt
生産年齢人口	15,505	57.2%	12,924	52.4%	9,467	46.8%	8,764	52.7%
(社人研推計との比較)	—	—	+255	▲0.2Pt	+1,831	+2.2Pt	+4,499	+10.2Pt
老年人口	8,554	31.5%	9,139	37.1%	8,141	40.2%	5,336	32.1%
(社人研推計との比較)	—	—	+19	▲0.8Pt	+23	▲7.2Pt	+274	▲18.3Pt
後期高齢者人口	4,129	15.2%	4,983	20.2%	5,135	25.4%	3,718	22.4%
(社人研推計との比較)	—	—	▲11	▲0.5Pt	+8	▲4.6Pt	+98	▲13.7Pt

人口減少対策を何もしなかった場合の社人研推計と比較すると、総人口は2023年（令和5年）時点で+578人、2040年（令和22年）時点で+3,128人、2060年（令和42年）時点で+6,591人増加することになります。

年少人口は2023年（令和5年）時点で+304人、2040年（令和22年）時点で+1,274人、2060年（令和42年）時点で+1,818人増加し、総人口に対する割合も2060年（令和42年）時点で15.2%と社人研推計比+8.1ポイント改善します。

生産年齢人口は2023年（令和5年）時点で+255人、2040年（令和22年）時点で+1,831人、2060年（令和42年）時点で+4,499人増加し、総人口に対する割合も2060年（令和42年）時点で52.7%と社人研推計比+10.2ポイント改善します。

老年人口と後期高齢者人口は人数では社人研推計と大きく変わりませんが、年少人口及び生産年齢人口の増加により総人口に対する割合が下がり、高齢化の進行を抑制することができます。

【案②岐阜県人口ビジョン加速】 3 人口の将来展望

「めざすべき将来の方向」を踏まえ、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを実現するための人口の将来展望を示します。

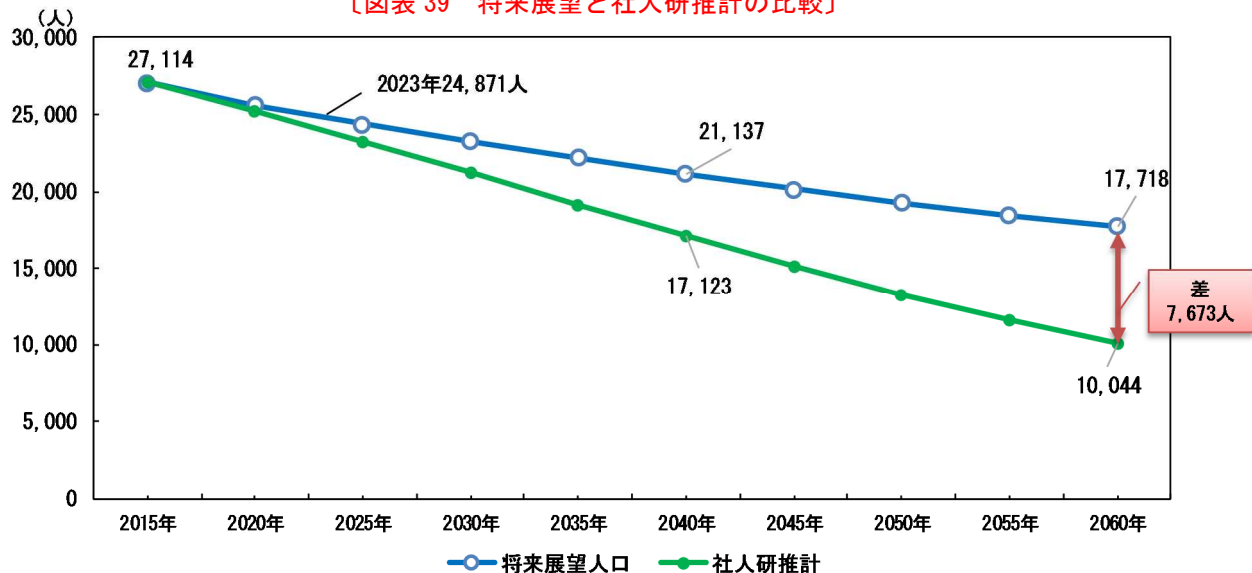
以下の前提で推計した場合、総人口は2023年（令和5年）に24,871人、2040年（令和22年）には21,137人、2060年（令和42年）には17,718人となります。

〔推計の前提〕

前提① 合計特殊出生率を2030年（令和12年）に1.80（国民希望出生率）へ、2040年（令和22年）に2.07（社人研算出の2013年（平成25年）の人口置換水準）へ上昇させます。

前提② 2030年（令和12年）までに転入数と転出数を均衡させます（岐阜県人口ビジョンでは2040年（令和22年）までに転入数と転出数を均衡させることが目標）。

〔図表 39 将来展望と社人研推計の比較〕



	2015年		2023年		2040年		2060年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	27,114	100.0%	24,871	100.0%	21,137	100.0%	17,718	100.0%
(社人研推計との比較)	—	—	+800	+0.0Pt	+4,014	+0.0Pt	+7,673	+0.0Pt
年少人口	3,055	11.3%	2,596	10.4%	2,874	13.6%	2,682	15.1%
(社人研推計との比較)	—	—	+314	+1.0Pt	+1,505	+5.6Pt	+1,965	+8.0Pt
生産年齢人口	15,505	57.2%	13,139	52.8%	10,116	47.9%	9,558	53.9%
(社人研推計との比較)	—	—	+470	+0.2Pt	+2,480	+3.3Pt	+5,293	+11.5Pt
老年人口	8,554	31.5%	9,136	36.7%	8,147	38.5%	5,478	30.9%
(社人研推計との比較)	—	—	+16	▲1.2Pt	+29	▲8.9Pt	+416	▲19.5Pt
後期高齢者人口	4,129	15.2%	4,976	20.0%	5,139	24.3%	3,743	21.1%
(社人研推計との比較)	—	—	▲18	▲0.7Pt	+12	▲5.6Pt	+123	▲14.9Pt

人口減少対策を何もしなかった場合の社人研推計と比較すると、総人口は2023年（令和5年）時点で+800人、2040年（令和22年）時点で+4,014人、2060年（令和42年）時点で+7,673人増加することになります。

年少人口は 2023 年（令和 5 年）時点で+314 人、2040 年（令和 22 年）時点で+1,505 人、2060 年（令和 42 年）時点で+1,965 人増加し、総人口に対する割合も 2060 年（令和 42 年）時点で 15.1%と社人研推計比+8.0 ポイント改善します。

生産年齢人口は 2023 年（令和 5 年）時点で+470 人、2040 年（令和 22 年）時点で+2,480 人、2060 年（令和 42 年）時点で+5,293 人増加し、総人口に対する割合も 2060 年（令和 42 年）時点で 53.9%と社人研推計比+11.5 ポイント改善します。

老年人口と後期高齢者人口は人数では社人研推計と大きく変わりませんが、年少人口及び生産年齢人口の増加により総人口に対する割合が下がり、高齢化の進行を抑制することができます。

基本計画

第2章 第2期山県市総合戦略（及び第2次山県市総合計画後期基本計画）

第1節 第2期山県市総合戦略（及び第2次山県市総合計画後期基本計画）の概要

1 総合戦略と総合計画（後期基本計画）との一本化と位置づけ

本市は、2003年（平成15年）に高富町、伊自良村、美山町が合併して誕生しました。以来、豊かな自然と活力ある都市が調和したまちづくりを基本理念に、2005年度（平成17年度）から2014年度（平成26年度）までの10年間を計画期間とした第1次山県市総合計画を実行し、この度、2015年度（平成27年度）を初年度とする第2次山県市総合計画を策定したところです。

第2次山県市総合計画においては、人口の減少、少子高齢化の進展等にも対処すべく、誰もが安心して夢や希望のある暮らしを送ることができ、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現をめざし、将来都市像として、「水と緑を大切に 活力ある山県市」（めざす将来の姿）を掲げました。

第2次山県市総合計画の基本的考え方及び各種施策は、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に沿うものです。~~あり、総合計画の前期基本計画期間中（2015年度（平成27年度）から2019年度（令和元年度）まで）の5年間は、第2次山県市総合計画「第1期山県市人口ビジョン」で示した将来展望の実現を図るべく、2015年度（平成27年度）から今後の基本目標を定め、具体的な施策及び事業を実施してきました。示しています。~~

「第2期山県市総合戦略」では第2次山県市総合計画基本構想を踏まえ、「第2期山県市人口ビジョン」で示した将来展望の実現を図り、~~るべく、~~山県市における人口急減対策や地方創生を重点的に実施すべく、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）までの4年間 ~~2015年度（平成27年度）から今後の5年間~~の基本目標、具体的な施策及び事業を示しています。

なお、本総合戦略は、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び岐阜県の「第2期『清流の国ぎふ』創生総合戦略」を考慮するとともに、実効ある重要施策をとりまとめています。

第2期山県市総合戦略は、第1期山県市総合戦略及び第2次山県市総合計画前期基本計画等での施策で得られた実績や知見等を活かし、第2次山県市総合計画の基本構想と整合性を保ちつつ、第2次山県市総合計画後期基本計画（令和2年度～令和5年度の計画期間）と一本化し、戦略的、総合的、計画的に推進するものと位置づけます。

2 対象期間

山口市総合戦略の対象期間は、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）までの4年間 ~~2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年間~~とします。

また、施策や事業の実施状況や効果検証のほか、社会情勢や経済環境の変化、国や県の政策動向等も踏まえ、適宜見直しを行います。

3 国・県、第1期市の総合戦略や、山口市総合計画との一本化と関係性

第2期山口市総合戦略は、第2期の国や岐阜県の総合戦略を勘案し、第1期山口市総合戦略での施策等で得られた実績や知見等を活かし、第2次山口市総合計画の基本構想と整合性を保ちつつ、第2次山口市総合計画後期基本計画（令和2年度～令和5年度の計画期間）と一本化し、共通理念のもと一体的に推進すべき戦略として策定します。

なお、国や岐阜県の総合戦略、第2次山口市総合計画の基本目標と山口市総合戦略の基本目標及び人口ビジョンの関係は次のとおりです。

第2節 山口市における地方創生の基本的考え方

1 地方創生の基本的考え方

山口市の地方創生の基本的考え方は、

- ・一人ひとりが夢や希望を持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができる。
 - ・潤いがあり和やかな生活を安心して営むことができる。
 - ・安心して、活力あるしごと、役割を果たすことができる。
- ことです。

まちの創生

潤いがあり和やかな生活を安心して営むことができる地域社会の形成と考えています。

人々がいきいきと学び、安心して暮らし、しごとや役割を果たす場ともなるまちの活力や和やかな地域社会の形成ができるよう、まちづくり、教育や子育て、福祉、介護、基盤整備など行政サービスを効率的に維持、更新し、近隣市町との共同事務の推進や、広域連携を図ります。防犯や防災対策、自治会活動等地域の絆の強化により持続可能なまちの創生を図ります。

ひとの創生

夢や希望を持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができるひとが増えることが重要と考えています。

そのため、子どもからお年寄りまで一人ひとりの個性が尊重され、出生、子育て、教育、労働、社会貢献、自己実現、介護、福祉など生涯に渡って切れ目のない支援を実現し、環境を整備することにより豊かなひとの創生を図ります。

しごとの創生

安心して、活力あるしごと、役割を果たすことができる。

山口市で育まれた人々がこの地に留まり力を発揮する上で、しごとの創生は重要になります。地域の資源や特性を生かした産業の集積や観光、農業等の活性化を通じて新たな雇用の創出と地域産業の振興を図りしごとの創生を図っていきます。

第2期人口ビジョンを踏まえ、人口の減少が将来に与える影響は、地域コミュニティの崩壊、地域経済及び雇用の規模縮小、にぎわいや魅力の喪失や財政状況の悪化を招くことが懸念されることです。また、人口規模に対する住宅のストックや社会インフラなどが整備されており、これらの維持更新が困難になることが想定されるなど、さまざまな課題の顕在化により、地域の存続自体にも影響が考えられます。

そこで、第2次総合戦略では、その基本理念を次のように定め、一人ひとり誰もが、自分らしく輝き、しごとや役割を精一杯果たし、未来やまちづくりのために前進していきます。

【基本理念】

まちが和やかに潤いに満ち

ひとが夢を持ち豊かに暮らし

安心しいきいきとしごとができる山口市

2 戦略の基本的考え方

山口市のまち・ひと・しごと創生の第一は、ひとにあると考えます。ひとが生まれ、育ち、生涯にわたっていきいきと仲良く暮らし、未来の世代へ受け継ぐ。

次に、山口市のひとが、いきいきと和やかに暮らすためには、それぞれのしごとや役割、目的を果たし、認め合うことが必要です。地域の特性・特徴を生かしながら、さまざまな産業や山口市ならではのしごとが活性化し創出されることは、ひとが地域に貢献する意識を高め、郷土愛・シビックプライドを強くすることにもつながります。

第三に、山口市のまちは、豊かな自然や歴史・文化に恵まれ、県都岐阜市と隣接する

都市機能を有したまちです。ひとが輝き、いきいきと暮らし・しごとが豊かにあふれることで、まちにひとが集まり、更なる魅力や活力を創出することになります。

第3節 山口市総合戦略の基本目標

1 基本目標の考え方

第1期人口ビジョンにおいて考察したとおり、本市における最大の課題は県下最下位となる合計特殊出生率の低さであり、その背景として、若年女性の結婚意向が低く、結婚しても他市町村に転出してしまいうかがえ、かつてみられた住宅事情による転入超過もみられなくなったといったことがあります。~~この要因として、「山口市まち・ひと・しごと創生会議」での議論においても、山口市の良さが十分に伝わっていない、そもそも、山口市のブランドイメージが希薄であるといった指摘がありました。~~そこで、2060年に人口21,000人程度の目標を達成するには、①結婚や出産をしやすい環境の整備、②山口市の魅力向上と効果的なプロモーション、③子育て世代をターゲットとした移住・定住の促進をめざすべき将来の方向性とししました。

人口ビジョンにおいて示したこの3つの方向性に従い、それを補完する要素も加え、さらに、国や県の総合戦略を勘案し、山口市総合戦略では次の3つの基本目標を定めました。

和やかに潤いに満ちたまちづくり

希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

いきいきと安心して働けるしごとづくり

2 基本目標

基本目標1 希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

基本的方向 女性の活躍支援と子育て支援

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 女性の活躍 | ① 出産・子育て支援強化 |
| | ② 男女共同参画社会の推進 |
| (2) 子どもの健全育成 | ① 家庭・地域教育の充実 |
| | ② ふるさと教育・学校教育の推進 |
| | ③ 青少年の健全育成 |

基本的方向 移住・定住支援と多世代共生

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 若者支援 | ① 若者の移住・定住 |
| (2) 転入出の均衡 | ② 近隣市町からの呼び戻し |
| ③ 多世代同居 | ③ 多世代同居・近居の推奨 |

基本目標2 安心・いきいきと働けるしごとづくり

基本的方向 地域の活性化と雇用創出

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 地域産業の活性化 | ① 商工業の活性化 |
| | ② 農業・林業の活性化 |
| (2) 企業誘致・支援 | ① 企業誘致 |
| | ② 中小企業支援 |

基本目標3 和やかに潤いに満ちたまちづくり

基本的方向 地域の魅力発信と地域間連携

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 交流人口の呼び込み | ① 地域資源の有効活用 |
| | ② 情報発信 |
| (2) 周辺都市等との交流・相互補完 | ① 都市間ネットワーク |
| | ② 国際交流の推進 |

基本的方向 豊かな自然と安心できる生活

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 豊かな自然 | ① 都市を支える多面的な機能の強化 |
| (2) 安全な生活 | ① 防災・防犯・消防・交通安全対策の充実 |
| | ② 基盤整備 |
| (3) 相互支援の環境整備 | ① 健康増進 |
| | ② いきがい発見・地域ボランティア地域コミュニティ |
| | ③ 高齢者・障がい者福祉の充実 |
| | ④ 生涯学習・医療・介護と連携した生涯スポーツ |

第3節 基本目標別の具体的施策

1 基本目標1

希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

- ・【基本的方向】 結婚・子育て支援と女性活躍
- ・移住・定住支援と多世代共生
- ・相互支援の環境整備

女性がいきいきと働きながら、結婚し子どもを生み育てることができる環境を整えます。また、家庭で、地域で、社会全体で、子育てを支えていく仕組みを充実・推進していくことにより、女性がさらに一層活躍できる土壌をつくりあげていきます。

【数値目標】

出生数	210人	〔基準値(H26) 165人〕
-----	------	-----------------

(1) 女性の活躍

本市へ若い女性を呼び込み、また、定住してもらうためには、若い女性がいきいきと活躍できる環境が整っていることが重要となります。そのため、出産や子育てにかかる支援施策の充実により、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するとともに、やりがいをもって仕事ができる就労の場を提供していきます。

- ・【基本的方向】 結婚・子育て支援と女性活躍

第1節 子育て支援・男女共同参画社会・女性活躍の推進

1. 結婚・子育て支援体制の強化

子育て支援課

《現状と課題》

少子化の進展に伴い、今後の労働力人口の減少や経済成長、社会保障制度の維持などへの影響が懸念されています。また、核家族化や共働き世帯の増加、様々な育児の不安を抱える保護者への対応など、子育て環境をめぐる課題は多く、市民の潜在的ニーズを踏まえた子育て支援施策の強化が必要です。

本市では、子育て応援講座等による子育てに役立つ講座の開催や、各種乳幼児サークルの開設、乳幼児教室の開催など、子育て支援のための様々な支援を行っています。しかし、近年の少子化や子育て家庭の孤立などの影響により、参加人員が減少しているため、子育て中の親子が気軽に集まることができるような子育て支援センターの運営の充実が必要です。

今後は、市民、事業者、行政等の連携により、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを強化し、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、子どもの保護者や子ども・子育て支援に携わる様々な人の意見を反映した、子育て支援施策の充実が必要となっています。

《 施策の方針 》

誰もが子どもを産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに成長するよう支援します。そのために、社会環境の変化を踏まえ、「市子ども子育て支援事業計画」の着実な推進及び適時評価・見直しに努め、総合的な子育て支援体制の強化を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 **結婚・子育て支援強化**
~~子育て支援体制の強化~~

〈 施策の展開 〉

- (1) 子育て世代の自助強化
- (2) 子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築
- (3) 子育て支援環境整備
- (4) 子育てホームページの構築
- (5) 放課後児童クラブ施設改修
- (6) 不妊治療への支援
- (7) 新生児出産時における支援
- (8) 出産に係る病院機能の拡充
- (9) 子ども遊び場の拡充
- (10) **保育園と幼稚園の（実質）無料化**
- (11) 病児・病後児保育事業に対する支
- (12) 子どもの医療費に対する助成

(7) 結婚相談

(8) 婚活サポート

〈施策の展開〉			
1. 結婚・子育て支援強化 子育て支援体制の強化			
項 目		施策の内容	担当
(1)	子育て世代の自助強化	●子育て中の親を対象に自助グループを組織し、自助グループの活動を促すため、地域での子育てサークルなどの活動を促進し、学習や情報交換の機会の拡充に努めます。	児童福祉
(2)	子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築	●子育てに関する多様なニーズに見合う支援活動を展開するために、支援方法の協議及び関係機関との連絡調整を図ります。	児童福祉
(3)	子育て支援環境整備	●子育てに役立つ講座、教室の開催、育児相談、ファミリー・サポート・センターでの子どもの一時預かりを実施し、安心して子育てができる環境を整備します。	児童福祉
(4)	子育てホームページの構築 (子育て支援センター)	妊娠・出産・子育てに関するサービス等の情報を、専用のホームページを立ち上げて発信し、安心して子育てをすることのできる環境を整備します。	児童福祉
(5)	放課後児童クラブ施設改修	児童の安全・安心に配慮し、放課後児童クラブの専用室の改修を行います。	児童福祉
(6)	不妊治療への支援	子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず不妊に悩み、不妊治療を受ける人を対象として、経済的負担の軽減の観点から、治療費について支援を行います。	児童福祉
(7)	新生児出産時における支援	次代を担う子の出産を奨励し、本市の活性化と児童の健全な発育と福祉の増進を図るため、新生児の出産に対して祝金を支給します。	児童福祉
(8)	出産に係る病院機能の拡充	市内に産婦人科が無いことから、市外の産婦人科の協力を得ることで、将来に向かって妊産婦の不安を解消していきます。	児童福祉

(9)	子ども遊び場の拡充	子ども同士、地域住民との交流を通じて、子どもの健全な育成を図るため、地域住民との協働を図りながら、既存の近隣公園等を交流の場として機能させる施策を検討していきます。	児童福祉
(10)	保育園と幼稚園の（実質）無料化	若い夫婦世代の経済的な負担を軽減し、本市への移住・定住を促進するため、市内在住の3～5歳児の保育園の保育料を、世帯の所得や子どもの人数にかかわらず、無料にします。また、同じ年齢の幼児に対する支援の平等性に鑑み、幼稚園にかかる費用も実質的に無料にします。	児童福祉
(11)	病児・病後児保育事業に対する支援	保育園などに入園している児童が、病気または病気のピークが過ぎても、集団で保育等ができない自宅療養が必要な間、保育者が安心して就労できるよう、病院や医院に併設した施設で預かるとともに、この事業を担う事業者に対して支援を行います。	児童福祉
(12)	子どもの医療費に対する助成	中学生以下の医療費自己負担分に対して公的助成を行うとともに、高校生等の医療費自己負担分については、山県まちづくり振興券の交付により助成を行います。	児童福祉
(13)	結婚相談	結婚相談所（マリッジサポートセンター）を開設し、婚活を支援します。また、ぎふ広域結婚相談ネットワークに参加することにより、広域でのマッチングにも対応します。	子育て支援
(14)	婚活サポート	結婚支援セミナーなど婚活イベント等を実施し、婚活を支援します。	子育て支援

① 結婚・子育て支援強化		
重要業績評価指標（KPI）	基準値（H25）	目標値（H31）
ファミリー・サポート・センター事業利用件数	97 件	150 件
結婚相談件数	—	120 件 (H28.3 実施計画)

《 数値目標 》

ファミリー・サポート・センター事業利用件数
【H25: 97 件 ⇒ H31: 150 件】

子育て支援活動を行っている人の人数
(託児ボランティア)
【H25: 53 人 ⇒ H31: 80 人】

2. 保育の充実

子育て支援課

《 現状と課題 》

近年、出生率の低下や核家族の進行、女性の社会進出などにより、保育に対するニーズは多様化しています。国では平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が制定され、本市でもこれに基づき「市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズや放課後児童クラブ利用者ニーズに対応したサービスの充実に努めています。

本市には、平成 31 年 4 月 1 日現在、保育所が 8 箇所あり、保育児童数は 539 人です。保育ニーズは地域によって差がみられ、特に南部地域の保育ニーズは年々多様化し、その必要性が高まっています。延長保育や低年齢児からの保育を希望する保護者が増えていくことから、保育士の確保や施設改修などが課題となっています。また、新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標として、指定管理保育（保育所民営化）を検討する必要があります。

放課後児童クラブについては、平成 25 年度から対象児童をこれまでの小学 1～3 年生を 4 年生までに拡充しました。平成 26 年度からは、全校区を対象とした土曜日開設を子どもげんきはうすの 2 箇所で運営しています。

平成 26 年 7 月、「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう方向性が示されました。福祉と教育とで連携をとりながら、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を検討する必要があります。また、支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実に努める必要があります。

《 施策の方針 》

「市子ども・子育て支援事業計画」などに基づき、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に努めるとともに、利用者の動向を踏まえた保育施設の整備などの環境づくりを進めます。また、放課後児童クラブについては、利用者数や利用者ニーズなどを踏まえ、施設・設備の充実や指導員の確保に努めるとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備等に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 保育の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 保育サービスの充実

(2) 放課後児童対策の強化

〈施策の展開〉 2. 保育の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 保育サービスの充実	● 保育のニーズに即した保育所施設や設備の整備を進めるとともに、利用者の動向を見据えながら、計画的な統合を図ります。 ● 新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標に民営化等を図ります。 ● 延長保育や低年齢児保育など、保育ニーズに対応できる多様な保育サービスを充実します。 ● 保育サービスの拡充に合わせて、必要な保育士数の確保を進めるほか、保育士の研修機会を充実します。 ● 保育所での子どもの年齢やアレルギーなどの身体状況に配慮した食事の提供に努めるとともに、食を通じた子どもの健全育成を図ります。	児童福祉
(2) 放課後児童対策の強化	● 放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病、介護などにより、昼間家庭での保護指導を受けることができない児童を対象に、授業の終了後や夏休みなどの長期休業期間において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ● 放課後子ども教室は、全ての児童を対象として放課後の時間を教室などを利用し地域の人の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を図ります。 ● 一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。 ● 支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実を図ります。	児童福祉 家庭教育

② 保育の充実		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
子育てホームページアクセス件数	—	5,000 件／月 (H28.3 実施計画)
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数	0 箇所	5 箇所
保育の充実に関する指標 (新規)		

《 数値目標 》

保育所統廃合

【H26: 8 園 ⇒ H31: 6 園】

放課後児童クラブ利用者数

【H25: 165 人 ⇒ H31: 133 人】

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数

【H25: 0 箇所 ⇒ H31: 5 箇所】

3

推進

企画財政課

《 現状と課題 》

少子高齢化、家族や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化、国際化や情報化など、社会環境が著しく変化している中で、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築いていくことが求められています。

国においては平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」が、県においても平成 26 年に「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」が策定され、男女共同参画の各種取組が進められています。

本市では、「第 2 次市男女共同参画プラン」を平成 24 年に策定し、関連施策の推進に努めてきました。しかし、男女共同参画意識については高まりがみられるものの、実生活においては、根強い男女の固定的な役割分担意識があり、家事、育児、介護の負担、雇用、男性中心の各種組織のあり方など多くの課題があります。

そこで、平成 26 年には、「市男女共同参画推進条例」を制定し、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現をめざしています。なお、近年ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の必要性がうたわれており、多様なライフスタイルや働き方に応じた各種支援活動の検討が必要となっています。

《 施策の方針 》

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めるとともに、地域づくり・まちづくりにおいても、男女共同参画を推進し、男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる、活力あるまちづくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図ります。

- ・ 【基本的方向】 ・ 性差に関わらず活躍できる社会の確立
- ・ ・ 障がいのある人もない人もともに活躍
- ・ ・ 若者から高齢者まで年齢に関わらず活躍

・ ~~女性の活躍支援と子育て支援~~

女性がいきいきと働きながら、結婚し子どもを産み育てることができる環境を整えます。また、家庭で、地域で、社会全体で、子育てを支えていく仕組みを充実・推進していくことにより、女性がさらに一層活躍できる土壌をつくりあげていきます。

1) 性差に関わらず活躍できる社会の確立

~~女性の活躍~~

本市へ若い女性を呼び込み、また、定住してもらうためには、若い女性がいきいきと活躍できる環境が整っていることが重要となります。そのため、出産や子育てにかかる支援施策の充実により、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するとともに、やりがいをもって仕事ができる就労の場を提供していきます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 男女共同参画社会・女性
活躍の推進

〈施策の展開〉

(1) 男女共同参画意識の啓発

(2) 男女共同参画の条件整備

(3) 女性の就職支援

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

〈施策の展開〉			
3. 男女共同参画社会・女性活躍の推進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の意識啓発について、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて情報を発信し、男女共同教育を推進します。	総合企画
(2)	男女共同参画の条件整備	「第2次市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的、計画的に取り組めます。 - 審議会や委員会などへの女性の参画を推進すると同時に、女性の参加しやすい条件整備を図ります。 - 関係機関との連携を図りながら、女性の社会参加や自立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスなどの情報提供の充実を図ります。	総合企画
(3)	女性の就職支援	従業員を求める市内企業と就職を望む女性のマッチングを支援します。有給インターンシップ等を行うなど、出産等によりいったん離職した女性等が再就職できるような体制を構築します。	まちづくり 総合企画
(4)	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立を図り、女性がゆとりを持って有意義に過ごせる社会を実現するため、市役所内の執務環境を率先してワーク・ライフ・バランスに配慮した体制にしていくことを通して、市場の労務環境をも誘導し、若い世代に魅力あるものにしていきます。	まちづくり 総合企画

① 男女共同参画社会の推進		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
女性就職支援事業を通して就職した人数	—	5 人 (H28.3 実施計画)
女性従業者数	4,988 人 (H26)	5,000 人
延長保育の利用者数	156 人	200 人

《 数値目標 》

女性委員等の登用率

【H26: 32.5% ⇒ H31: 35.0%】

放課後児童クラブ利用者数（再掲）

【H25: 165人 ⇒ H31: 133人】

延長保育の利用者数

【H25: 156人 ⇒ H31: 200人】

女性消防団員数

【H25: 4人 ⇒ H31: 10人】

第2節 子どもの健全育成

1. 家庭・地域教育の充実

子育て支援課

《 現状と課題 》

子どもの生活の基盤である家庭における教育は重要ですが、少子化、核家族化が進む状況においては、子育て家庭が孤立しやすく、地域の支援が不可欠となっています。

本市では、市立保育園7園、小学校9校、中学校3校において、「家庭教育学級」を実施するなど、学びの機会の提供に努めるほか、市内3地域では「乳幼児教室」を開催し、保護者同士の交流や親子のふれあいの機会を提供しています。

保護者の幼児教育への関心は高いことから、今後も関係団体との連携を図りながら、講座内容やスタッフの充実を図ると同時に、家庭や地域における教育の場の充実を図る必要があります。

また、本市では、家庭や地域、保育園や学校、その他関係団体との連携を図りながら、家庭教育を支援するため、市子育て支援ネットワーク協議会によりネットワークづくりを進めてきました。今後も、地域の様々な主体が連携しながら、子育てを支援するとともに、その担い手の育成を図ります。

《 施策の方針 》

多様化する教育・保育ニーズや地域性を踏まえ、関係機関と連携しながら、保護者が子育てについて学ぶ機会を拡充するとともに、関係機関のネットワークの強化に努め、教育的観点から地域全体で子育てを支援する体制の強化に努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備等に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策1 家庭・地域教育の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 家庭教育の推進

(2) 地域教育の推進

〈施策の展開〉		
1. 家庭・地域教育の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 家庭教育の推進	● 乳幼児学級などにおける指導体制の充実を図るとともに、保育園家庭教育学級を拡充し、しつけや遊びなどをはじめとした保護者の学習機会の提供に努めます。 ● 小中学校の家庭教育学級では、参加できない家庭等でも実践できる在宅取組型の普及に努めます。 ● 保護者同士の交流促進を目的とした「子育てサロン型」の普及に努めます。 ● 保護者や祖父母などを対象にした家庭教育学級や講座などの充実を図ります。	家庭教育
(2) 地域教育の推進	● 親子で参加できる遊びの機会などを通じて、地域での交流促進を図ります。 ● 子育てサポーターなどの育成を図るとともに、子育ての経験者の知恵や経験などを活用した家庭教育の支援に努めます。 ● 子育てサークルの育成に努めるとともに、子育て支援に関わる自主的な活動を支援し、保護者の交流の機会を拡充します。 ● 放課後子ども教室や学校コラボレーター事業の充実に努めます。 ● 一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。	家庭教育 児童福祉

① 家庭・地域教育の充実		
重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
家庭教育学級参加人数	4,710 人	4,800 人
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数〔再掲〕	0 箇所	5 箇所

《 数値目標 》

家庭教育学級参加人数
【H25: 4,710 人 ⇒ H31: 4,800 人】

一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数（再掲）
【H25: 0 箇所 ⇒ H31: 5 箇所】

2. 学校教育・ふるさと教育の推進

学校教育課

《 現状と課題 》

全国的に少子高齢化や都市化・過疎化の進展、核家族化による家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に、子どもと地域とのつながりの希薄化が懸念されており、親と子や教員と児童生徒、子ども同士の関係や、親・教員以外の大人との触れ合いが重要となってきました。

国では、学校週5日制の導入以降、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、土曜日や日曜日を活用しながら、子どもたちが社会体験や自然体験など様々な活動を経験し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育てていく方針が打ち出されました。

本市では、旧耐震基準で建設された各小中学校施設の耐震化を平成24年に全て完了するとともに、学校施設のトイレのバリアフリー化・多目的トイレの整備、**普通教室のエアコン整備**、安心安全な給食を提供するため設備の更新など、様々な教育環境の整備を行ってきました。

現在、市内の小学校は9校で児童数は**1,186**人、中学校は3校で生徒数は**686**人（令和元年5月1日現在）となっています。児童生徒が減少傾向の地域もあり、今後も小中学校適正規模基本方針を踏まえながら、「学校施設整備計画」を策定し教育環境の整備を図るとともに、「市教育振興基本計画」に基づき教育内容の充実や指導体制の強化に努めます。

《 施策の方針 》

小・中学校一貫して『分かる授業・心にひびく教育』をキーワードに、特色ある学校づくりを推進します。そのために学ぶ意味や喜びを味わえる学習づくり、児童生徒のよさを生み出す環境づくり、信頼に満ちた安心、安全な学校づくりを具現するための事業を推進します。

《 施策の体系 》

〈施策の展開〉

〈施 策〉

施策2 学校教育・ふるさと教育
の推進

- (1) 学習指導方法の工夫改善の推進
- (2) ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実
- (3) 学校間連携事業の充実
- (4) 教育センター機能の充実と改革
- (5) 学校整備の推進
- (6) 学校適正規模化の推進
- (7) 快適な学習環境整備の推進
- (8) 読書活動の充実と情報教育の推進
- (9) 学校保健の充実と食育の推進
- (10) 学校サポート体制の充実
- (11) 緊急事態への態勢強化を推進

〈施策の展開〉 2. 学校教育・ふるさと教育の推進		
項 目	施策の内容	担当
(1) 学習指導方法の工夫改善の推進	●基礎学力の向上と自己表現力の育成を図ります。 ●基礎学力を付ける授業と問題解決の力を付ける授業など目的を明確にした授業への改善を図ります。 ●全教職員の授業や活動を参観し、具体的に助言しながら個々の教職員の授業力・生徒指導力等の資質向上に努めます。 ●市内の人事交流を盛んにし、学校の活性化と教職員のキャリアアップを図ります。	学校教育
(2) ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実	●地域の自然や伝統、市内の各種施設、校区内外の人材を活用するなど「ふるさとに学ぶ提案型体験活動」を一層推進します。 ●ふるさと宿泊体験プログラムの共同開発や充実を図ります。 ●学校の様々な教育活動が効果的かつ安全に実施できるよう地域の方々や保護者、学校評議員等の連携を図り、学校づくりを進めて行きます。 ●学校コラボレーター会員による学習支援活動をより一層拡大・充実します。	学校教育
(3) 学校間連携事業の充実	●テラステーション（全学校共有のサーバー）にアップした「国語科作文等指導資料」を活用して、表現活動や読書活動等の学習活動の充実を図ります。また、絵画や書写の展示会を開催し市民に広く紹介します。	学校教育
(4) 教育センター機能の充実と改革	●力のある教師を育てるために教育センターの研修機能を強化し、教育課題への対応力や教職員の資質向上のための研修や教職員のニーズを満たす講座の充実を図ります。 ●授業や学習活動において積極的にICTを活用できるよう備品や教育環境等の整備を充実します。●専門の教育相談体制を充実させ、学校や適用指導教室に通学できない児童生徒の対応強化に努めます。	学校教育
(5) 学校整備の推進	●対症療法的な事後保全から、計画的な予防保全への転換を図り、計画的に施設の改修、修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。 ●学校施設が非常災害時の応急避難場所として、必要な機能が発揮できるよう防災備蓄倉庫などの整備を図ります。	学校教育

〈施策の展開〉			
2. 学校教育・ふるさと教育の推進			
項 目		施策の内容	担当
(6)	学校適正規模化の推進	●教育課程の改善や教職員の人事措置を行うとともに、児童の発達段階や地理的条件を考慮しながら、学校統合についての検討を進めます。	学校教育
(7)	快適な学習環境整備の推進	●学校環境の改善のため特別教室にエアコンの設置を検討します。 ●未整備の小学校トイレの洋式化を進めます。 ●障がい者に優しい施設環境の整備を進めます。	学校教育
(8)	読書活動の充実と情報教育の推進	●全小中学校に読書指導員を配置し、学習・情報センター機能を充実し、地域住民やP T Aも活用できるよう環境整備を推進します。 ●最新の視聴覚教材や教育機器を計画的に整備し、授業でのI C T活用を推進します。	学校教育
(9)	学校保健の充実と食育の推進	●歯と口腔の健康づくりを更に推進し、12歳児のDMFT指数全国トップをめざします。 ●山県ふるさと食材を活かす献立を工夫し、地産地消を一層推進します。 ●全ての学校に単独調理場と専用ランチルームを併設している学校給食の提供方式を継続し、より安全で安心な調理場の整備に努めます。	学校教育
(10)	学校サポート体制の充実	●学校規模や実情に応じて学習支援員や特別教育サポーター、教育サポーターを配置して、児童生徒の学業等を支援します。 ●不登校児童生徒の出現率減少をめざし、より効果的に教育相談員及び生活相談員を配置します。	学校教育
(11)	緊急事態への態勢強化を推進	●児童生徒の安全な登下校のため、「あんしんネット」登録率の向上に努めます。 ●幼保・小中学校・高校との連携を一層深め情報交換や課題等の研修を充実させます。 ●いじめの実情に応じて具体的な取組や対応、評価について検討する委員会の体制整備や保護者と関係機関との連携強化を図ります。	学校教育

《 数値目標 》

特別教室エアコン設置数
【H30: 53箇所 ⇒ R5: 60箇所】

12歳児一人平均むし歯指数（DMFT指数）
【H30: 0.12本 ⇒ R5: 0本】

あんしんネット使用頻度
【H30: 802件 ⇒ R5: 1,000件】

市費学習支援員等の人数（児童生徒100人当たり）
【H30: 1.39人 ⇒ R5: 1.50人】

防災備蓄倉庫設置箇所数
【H30: 0箇所 ⇒ R5: 2箇所】

学校給食の地場産物使用割合
【H30: 30.3% ⇒ R5: 30.0%以上】

不登校児童生徒の出現率
【H30: 1.1% ⇒ R5: 0.5%】

子どもの市展来場者数
【H30: 1,055人 ⇒ R5: 1,200人】

② 学校教育・ふるさと教育の推進		
重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
多目的トイレ設置箇所数	30 箇所 (H26)	32 箇所
市費学習支援員等の人数（児童生徒数当たり）	132 人に 1 人 (H26)	100 人に 1 人
学校給食の地場産物使用割合	25.7%	30.0%
ふるさと教育に関する指標（新規）		

3. 青少年の健全育成

生涯学習課

《 現状と課題 》

青少年は、家庭や学校はもとより、地域との関わりや社会体験、スポーツなどの様々な経験を通じ、人間性豊かな社会性を身に付けた大人へと成長します。

依然として、青少年に関わる事件・事故や、スマートフォンなどのインターネット利用による犯罪やいじめなども大きな社会問題となっており、家庭、学校、地域が連携して、より一層青少年の健全育成に取り組むことがより一層必要となっています。

本市では、市青少年育成市民会議において、「少年の主張大会」「青少年育成推進大会」「街頭啓発」などの事業を行い、青少年の健全育成に向けた活動を積極的に推進してきました。

また、市PTA連合会と市青少年育成市民会議の連名により「携帯電話やスマートフォン等の安心・安全な利用について」の宣言を行い、いじめやトラブル等から子どもたちを守るために、家庭、学校、地域が一丸となった対策を推進しています。

市内の各地域においても、青少年と地域住民の交流事業が実施されていますが、今後も地域や関係団体の連携を深めながら、地域活動への参加機会の提供や、安全で活発に活動できる居場所の確保など、地域との連携を密にした活動を推進することが必要です。



青少年育成推進

（2）子どもの健全育成

女性が安心して社会で活躍できるようにするためには、子どもの健全な成長を通じた家庭の平和が、その礎になければなりません。それを実現していくため、子育てを、家庭や地域で、そして社会全体として担っていくという協働の理念のもと、積極的に子育て

てに係る支援施策を推進していきます。

《 施策の方針 》

青少年問題の持つ重要性を鑑み、国や県の施策を踏まえたうえで、家庭、学校、地域が連携して、地域の宝である青少年の健全育成を図り、次代を担う人づくりに努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 青少年の健全育成

〈 施策の展開 〉

(1) 青少年健全育成推進体制の充実

(2) 青少年組織の育成と活動の促進

(3) 青少年の健全育成環境の充実

〈施策の展開〉			
3. 青少年の健全育成			
項 目		施策の内容	担当
(1)	青少年健全育成推進体制の充実	● 家庭・学校・地域が連携を図り、青少年健全育成のための推進体制や活動方針の確立に努めます。 ● 青少年育成市民会議の活動を充実するとともに、子ども会やスポーツ少年団などとの連携を強化します。	青少年教育
(2)	青少年組織の育成と活動の促進	● 子ども会やスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充実などの主体的な取組を支援します。 ● 青少年健全育成を支援する組織や団体に対する支援を行います。	青少年教育
(3)	青少年の健全育成環境の充実	● 公民館や学校施設などを活用しながら、青少年が安全で主体的に活動できる居場所の確保に努めます。 ● 青少年に対して自然体験などの活動や様々な交流の機会を提供し、適切な判断力を身に付ける契機づくりに努めます。 ● 学校、地域での講演会などを通じて、青少年が適切にインターネットを利用できるよう情報モラルの向上に努めます。	青少年教育

《 数値目標 》

少年の主張大会来場者数

【H25: 170 人 ⇒ H31: 200 人】

青少年育成推進大会来場者数

【H25: 180 人 ⇒ H31: 200 人】

③ 青少年の健全育成		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
少年の主張大会来場者数	170 人	200 人
青少年育成推進大会来場者数	180 人	200 人
インターネットの適正利用教育に関する指標 (新規)		

1 基本目標 1

(1) 女性の活躍

本市へ若い女性を呼び込み、また、定住してもらうためには、若い女性がいきいきと活躍できる環境が整っていることが重要となります。そのため、出産や子育てにかかる支援施策の充実により、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するとともに、やりがいをもって仕事ができる就労の場を提供していきます。

希望を持ち豊かに暮らすひとづくり

・【基本的方向】 移住・定住支援と多世代共生

若者の移住・定住を促進しつつ、若者から高齢者まですべての世代が、相互に支え合う、そして、地域社会が時代の人口年齢構成によってその運営が左右されないようにする、そんなバランスの取れた「多世代共生」を実現し、将来にわたって持続可能な社会をめざします。

【数値目標】

転出超過人数	200人(H27)	〔基準値(H26) 251人〕
	150人(H31)	

(1) 若者支援

まちの活性化、発展のためには、未来の社会を担っていく若者が不可欠です。若者をひきつけ、移住・定住に結び付けるためには、その受け皿となる住まいが必要となります。そのため、市内の空家の有効活用等を柱とした、若者の移住・定住施策を推進していきます。

・【基本的方向】 移住・定住支援と多世代共生

第1節 移住・定住の促進

1. 移住・定住支援と多世代共生

まちづくり・企業支援課、企画財政課

《 現状と課題 》

~~我が国は、世界有数の長寿国であり、急速な高齢化の進展をはじめ、個人の価値観、ライフスタイルの多様化に伴う食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。~~

~~健康日本 21 では、壮年期死亡（早世）の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的とし、個人による健康づくりと社会的な結びつきの両面から「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」をめざしています。また、食育基本法第 16 条に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため第 3 次食育推進基本計画に基づき「実践の環（わ）を広げよう」というコンセプトのもと、各種の取組が進められています。~~

~~本市では、健康づくりの活動を推進する市民グループと共に立ち上げ、「健康管理」「食生活」「運動」「こころ」をテーマに活動を展開するとともに、乳幼児期から日常生活の中で気軽に実践できる健康づくり活動の普及にも努めています。今後は地域リーダーの育成や指導者の確保に努めていくことが求められます。~~

~~また、近年、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。このため、各種関係機関や専門家と連携した自殺予防対策を推進していく必要があります。~~

《 施策の方針 》

~~地域での自主的な健康づくり活動を推進し、地域ごとの状況に合わせた市民主体の健康づくり活動が広がるよう支援します。また、市民・専門家・行政が協働で企画運営に携わり、健康づくりを推進する体制づくりに努めます。~~

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 移住・定住の促進

〈 施策の展開 〉

(1) 若者の移住・定住

(2) 近隣市町からの呼び戻し

(3) 多世代同居・近居の支援

<施策の展開> 1. 若者の移住・定住 2. 近隣市町からの呼び戻し 3. 多世代同居・近居の支援			
項 目		施策の内容	担当
(1)	移住・定住 促進空家バ ンクホーム ページ開設	過疎地域に多く存在する利活用できる空家と生活に必要な情報及び市の移住者支援・子育て支援・就職支援等の情報を掲載し、移住希望者へ魅力を発信することにより、空家対策と移住・定住促進を図ります。	まちづく り
(2)	お試しゲス トハウスの 整備	市内の過疎化が著しい北部地域の空家を活用し、手軽に田舎暮らしが体験できる滞在型「ゲストハウス」を整備することにより、自然豊かな田舎暮らしの魅力をPRします。	まちづく り
(3)	山口市空家 (空き店 舗) トリア ージ事業	市内約 1,500 軒の空家に対し、建設コンサルタント等の知見を活用してトリアージを実施し、データベース化・統合型GIS へのプロット化等を行います。また、産学官連携による市内空家需要の動向分析を実施し、ニーズに対応した空家の改装、供給を推進します。	まちづく り
(4)	産学官連携 空家デザイ ン	岐阜女子大学等地元大学とのコラボレーションにより、借り手、買い手需要にマッチしたデザインへの空家リノベーションを推進します。	まちづく り
(5)	空家等対策 (利活用) 計画の策定 【H28.6 追 加】	効果的で計画的に空家・空き店舗の利活用をはかるために連絡協議会を立ち上げ、計画を策定します。	まちづく り
(6)	居住アメリ ティの向上 【H28.6 追 加】	移住希望者の「田舎暮らしの希望を叶える」ために市民農園の整備を推進する等、安全・安心な暮らし、住宅地域アメニティの向上、山里を生かした暮らしの提供基盤について検討していきます。	まちづく り
(7)	空家活用・ 観光振興団 体の設立 【H29.6 追 加】	空家に関する情報収集、整理、相談窓口の開設や、観光情報の収集、整理、紹介など空家活用及び観光振興の中心的な役割を担う団体を設立し、多様なニーズに一元的に対応できる態勢を整え、空家の利活用の推進及び交流人口の増加に努めます。	まちづく り

(8)	近隣市町からの呼び戻し（新規）	近隣市町へ転出超過を抑制するため、引き続き市内居住をするために必要な社会資本、行政サービス、引き留め推奨施策を検討する。	まちづくり
(9)	多世代同居・近居支援（新規）	子育て負担の軽減、自然環境の良さ、介護、空き家問題解消等多世代同居等によるメリットをアピールするための周知、推奨支援策を整える。	まちづくり
(10)	東京圏からの移住（新規）	東京 23 区に在住又は通勤者で、マッチング支援事業の登録起業に就業、又は起業支援事業により起業し、本市に移住した人に対し、移住支援金を交付します。	まちづくり

《 数値目標 》

① 若者の移住・定住		
重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
移住・定住希望者の田舎暮らし体験者数	—	50 人 (H28.3 実施計画)
空家の賃貸・売買契約数	—	5 件 (H28.3 実施計画)
空家バンクへの登録件数	6 件 (H27.8)	20 件 (H28.3 実施計画)
木造住宅耐震補強工事実施件数（累計）	17 件	41 件
近隣市町からの呼び戻しに関する指標（新規）		
多世代同居・近居支援に関する指標（新規）		
東京圏からの移住に関する指標（新規）		

【基本的方向】相互支援の環境整備

第 1 節 相互支援の環境整備

1. 人権・同和施策の推進

福祉課・学校教育課・生涯学習課

《 現状と課題 》

- ・ 国際化の進展に伴い、人種、民族、宗教をめぐる差別など人権問題は地球規模での対応が進められており、国の「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などを踏まえた各種の対応が必要となっています。
- ・ 本市では「市人権施策の推進指針」を策定し、「市人権教育・啓発推進協議会」を中心に、社会教育の「社会人権教育推進協議会」、学校教育の「学校人権教育推進委員会」がそれぞれ事業を展開し、相互の連携により人権・同和教育を進めています。
- ・ 近年、児童虐待や高齢者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などのほか、障がいや疾病などにかかる様々な差別や偏見が問題となっていることから、更に関係機関との連携を図り、実態把握や啓発活動を進める必要があります。
- ・ また、多様化する人権問題への正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨くことは、学校教育において非常に大切な課題のひとつです。
- ・ 本市の各学校では、人権教育の全体計画を策定するとともに、全ての教育活動を通じ、人権教育を意識した活動の推進や、同和問題、人権問題に関する研修会の開催など、児童生徒の教育に努めています。今後は、教育活動を通じて人権尊重の精神がみなぎる学校、地域をめざし『心にひびく教育』を一層推進する必要があります。

《 施策の方針 》

- ・ 人権・同和についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めるとともに、差別事象の発見と被害の防止に努めます。また、児童虐待や高齢者虐待、DV 等については、関係機関との連携を図りながら、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。
- ・ 学校においては、その他関係機関と連携を図りながら、学校教育や社会教育での人権・同和教育を推進します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 人権・同和施策の推進

〈施策の展開〉

(1) 人権尊重に向けた啓発の推進

(2) 権利擁護の強化

(3) DV や虐待の防止及び被害者の保護

〈施策の展開〉			
1. 人権・同和施策の推進			
項目	施策の内容		担当
(1) 人権尊重に向けた啓発の推進	●人権についての講演会や、花咲きホールのイベント開催時に合わせた人権啓発の開催など、地域に密着した人権啓発活動を行い、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めます。 ●「障害者の権利に関する条約」に基づき、関係機関との連携を図り、障がい者への合理的配慮の提供に努めます。 ●教育関係者を対象に人権同和問題に関する研修会を実施します。 ●市内各小中学校（12校）において、人権教育全体計画を策定して取組を進めるとともに、学校・家庭・地域等連携した啓発活動等に努めます。		社会人権 人権 学校教育
(2) 権利擁護の強化	●人権擁護委員などとの連携により、学校教育や社会教育、隣保館活動などを通じて、同和問題の解消・人権問題に関する啓発活動を進めるほか、相談事業や関係機関との情報交換を通じて、差別事情の把握と解消を図ります。		社会人権 人権
(3) DVや虐待の防止及び被害者の保護	●DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待などについては、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法の各法律に基づき、関係機関との連携を図り、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。		学校教育 社会福祉

《 数値目標 》

市人権教育講演会
【H25: 170人 ⇒ H31: 250人】

2. 健康づくりの推進

健康介護課・子育て支援課

《 現状と課題 》

我が国は、世界有数の長寿国であり、急速な高齢化の進展をはじめ、個人の価値観、

ライフスタイルの多様化に伴う食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。

健康日本 21 では、壮年期死亡（早世）の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的とし、個人による健康づくりと社会的な結びつきの両面から「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」をめざしています。また、食育基本法第 16 条に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため第 3 次食育推進基本計画に基づき「実践の環（わ）を広げよう」というコンセプトのもと、各種の取組が進められています。

本市では、健康づくりの活動を推進する市民グループと共にを立ち上げ、「健康管理」「食生活」「運動」「こころ」をテーマに活動を展開するとともに、乳幼児期から日常生活の中で気軽に実践できる健康づくり活動の普及にも努めています。今後は地域リーダーの育成や指導者の確保に努めていくことが求められます。

また、近年、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。このため、各種関係機関や専門家と連携した自殺予防対策を推進していく必要があります。

（２）相互支援の環境整備

若者から高齢者まですべての世代が相互に支え合う、バランスの取れた持続可能な社会を実現していくため、すべての人が元気に、繋がり、支え合うことができるシステムを構築していきます。

《 施策の方針 》

地域での自主的な健康づくり活動を推進し、地域ごとの状況に合わせた市民主体の健康づくり活動が広がるよう支援します。また、市民・専門家・行政が協働で企画運営に携わり、健康づくりを推進する体制づくりに努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 健康づくりの推進

〈施策の展開〉

（１）健康づくりの啓発の推進

（２）心と体の健康づくりの促進

（３）食育の総合的な推進

（４）スマート・ダイエット

（５）軽運動「プラス 10」

〈施策の展開〉		
2. 健康増進		
項 目	施策の内容	担当
(1) 健康づくりの啓発の推進	● 関係機関及び団体との連携を図りながら、健康についての講座やイベントなどを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。 ● 市民主体の活動団体を支援し、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。	健康
(2) 心と体の健康づくりの促進	● 市民主体の健康づくりを推進するため、市民や専門家、関係機関、行政との協働により、「健康山県 21 計画」を推進します。 ● 関係機関及び団体との連携を強化し、ストレス要因の軽減や困りごと、悩みごとの早期相談を勧め、メンタルヘルスケアや自殺予防についての普及・啓発を推進します。	健康 母子保健
(3) 食育の総合的な推進	● 市民や関係団体の食育への関心と理解を深め、誰もが健康で豊かな生活をおくることができるよう、正しい食の知識の普及や共食の推進、農林漁業体験等をはじめとする食育の実践について総合的に推進します。	健康 母子保健
(4) スマート・ダイエット	大学の研究により開発された減量プログラムを活用した運動、食事等により、メタボリックシンドロームの改善を支援します。	健康
(5) 軽運動「プラス 10」	普段の生活に 10 分プラスした身体活動の実施に加え、健診の受診や地域活動への参加をポイント化し、達成者に抽選で記念品を贈呈します。	健康

《 数値目標 》

3 歳児朝食摂食率
【H25: 93.8% ⇒ H31: 100%】

ストレスが大いにあった人の割合
【H26: 23.9% ⇒ H31: 20%】

普段自分で健康だと思う人の割合
【H26: 80.7% ⇒ H31: 85.0%】

家族や友人と一緒に食事をする機会
・ 幼児期
【H25: 90% ⇒ H31: 100%】
・ 成人期・高齢期
【H26: 78% (56%) ⇒ H31: 90%】
() 内は高齢期

地域活動に参加する人の割合
【H26: 48.8% ⇒ H31: 55.0%】

※上記の数値目標は、「健康山県 21 計画」における「健康・終末期に関する意識調査結果」をもとに設定

① 健康増進		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
健康づくりに対する意識改善	—	70% (H28.3 実施計画)
健康度 (内臓脂肪、中性脂肪等の数値変化)	—	80% (H28.3 実施計画)
普段自分で健康だと思う人の割合	80.7% (H26)	85.0%
スマート・ダイエットに関する指標 (新規)		
軽運動「プラス 10」に関する指標 (新規)		

3. 保健事業の充実

健康介護課・子育て支援課

《 現状と課題 》

保健・医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や核家族化、医療の高度化、市民の健康意識の高まりなどにより大きく変化しています。

近年では、生活習慣病の増加や、高齢化の進展に伴う要介護者の増加が社会的な問題となっており、本市においても、がん、心疾患など生活習慣に起因する病気や肺炎が死因の上位を占めています。今後も高齢化が進むことが予測される中、健康寿命の延伸を図る取組が重要です。

本市では、「健康山県 21 (後期計画)」に基づき、健康寿命の延伸・健康格差の縮小と生活の質の向上に向けて各種健康講座や健康診査等を実施してきました。しかし、健康診査の受診率は伸び悩んでおり、今後も引き続き市民の自発的な健康管理意識を高めていく必要があります。また、内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) や糖尿病の該当者や予備群に対する生活習慣の改善を推進し、重症化を予防していく必要があります。

また、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠・出産・子育てができるよう健康診査や教室、相談等を実施しています。

その中で、妊産婦や乳幼児等を持つ保護者に対し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することにより育児不安や育児負担の軽減を図り、健全な親子・家族関係が築けるよう関係機関が連携して地域の支援体制を構築する必要があります。

《 施策の方針 》

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、自分の健康を自ら管理できる能力を高め、生活習慣病予防や感染症予防など、ライフステージに応じた健康管理を促進します。また、健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療、事後指導を進め、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に努めます。更に、健康増進の先を見据えて、心身の健康な高齢者が活躍する場や機会についても、関係各課との連携により検討を進めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 保健事業の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 母子保健の推進

(2) 歯科保健活動の充実

(3) 成人・老人保健の推進

(4) 感染症予防対策の充実

(5) 保健指導体制の強化

〈施策の展開〉		
1. 保健事業の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 母子保健の推進	● 安心して妊娠、出産や育児が行えるよう、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の内容の充実に努めるほか、健診結果や受診状況などに応じた事後指導や訪問指導、産後ケア体制の強化を図ります。 ● 乳幼児相談や発達相談、その他各種教室の充実に努めるとともに、子育て中の保護者に対して、これらの機会を活用したきめの細かい指導に努めます。 ● 各種福祉施策との連携を図りながら、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。	母子保健
(2) 歯科保健活動の充実	● 「はみがきけんしん」などによる乳幼児のむし歯予防対策や年中児から中学生までのフッ化物洗口を継続し、小中学校におけるブラッシング指導は、歯肉炎予防対策の健康教育の強化を図ります。 ● 成人に対する歯周病予防のための検診・相談・指導の充実に向け、歯科医師会等と連携して実施するほか、高齢者には、口腔機能低下予防を目的に、健診やフレイル（虚弱）予防のための教室や訪問活動に努めます。 ● 生涯を通じて自分の歯を持ち、健康で豊かな生活を営むことができるよう、8020 運動の普及活動に努めます。	歯科保健
(3) 成人・老人保健の推進	● 健康診査やがん検診などの内容の充実に努めるほか、健康教育や訪問指導などを進め、対象者の健康状態や生活状況に応じた個別指導を充実します。 ● 様々な機会を活用し、健康診査やがん検診の周知と受診勧奨に努めると同時に、精密検査未受診者への受診勧奨を強化します。 ● 生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、食生活や運動など生活習慣の改善ができるよう、健康に関する知識の普及と市民一人ひとりの主体的な取組を支える健康づくりを推進していきます。	健康
(4) 感染症予防対策の充実	● 予防接種や結核検診の充実に努めると同時に、受診に向けた普及・啓発を進めます。また、未接種者や未受診者への受診勧奨により接種率・受診率の向上に努めます。 ● 関係機関との連携を図りながら、H I Vや新型インフルエンザなど、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発を進めるとともに、県、医師会等と連携して危機管理体制の整備を図ります。	健康
(5) 保健指導体制の強化	● 指導内容に応じて必要な専門スタッフを確保するほか、専門職員の研修機会を拡充します。 ● 保健・医療・福祉・教育の連携を推進し、保健指導体制の強化を図ります。 ● 地域で保健活動を実施するための場の確保に努めます。	健康

《 数値目標 》

乳幼児健診受診率
【H25: 98.0% ⇒ H31: 100%】

乳児全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん訪問事業）
【H25: 87.9% ⇒ H31: 90%以上】

12歳児一人平均むし歯指数（DMFT 指数）
【H25: 0.08 本 ⇒ H31: 0.05 本】

歯ぐきに症状のある人の減少（12歳児）
【H25: 44.5% ⇒ H31: 20%以下】

8020 達成者数
【H25: 58 人 ⇒ H31: 100 人以上】

特定健診受診率
【H25: 28.4% ⇒ H29: 60.0%】

がん検診受診率
【H25: 10.49~20.71%※⇒ H31: 50.0%】

むし歯のない人の増加（3歳児）
【H25：87.9% ⇒ H31：90%以上】

4. 地域医療の推進

健康介護課・子育て支援課・総務課

《 現状と課題 》

市民の多様な医療ニーズに対応し、安心して、いつでも適切な医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実が求められています。

国の社会保障改革では、医療機能の分化・連携（「医療連携」）を推進することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるよう「地域完結型医療」を推進しており、中でも身近なかかりつけ医や薬局が、地域医療の重要な役割を担うようになっていきます。また、高齢化の進展により救急医療ニーズは増大することが予測され、市内の中核病院である岐北厚生病院との更なる連携強化が必要です。

本市の医療機関の配置は岐阜市に近い南部に偏っており、高齢化率の高い美山地域の北部には医療機関がありません。そのため、医療機関による往診等を行っていますが、今後も地域の状況に応じた安心して診療が受けられる医療体制の整備が必要です。高齢化の進展に伴い、医療ニーズの更なる増大が予想されることから、在宅療養も視野に入れた地域医療体制の確立と自主運行バスの運行などにより医療機関への通院手段の確保が必要です。

また、救急医療体制では、山県医師会へ委託して休日診療在宅当番医制度を確立するとともに、二次救急医療として救急病院運営に対する支援をして岐北厚生病院での受入体制を整備しています。今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携による地域医療体制の充実が必要です。更に、災害時には迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時からの山県医師会、岐北厚生病院等との連携強化が必要です。

《 施策の方針 》

山県医師会や山県市歯科医師会との連携を強化し、医療サービスや救急医療体制の充実に努めます。そのため、関係機関との広域的な連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進し、かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅へといった地域の医療機関が緊密に連携した医療体制の構築に努めます。また、救急医療の高度化を推進するとともに救命率の向上を図るため、関係機関との連携強化により、救急医療体制の強化を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 3 地域医療の推進

〈施策の展開〉

(1) 地域医療体制の強化

(2) 救急医療体制の充実

(3) 災害医療体制の整備

〈施策の展開〉

3. 地域医療の推進

項 目	施策の内容	担当
(1) 地域医療体制の強化	● 山県医師会や山県市歯科医師会などとの連携を強化し、総合的な地域医療体制の充実を図ります。 ● 山県医師会や山県市歯科医師会の協力を得ながら、病診連携などの医療機関相互の連携を促進します。 ● 市内の中核病院である岐北厚生病院が行う地域の特性に応じた地域医療確保対策に対し支援を進めます。 ● 保健・福祉と医療との連携を図りながら、在宅療養に向けた訪問看護、訪問診療などの支援体制を強化します。	健康 介護保険
(2) 救急医療体制の充実	● 休日・夜間及び小児救急医療体制の充実を図ります。また、関係機関との広域的な連携により、救急医療体制の強化を進めます。 ● 救急の高度化を推進するとともに、医療機関との連携を強化し、救急医療の充実を図ります。	健康 母子保健
(3) 災害医療体制の整備	● 災害時に、山県医師会、岐北厚生病院等の関係機関との連携により、迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時から連携の強化に努めます。	健康

《 数値目標 》

救急医療体制の満足度

【H24: 30.9% ⇒ H31: 50.0%】

5. 生きがい対策の充実

福祉課・健康介護課

《 現状と課題 》

高齢化社会を迎え、高齢者の多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。その一方で、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が課題となっており、急増する高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯などへの支援体制の構築を進める必要があります。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、元気な高齢者による地域での支え合いの仕組みづくりや、地域活動の担い手としても活躍してもらえるような環境の整備が必要です。

本市では、老人クラブ活動や市シルバー人材センターなどを支援し、高齢者の生きがいづくりや就労の機会の提供など、活力ある高齢社会の構築に取り組んでいます。しかし、近年、老人クラブの加入率は低下しており、活動の活性化及び加入率の増加に向けた支援が必要となっています。

今後は、一層多様化する高齢者の生きがい活動におけるニーズを踏まえ、高齢者の知識や技能、経験を活かす場を拡充するほか、生涯学習や文化、スポーツ、就労、ボランティアなど幅広い分野において、気軽にやりがいを持って参加できる機会を確保することが必要です。更に、これらの活動を通じて、高齢者相互の交流や異世代交流の促進を図り、孤独感の解消はもとより地域の活性化、地域力の向上につなげていくことも重要となります。

《 施策の方針 》

高齢者がこれまでに培った知識や経験、技術を生かしながら、地域活動の担い手としてボランティア活動等で活躍し、地域における支え合いの体制が構築されるよう、老人クラブなどの組織活動を支援し、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。

《 施策の体系 》

《 施 策 》

施策 4 生きがい対策の充実

《 施策の展開 》

(1) 高齢者組織の育成

(2) 参加・交流の促進

〈施策の展開〉		
4. 生きがい対策の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 高齢者組織の育成	●趣味活動やレクリエーションなどの多様な活動を支援し、老人クラブ活動の活性化を促進します。また、老人クラブ活動の加入率の増加に向けた支援を行います。 ●生涯学習関係団体との連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動などの高齢者の自主的なサークル活動を支援します。 ●高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業などの各種支援策において、担い手としてやりがいをもって活躍することができるよう、生活支援コーディネーターと連携を取り、ボランティアの支援や育成に努めます。	社会福祉 介護保険
(2) 参加・交流の促進	●高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。 ●高齢者の豊富な知識・経験などを活かすとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会を確保するため、老人クラブ会員が中心となった、地域での異世代交流を推進します。 ●高齢者の様々な活動への参加を促進するため、多様化するニーズに対応した情報提供に努めます。	社会福祉

《 数値目標 》

単位老人クラブ会員数

【H25: 2,776 人 → H31: 3,396 人】

シルバー人材センター会員数

【H25: 416 人 → H31: 500 人】

単位老人クラブ加入率

【H25: 26% → H31: 28%】

② 生きがい対策の充実

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
単位老人クラブ会員数	2,776 人	3,396 人
シルバー人材センター会員数	416 人	500 人
単位老人クラブ加入率 (新規)		

6. 高齢者福祉の充実

健康介護課・福祉課

《 現状と課題 》

平成 37 年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上となり、3 人に 1 人が 65 歳以上と
なることが見込まれています。本格的な高齢社会を迎える中、高齢者が住み慣れた地域
で、安心していきいきと暮らしていける体制や環境の整備と、健康保持のための介護予
防の取組を、一層進めていく必要があります。また、地域支援事業の実施や在宅医療・
介護の連携推進などをはじめとする地域包括ケアシステムの強化が進められており、市
町村の担う役割は大きなものとなっています。

本市においても高齢者人口は増加しており、これまでも「市高齢者福祉計画」に基づい
て介護保険の円滑なサービスの提供を行ってきました。しかし、介護保険認定者の増加
とともに介護保険サービスの利用も年々増加し、介護保険財政における負担の増大が懸
念されています。

また、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者なども増加傾向にあるため、地域
包括支援センターを拠点に、それぞれの状況に応じた支援に取り組み、高齢者が尊厳を
もって日常生活を送ることができるよう支援する必要があります。

《 施策の方針 》

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって元気に生活でき
るよう、健康づくりや介護予防への意識を高めるとともに、各種サービスを総合的に提
供できる体制を整えます。また、市民や団体、事業者などの連携を強化し、助け合い、
支え合う環境をめざします。



いこいの広場



男の生きがい教室



かんたん筋トレ教室など

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 3 高齢者福祉の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 高齢社会に対応した仕組みづくり
- (2) 介護予防・認知症対策の強化
- (3) 介護サービスの促進
- (4) 地域包括支援センターの体制強化

〈施策の展開〉		
3. 高齢者福祉の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 高齢社会に対応した仕組みづくり	「市高齢者福祉計画」の円滑な推進に努め、適切な評価・見直しを行います。 - 高齢者の健康づくり、介護予防などの学習の機会、広報活動を充実させ意識啓発を強化します。 - 地域での見守り活動や声かけ運動など支え合いの仕組みをつくりまします。 - 老人福祉センターが高齢者の健康増進、教育の向上、レクリエーションなどの活動拠点となるよう、サービス内容の充実を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえ必要な改善・整備を行います。	社会福祉 介護保険
(2) 介護予防・認知症対策の強化	- 高齢者が在宅生活を継続できるよう、社会福祉協議会などとの連携を強め、生活支援サービスの充実や、地域での高齢者とじこもり予防事業、安心して生活していくための安否確認、定期的な状況確認のための訪問を実施します。 - 認知症高齢者の早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援ができる体制づくりを進めます。 - 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、社会福祉協議会などとの連携を強化しながら、外出支援サービスなどの生活支援サービスを推進します。	社会福祉 介護保険
(3) 介護サービスの促進	- 居宅サービスの適切な利用促進と介護保険施設などへの入所の適正化を図るとともに、地域密着型サービスについても推進します。 「市高齢者福祉計画」に基づき、介護保険サービスの適切な利用を促進し、身体機能の維持や重度化防止に努めます。 - 介護サービス事業者への適切な指導を行い、サービスの質の向上と利用者の尊厳保持に努めます。	介護保険
(4) 地域包括支援センターの体制強化	- 地域支援事業では、包括支援事業として介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを実施します。 - 地域包括支援センターが中心となり、医療・福祉・介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に取り組みまします。 - 地域ケア会議の効果的な実施に努め、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。	介護保険

《 数値目標 》

見守りボランティア登録人数

【H25：25人 ⇒ H31：35人】

老人福祉センター（入浴サービスを含む）利用者年間延人数

【H25：9,926人 ⇒ H31：10,000人】

げんき高齢者祝金対象者数

【H25：1,590人 ⇒ H31：1,800人】

認知症サポーター延人数

【H25：1,015人 ⇒ H31：1,800人】

予防事業参加者年間延人数

【H25：8,911人 ⇒ H31：10,000人】

③ 高齢者福祉の充実		
重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
元気な高齢者比率	71.8% (H26)	75.0%
見守りボランティア登録人数	25 人	35 人
認知症サポーター延人数	1,015 人	1,800 人

7. 障がい者福祉の充実

福祉課

《 現状と課題 》

障がい者を取り巻く制度は、平成 15 年度に措置制度から支援費制度、平成 18 年度には障害者自立支援法、そして平成 25 年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと変更されています。

また、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）が成立しており、行政機関等については、「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に「合理的配慮」を行うことが義務付けられました。

本市では、障がい福祉の方向性を定めた「第 3 次市障がい者計画」に基づき各種施策を推進してきました。障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行に向けては、グループホーム等の生活の場の確保が必要となっています。

また、障がい者の自立支援に向けて、関係機関・団体等とも連携して適切な支援体制の構築に引き続き取り組む必要があります。今後は、サービス提供に関する相談業務を充実するとともに、障がい者がより適切なサービスを受けられるよう、サービスの基盤整備・相談支援体制の確立、個別ケースのコーディネートなど、**障害者自立支援推進協議会**と連携して各種の取組を推進する必要があります。

《 施策の方針 》

障がい者の自立を推進するために、特に居宅サービスの充実に努めるとともに、効果的な居宅・施設サービスの提供を図るため、相談体制やケアマネジネントの充実に努めます。

また、地域の障がい者への理解促進や地域活動への参加・交流の機会を拡充し、全ての人がお互いに尊重し合いながら、地域社会の中で暮らすことのできる環境づくりに努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 障がい者福祉の充実

〈施策の展開〉

- (1) 障害者総合支援制度の充実
- (2) 障がい者の就労支援と社会参加
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 施設の整備

〈施策の展開〉			
2. 障がい者福祉の充実			
項 目		施策の内容	担当
(1)	障害者総合支援制度の充実	- 市障害者自立支援推進協議会などにより、障がい者（児）に対するサービス提供及び相談支援のネットワーク化や権利擁護体制の整備・推進に努めます。 - 障がい者のニーズや実態に即した障がい者施策の推進や障がい者計画の円滑な推進に努め、適切な評価と見直しを行います。	社会福祉
(2)	障がい者の就労支援と社会参加	- 障害者雇用推進法に基づき、関係機関との連携を強化しながら地域での自立・雇用を促進し、障がい者の社会参加・地域移行の支援に努めます。 - 文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、知的障がい者や精神障がい者などが参加しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉
(3)	地域生活支援の充実	- 福祉と保健・医療との連携を図りながら、相談支援事業者などと共に障がい者への相談体制の充実を図ります。 - 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携を図りながら、ニーズの把握や情報提供、相談・指導を充実します。 - 障がい者の雇用促進や就労支援の体制づくりに取り組みます。また、知的障がい・精神障がいのある人などの特性に応じた支援に努めます。 - 身近な地域で早期に子どもの発達や成長面の相談に対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な指導と援助ができるよう、ピッコロ療育センターを拠点に、療育機能の充実を図ります。	社会福祉
(4)	施設の整備	広域的な調整を図りながら、民間による生活介護や就労支援、グループホームなどの障がい者施設整備の働きかけを行います。	社会福祉

《 数値目標 》

施設入所者の地域生活への移行
【H25: 0人 ⇒ H31: 1人】

福祉施設から一般就労への移行
【H25: 1人 ⇒ H31: 3人】

8. 地域福祉の推進

福祉課・健康介護課

《 現状と課題 》

近年では、東日本大震災等を契機に市民同士がお互い支えあい、助け合うために地域コミュニティの一層の活性化が求められています。

本市では、市が策定した「第3次市地域福祉推進計画」に基づき、「幅広い視点に立って、いろいろな立場の人たちと力を合わせ、住民みんなで学習し、工夫し、それぞれができることから取り組んでいく」「必要に応じて、日常生活をサポートするためのしくみを生み出す」「活動が、地域社会の活性化につながる工夫をする」という視点に立ち、様々な取組を進めています。

今後も、少子高齢化や激しい社会変化に伴い、多様化する市民の生活課題に柔軟に対応していくために、協働による地域福祉のまちづくりを推進し、生活課題を発見・解決する仕組みや、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくりが必要です。



市地域福祉推進キャラクター 「つなぎとあわせ」

「つなぎ」と「あわせ」は誰もがずっと山口市に住みたい！と思える地域をめざして、みなさんと福祉のまちづくりを進めていきます。なまえには、年齢や障がい等に関係なく、誰もが山口市に住む地域の一員として、人と人、心と心をつなぎ、力を合わせて助け合える地域になるように願いが込められています。「つなぎ」と「あわせ」がみなさんの心をつなぐ架け橋となるよう、ハート型にデザインしました。

《 施策の方針 》

市民一人ひとりの福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の主体的な参加の促進や連携強化に努めます。そのために、市民参加による活動を推進し、市民と行政が役割分担しながら、協働による地域福祉のまちづくりを継続・発展させていきます。また、ユニバーサルデザインの視点から、全ての市民が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策1 地域福祉の推進

〈 施策の展開 〉

- (1) 地域福祉のまちづくりの推進
- (2) 福祉教育の充実とボランティア活動の促進
- (3) 当事者同士の支え合い、助け合い促進
- (4) 適切なサービスの供給、調整

〈施策の展開〉			
1. 地域福祉の推進			
項目	施策の内容		担当
(1) 地域福祉のまちづくりの推進	● 高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動など地域福祉のまちづくりを通じて、ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。 ● 民生委員・児童委員やふくしまちづくり推進員などの活動を促進し、地域での支え合い意識の醸成に努めます。 ● 「第3次市地域福祉推進計画」に基づいた地域福祉活動を支援し、福祉風土の醸成を図ります。 ● 「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。		社会福祉
(2) 福祉教育の充実とボランティア活動の促進	● 福祉教育の普及促進やボランティア活動への参加促進、新しい担い手の確保に努めるとともに、ボランティア育成のための研修会や講座を開催します。 ● ボランティアの組織化、ボランティア活動の助言・相談、調整、指導者の育成などを支援します。 ● 市民やボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、その他福祉事業者との連携を強化します。 ● 学校や福祉施設などと連携して子どもたちの福祉の学びを支援する取組など福祉教育活動の展開を支援します。 ● 福祉まちづくりフォーラムの開催などにより、ボランティア活動についての情報提供、情報交流、活動当事者同士の交流など、地域福祉活動の啓発に努めます。		社会福祉
(3) 当事者同士の支え合い、助け合い促進	● 当事者同士の支え合い、助け合い活動を展開する老人クラブ、身体障がい者福祉協会、精神障がい者のデイケア、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、次世代育成支援親グループワーク、遺族会などを支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、当事者活動の組織化を支援します。 ● 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、地域活動支援センターなどのピアカウンセリング活動を支援します。 ● 遺族会等への補助金の交付を行います。		社会福祉
(4) 適切なサービスの供給、調整	● 保健、医療、福祉、教育など、各種機関との連携を図り、情報の共有や適切なサービス提供に努めます。 ● ケアマネジメント体制を強化し、福祉サービス利用者に対する総合的な支援体制づくりに努めます。 ● サービス利用に結びついていない要援護者の把握や効果的な利用促進に向けた啓発を強化します。 ● 成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援等の各種支援を行うとともに、制度の普及啓発に努めます。		介護保険

《 数値目標 》

地域福祉活動事業補助団体
~~【H25 : 4 団体 → H31 : 5 団体】~~

ふくしまちづくり推進員
 【H26 : 2 校区 → H31 : 5 校区】

9. ひとり親家庭福祉の充実

子育て支援課・福祉課

《 現状と課題 》

近年、離婚件数の増加など、様々な要因により、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、子どもが心身ともに健やかに成長するためにも、親の社会生活における自立への支援を進め、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加などができる環境の整備に取り組む必要があります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し安心した生活を営むため、相談窓口や経済的自立に向けた支援制度の周知によるサービスの活用促進、就業への支援による安定した収入と継続的な就業状態の維持などが必要です。

本市では、ひとり親家庭に対して、支援員による就職相談及び福祉資金貸付などの福祉制度の相談を実施しています。また、民生委員・児童委員との連携により、自立に向けた各種相談・支援にも取り組んでいます。更に母子寡婦福祉会でも、レクリエーションや地域交流会を実施し、ひとり親家庭への交流の機会の提供や各種情報の提供を行っています。

今後は、ひとり親家庭からの自立や生活に関する相談などについて、一層の周知を図るとともに、母子寡婦福祉会の新規会員や、若い世代の会員を確保することが必要となっています。

《 施策の方針 》

ひとり親家庭が抱える様々な課題を把握し、適切な支援を行うことにより、社会生活における暮らしやすい環境づくりに努めます。また、子育てや、安定した収入が得られるような就業への支援を行うことにより、世帯としての自立促進を支援します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 ひとり親家庭福祉の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 相談・支援の充実

(2) 生活の自立支援

〈施策の展開〉

3. ひとり親家庭福祉の充実

	項 目	施策の内容	担当
(1)	相談・支援 の充実	●ひとり親家庭の交流機会や、各種情報の提供等の活動に対し、補助金を交付します。 ●民生委員・児童委員や自治会などと連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努め、児童が育成される家庭の生活の安定と親の自立支援の促進に向けた適切な支援に努めます。 ●民生委員・児童委員や母子自立支援員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。	児童福祉 社会福祉
(2)	生活の自立 支援	●ひとり親家庭における親の主体的な能力開発への支援として、養成講座の受講料や養成機関での修業に対する給付金を支給します。 ●母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。 ●児童扶養手当や母子家庭自立支援補助金、福祉資金貸付などの制度の有効活用を促進し、経済的な負担の軽減を図ります。	児童福祉

《 数値目標 》

母子寡婦福祉会の会員数

【R31: 159人 ⇒ R5: 160人】

10. 社会保障の充実

市民環境課・福祉課・健康介護課

《 現状と課題 》

人口減少や少子高齢化の進展による社会保障費の増加により、将来の財政負担の増大が見込まれており、制度内容の更なる周知や、確実な納付による各種制度の安定した運営が必要となっています。

介護保険制度では要介護者・要支援者が増加しています。サービスの円滑な給付と適正な利用を図るとともに、更なる制度の普及啓発を進める必要があります。国民健康保険についても、長寿社会の進展と社会経済の低迷等により、加入者が大幅に増え、医療費の負担が増加しています。誰もが安心して医療が受けられるよう、健全な運営に努める必要があります。また、国民年金は高齢期の生活基盤を支える所得保障の重要な部分を担うものであり、引き続き市民の年金受給権の確保に努める必要があります。生活保護については、国においても生活保護に至る前の自立支援策の強化が進められており、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにする必要があります。

本市の国民健康保険被保険者は、平成 26 年 4 月 1 日現在で人口の 30%、世帯数の 43%の加入があり、後期高齢者被保険者では人口の 14%の加入があります。国民健康保険及び後期高齢者保険の被保険者 1 人当たり年間療養給付費は、県下でも高い支払額となっています。今後は、特定健康診査の受診率の向上を強化し、被保険者の健康意欲の高揚と病気の早期発見により重症化を予防し医療費を抑制する必要があります。収納率は、国民健康保険で平成 24 年度現年度分が県下平均 (92.10%) を上回る 94.06%で、後期高齢者保険は、平成 25 年度分県下平均 (平成 99.31%) を下回る 98.74%でした。滞納者対策を強化し、新規未納者への早期対策を積極的に進めます。また、国民年金においては、市の窓口を利用した関係届、各種申請等の受付件数が増えており、今後も継続していく必要があります。

《 施策の方針 》

介護保険制度の正しい知識の啓発や、介護予防、介護度の重度化予防を進めつつ、適正なサービス供給により、介護保険制度の円滑な運営を進めます。また、質の高い保険医療・福祉サービスの確保と安定した介護保険制度の確立に努めます。更に、健康の自己管理意識の高揚と医療費の適正化を促進し、後期高齢者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図ります。

低所得者支援については、情報提供や相談体制を充実するほか、生活指導・助言の実施により、社会的・経済的自立を促進します。

《 施策の体系 》

《 施 策 》

施策 4 社会保障の充実

《 施策の展開 》

- (1) 介護保険制度の推進
- (2) 国民健康保険制度などの推進
- (3) 後期高齢者医療制度などの推進
- (4) 国民年金制度の推進
- (5) 低所得者福祉の推進

〈施策の展開〉			
4. 社会保障の充実			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	介護保険制度の推進	●保険料について広報・啓発活動を行い、介護保険財政の健全な運営に努めます。 ●介護保険制度やサービスについて情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談や苦情への適切な対応に努めます。	介護保険
(2)	国民健康保険制度などの推進	●「国民健康保険法」及び「市国民健康保険条例」に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行います。 ●「市国民健康保険税条例」に基づき徴収した保険税や県支出金等を財源として、都道府県単位化等の広域化も視野に入れ、適正に国民健康保険事業を運営します。 ●国民健康保険制度についての情報提供や啓発活動により納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。	国民健康保険
(3)	後期高齢者医療制度などの推進	●市の75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障がいのある人を対象に、岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な医療の確保を図るために医療費の適正化を推進し、保険者による健康診査等の実施に関する措置を講じます。また、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行います。 ●保険料納付の啓発活動・窓口での口座振替の促進及び納付相談などを行い、保険料の納付意識の向上に努めます。	後期高齢者医療
(4)	国民年金制度の推進	●市民を対象に日本年金機構岐阜北年金事務所からの事務委託により、国民年金の加入や納付免除等の各種申請の受付及び相談、指導、啓発活動等を実施します。 ●住民異動・国民健康保険加入時に、必ず国民年金加入の説明を実施する等、関連窓口での相談・指導などに努めます。	国民年金
(5)	低所得者福祉の推進	●生活保護法や生活困窮者自立支援法等に基づき、生活困窮者の最低限度の生活を営むための生活保障を行うとともに、自立に向けて就労支援等を実施します。 ●民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や各種制度の有効活用を進めます。 ●生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。	社会福祉

《 数値目標 》

国民健康保険税の年間収納率

【H30:83.47% ⇒ R5 : 83.55%】

後期高齢者医療保険料の年間収納率

【H30:98.35% ⇒ R5 : 98.45%】

国民年金保険料の年間収納率

【H30:76.34% ⇒ R5 : 77.00%】

11. 生涯学習の条件整備

生涯学習課

《 現状と課題 》

市民一人ひとりが自由に学ぶことができ、自らの成長や自己実現を図るとともに、学習活動を通じて生きがいや人とのつながりを育み、その成果を地域などに還元することは、地域の活性化にもつながります。

本市では生涯学習活動の主な拠点となる中央公民館（3 館）と地区公民館（12 館）を中心に、市民による主体的な学習活動が展開されています。生涯学習の推進にあたっては、関係機関や地域との連携を図りながら、中央公民館を中心とした生涯学習の方針や年間計画の検討などを行ってきました。地区公民館では地域に即した行事を取り入れ、市民との協働による地域づくりと地域の特色を生かした事業の展開に取り組んでいます。

しかし、過疎化や少子高齢化、市民ニーズの多様化が進行する中、公民館の機能の分担・統合や講座のあり方など、効果的かつ効率的な管理・運営を図る必要が生じています。

《 施策の方針 》

生涯学習施設の充実を図るとともに、生涯学習の指導者の育成・確保に努めます。また、市民ニーズを踏まえながら、地域との協働により生涯学習を通じたまちづくりや人づくりに努めるとともに、効果的かつ効率的な生涯学習施設の管理・運営を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 生涯学習の条件整備

〈 施策の展開 〉

（1）生涯学習推進体制の整備

（2）学習施設の機能強化

〈施策の展開〉		
1. 生涯学習の条件整備		
項 目	施策の内容	担当
(1) 生涯学習推進体制の整備	●生涯学習指導者の育成・確保を進めるとともに、各々の知識経験などを活かし、多くの人材がボランティアとして、主体的にあらゆる行事や大会等の運営支援に参加し、活躍できる機会の拡充に努めます。 ●教育機関や関係団体との連携を強化し、市民が生涯学習の成果を活用できる場や機会の拡充に努めます。	生涯学習
(2) 学習施設の機能強化	●公民館の位置づけや機能の検討を進めるとともに、市民の学習ニーズに対応できる施設・設備の充実に努めます。	生涯学習

《 数値目標 》

公民館利用者
【H25: 90,314 人 ⇒ H31: 100,000 人】

リーダーバンク登録者数
【H25: 262 人 ⇒ H31: 300 人】

④ 生涯学習・生涯スポーツ		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
公民館利用者	90,314 人	100,000 人
社会体育施設利用者数	231,075 人	240,000 人
図書館貸出冊数	143,201 冊	150,000 冊

12. 主体的な学習活動の支援

生涯学習課

《 現状と課題 》

社会状況やライフスタイルが大きく変化する中、生涯学習活動は、自己実現のみならず、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成等、地域にとって大変重要なものとなっています。

本市の公民館等における生涯学習活動は、令和元年4月1日現在、21講座、206サークルがそれぞれ自主的に運営を行っています。また、「生涯学習ガイド」を発行し、講座やサークルの紹介を行っています。更に、広報紙や市のホームページなどを活用した情報の提供に努めてきました。しかし、講座やサークルの参加者は年々高齢化しており、女性が多く男性が少ないといった状況もみられています。

今後、過疎・高齢化が進む中で、市民ニーズを重視しながら、運営の見直しや市民ニーズを踏まえた講座内容の充実を図る必要があります。

《 施策の方針 》

多様な情報媒体の活用により生涯学習情報の提供を充実し、市民の生涯学習への関心や参加意欲の向上に努めます。また、地域づくりにつながる活動や生活に密着した学びの場等の特色ある講座を提供し、学習サークルなど市民の自発的な学習活動を支援します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策2 主体的な学習活動の支援

〈 施策の展開 〉

(1) サークル活動等への支援

(2) 学習機会の拡充

〈施策の展開〉			
2. 主体的な学習活動の支援			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	サークル活動等への支援	● 講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。また、今後も3年間の講座終了時には、サークルとして長く活動ができるよう支援します。	生涯学習
(2)	学習機会の拡充	● 市民ニーズを踏まえ、講座・教室の見直しや内容の充実に努めます。利用者からの要望に応え、毎年新しい講座を計画し、ニーズを大切にしながら、趣味趣向だけでなく生活に密着した講座・教室をコーディネートし、学習内容の充実に努めます。	生涯学習

《 数値目標 》

公民館講座数
【H25: 26 件 ⇒ H31: 35 件】

サークル数
【H25: 189 件 ⇒ H31: 200 件】

13. 生涯スポーツの推進

生涯学習課

《 現状と課題 》

生涯スポーツは、市民の健康や体力の維持・増進、更には市民の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するために、重要な役割を担うものです。

近年では、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加、青少年の健全育成など多様な面において、スポーツや体力づくりの重要性が高まっていることから、今後も、関係団体との連携を図りながら、計画的な指導者の育成・確保に努めるとともに、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備などが必要です。

本市では、多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、スポーツ施設に指定管理者制度を導入しています。民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減に努めた結果、利用者数も増加しており、引き続きサービス向上と効率的な運営に努めながら、利用環境の充実を図ることが求められています。

また、本市は総合型地域スポーツクラブを展開し、市民が希望するスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整備しているほか、各種軽スポーツ大会を積極的に開催しています。

今後も、体育協会やスポーツ少年団・スポーツクラブが中心となり、指導者の育成派遣などを通じて、生涯スポーツの推進や競技スポーツの発展に努めていくことが必要です。

《 施策の方針 》

スポーツや体力づくりの重要性や楽しさについての周知を図り、市民への普及に努めます。また、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備や、指導者の育成・確保を図り、スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

また、健康スポーツ推進の一環として、競技用施設を除き使用料の無料化を行い、健康寿命を高める環境づくりを図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 生涯スポーツの推進

〈 施策の展開 〉

- (1) スポーツ・レクリエーション環境の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充

〈施策の展開〉		
3. 生涯スポーツの推進		
項 目	施策の内容	担当
(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実	●市民の健康増進や施設の利用促進及び有効利用をめざし、競技用施設を除き使用料の無料化を継続します。 ●総合運動場をはじめ、市内の体育施設の効率的な管理・運営に努め、有効活用を促進します。 ●利用者ニーズなどを踏まえ、総合運動場等の体育施設の充実を図ります。 ●スポーツ・レクリエーションの指導者やリーダーの確保に努めます。	生涯スポーツ
(2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充	●社会体育施設に指定管理者制度を導入し、サービス向上に努めます。 ●「総合型地域スポーツクラブ補助金」によりスポーツ教室等を開催し、内容の充実を図ります。 ●体育協会などの関係機関と連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できるスポーツ企画の充実を図るとともにウォーキングイベント、ラジオ体操会やスポーツ吹矢教室などの開催により、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。 ●自然環境を活かし、レクリエーションの場や機会の確保を進めるとともに、サイクリング・ウォーキングロードの活用促進に努めます。	生涯スポーツ

《 数値目標 》

14

やまがたウォーキングイベント（年2回）
【H25: 37人（年1回）⇒ H31: 150人】

市ラジオ体操・みんなの体操会
【H25: 1,300人 ⇒ H31: 1,400人】

生涯学習

《

社会体育施設利用者数
【H25: 231,075人 ⇒ H31: 240,000人】

経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、先人から受け継がれてきた大切な文化を次代に引き継いでいくことが難しくなりつつあります。文化芸術振興基本法の基本理念に即して、将来にわたって市民が文化的な生活を送ることができるよう、多様な文化芸術に触れ、活動できる機会を提供していく必要があります。

本市では、図書館を中心に、「歴史民俗資料館」「美術館」「花咲きホール」「古田紹欽

記念館」を含む一帯を文化ゾーンと位置づけ、多様な文化事業を推進しています。

「花咲きホール」では、乳幼児から優れた芸術文化に触れる機会を提供する「0歳からのコンサート」や市民参加のコンサートを開催しているほか、市民主体の芸術文化活動を育成、支援しています。また、学校や保育園などを対象にしたアウトリーチ事業を積極的に展開しています。そのほか、「歴史民俗資料館」では、収集した資料の公開と活用、「美術館」では、市民の作品展や優れた芸術作品の展示、「古田紹欽記念館」では、日本文化や地域文化の紹介や情報発信をはじめ市民茶会を実施するなど、それぞれの施設の特長を活かしながら一体的な活用を図っています。今後も、市民一人ひとりの文化的資質の向上につながる多様な文化事業を積極的に展開していく必要があります。

図書館では、蔵書検索や貸出予約などをインターネットで行えるようにする図書Web公開システムを整備するなど、利用者サービスの充実に努めてきました。今後も、重要な生涯学習拠点の一つとして、市民に愛され、役に立つ魅力ある図書館づくりを推進していく必要があります。更に、子どもの読書活動の推進に関する法律のもと、図書館を中心に学校、家庭、地域が連携した子どもの読書推進に一層努めていく必要があります。

《 施策の方針 》

乳幼児から高齢者まで、誰もが文化芸術に親しむことができる機会を提供するとともに、市民の主体的な文化芸術活動を促進し、文化の香り高いまちづくりに寄与します。また、文化施設それぞれにおける機能の強化と充実に努め、施設相互の連携のもとに相乗効果を生み

出すとともに有効利用につなげ、市民にとって魅力ある文化活動拠点づくりに努めます。

また、図書館においては、図書資料の充実に努め、学校・地域・家庭との連携のもと、子どもの読書活動の推進に一層努め、歴史民俗資料館、美術館を併設する複合施設の利点を活かし、学習の場、憩いの場として、魅力ある施設運営をめざします。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 芸術・文化の振興

〈 施策の展開 〉

(1) 図書館利用の促進

(2) 文化施設の充実

(3) 芸術・文化活動の促進

〈施策の展開〉		
1. 芸術・文化の振興		
項 目	施策の内容	担当
(1) 図書館利用の促進	● 図書館ホームページや図書館情報システムの活用により、図書館利用者の自発的な学習活動の促進に努めます。 ● 図書館を中心に、学校、家庭、地域が連携し、子どもの読書推進に努めます。 ● 魅力ある図書館をめざし、幅広い分野の図書資料の収集に努め、蔵書の充実を図ります。 ● 読み聞かせボランティア等による絵本等の読み聞かせを推進するとともに、親子等を対象とした物作り講座など楽しいイベントを開催し、図書館利用を促進します。	芸術・文化
(2) 文化施設の充実	● 市民の文化芸術活動の拠点となる文化施設の機能の維持・充実に努め、市民に親しまれ、利用しやすい文化施設の運営を図ります。	芸術・文化
(3) 芸術・文化活動の促進	● 文化の里花咲きホール、古田紹欽記念館において、市民の文化芸術の鑑賞機会や参加による文化創造の機会を拡充します。 ● 利用促進を図るための文化情報の発信機能を強化します。 ● 歴史民俗資料館を核として、民俗資料の収集整理及び公開、活用を図ります。 ● 美術館の活用を促進するため、企画展や市民作品展等を実施し、周知のための広報を推進します。	芸術・文化

《 数値目標 》

図書館貸出冊数

【H25: 143,201 冊 ⇒ H31: 150,000 冊】

花咲きホール稼働率

【H25: 71.38% ⇒ H31: 75%】

古田紹欽記念館 来館者数

【H25: 6,206 人 ⇒ H31: 6,300 人】

15. 文化財と伝統芸能の継承

生涯学習課

《 現状と課題 》

本市には国・県・市指定文化財計 86 件をはじめ、古くからの伝統や文化遺産が数多く所在しています。しかし、経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった結果、先人が築き、親から子、そして孫へと連綿と守り、語り継がれてきた文化財や伝統芸能の大切さを見失いがちになっており、このままでは後世に継承していくことが難しくなっています。

本市では、文化財の調査や保存のための支援、体制の整備に加え、ホームページや広報紙等を活用した広報や情報提供を行い、継承・活用を促進する環境づくりに取り組んでいます。また、市重要無形民俗文化財舞台公演会を行い、歴史的・芸術的価値の高い文化財を広く周知するとともに、公演を機とした各団体の活性化にも努めてきました。平成 29 年度には市内の祭礼、行事、芸能を調査研究、記録、保存により、報告書「山県市の祭りと民俗芸能」を刊行し、文化的価値の高い地域の特色のある民俗文化財を周知し、理解と関心の高揚にも努めてきました。今後も生涯学習など様々な機会を活用しながら、市民への一層の周知を図る必要があります。

地域の伝統芸能等については、担い手の不足や伝承者の高齢化などの問題を抱えており、後継者の育成に向けた環境の整備が課題となっています。

本市では、市民団体との連携により歴史・文化の調査研究を行っていますが、このような連携を一層強化し、市民を巻き込んだ文化財の保護・活用のためのネットワークづくりに努めていくことが必要です。



市重要無形民俗文化財舞台公演会写真



白山神社拝殿修復工事写真

《 施策の方針 》

文化財の調査・研究の推進や市民への文化財情報の積極的な提供に努めるとともに、文化財の保存と活用に取り組む文化財保護団体等への支援と連携の強化に努めます。また、地域の伝統芸能や伝統行事の継承と振興を図るため、保存団体が行う後継者育成や公開の充実に向けた取組を支援するとともに、郷土の美しい自然や豊かな歴史的風土の中で培われた貴重な文化財を次代に確実に引き継ぐための、文化財を活用した教育普及

活動に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 文化財と伝統芸能の継承

〈 施策の展開 〉

(1) 文化遺産の保護

(2) 文化遺産の継承と活用

〈施策の展開〉		
2. 文化財と伝統芸能の継承		
項 目	施策の内容	担当
(1) 文化遺産の保護	● 遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データ（図面、歴史資料、聞き取り調査記録、写真、映像記録等）を整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護に努めます。 ● 国・県・市指定有形文化財の修理・修繕の必要が生じた際には補助金を交付し、文化財の保存と活用を図ります。	文化財
(2) 文化遺産の継承と活用	● 無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。 ● 文化遺産の調査成果の公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。 ● 市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに活かし継承に努めます。	文化財

《 数値目標 》

市重要無形民俗文化財舞台公演会来場者数
【H25: 300 人 ➡ H31: 315 人】

歴史関係出前講座実施回数
【H25: 5 回 ➡ H31: 10 回】

いきいきと安心して働けるしごとづくり

・【基本的方向】 地域の活性化と雇用創出

- ・本市の地域産業を、地域の特性に応じてさらに活性化させていくとともに、高富IC（仮称）の供用開始の機会をいかし、企業誘致にも力を注ぎ、さらなる地域経済の活性化と雇用の拡大を図っていきます。

【数値目標】

従業者数 10,500人 [基準値(H26) 10,309人]

第1節 地域産業の活性化

1. 商業の活性化

まちづくり・企業支援課

《 現状と課題 》

地域経済を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化し、特に商業については、大規模店舗の立地など周辺環境の変化や市民の消費行動の多様化などの影響を受け、事業者にとっては厳しい経営環境が続いています。

本市では、以前は、高富天王通、谷合地区、岩佐地区の商店街が地域生活を支えていました。しかし、近年は、駐車場を完備した大規模店舗や市外へ購買客が流れ、公共交通機関と連結していない商店街は廃業に追い込まれるなど、厳しい状況に置かれています。

また、北部地域では人口減少、高齢化等により商店経営が成り立たず、シルバー人材センターや事業者などによる移動販売車での販売が主となっています。交通条件のよい南部地域でも、個人経営の商店営業は厳しい状況にあります。

こうした結果、買物弱者と呼ばれる高齢者等の日常の買物がますます困難となっていくことから、農商工が連携しながら、商業活動を促進することが求められています。

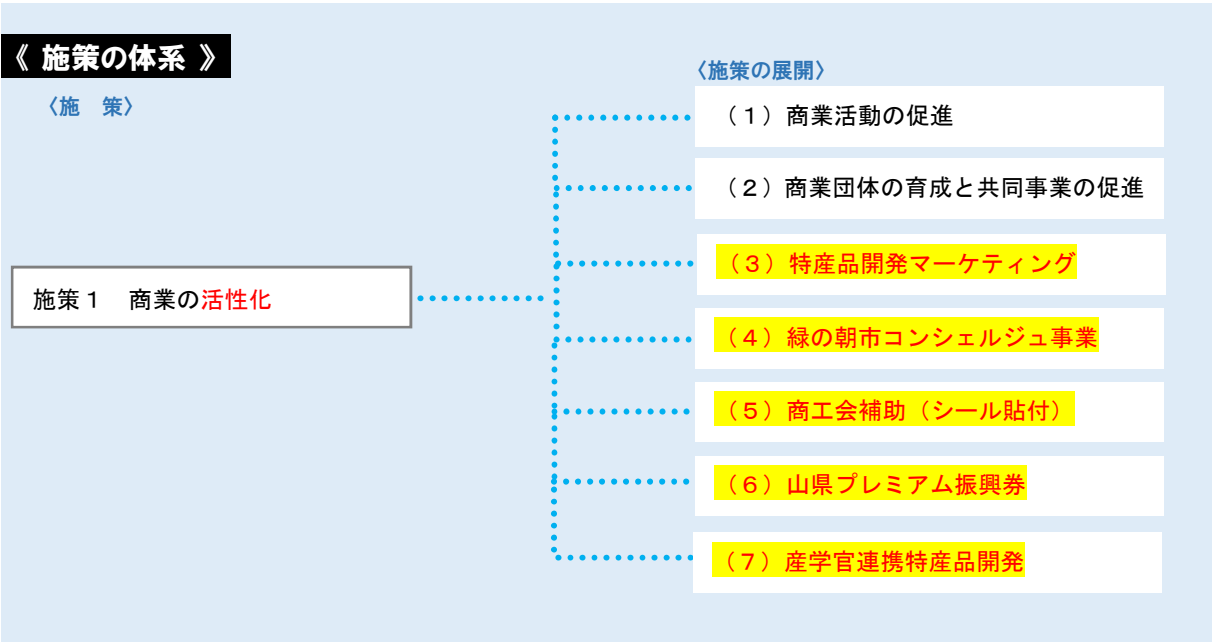
(1) 地場産業の活力の強化地域産業の活性化

潜在的競争力がある山県の地域産業を、地域の特性に応じてさらに活性化させていくとともに、新たな起業への支援や雇用の場の確保、経営の安定化、産学官連携による新

たな取組み等を通して、永続的な力強い産業として発展させていきます。

《 施策の方針 》

経営診断や融資等の各種支援制度を活用し、商業の活性化を図るとともに、地域ごとに最良と考えられる商業体制の構築を図ります。



<施策の展開> 1. 商業の活性化		
項目	施策の内容	担当
(1) 商業活動の促進	● 商工会が行う各種事業（中小企業診断士、税理士などの専門家による経営診断や商工会指導員による巡回指導・窓口指導、各種融資についての相談など）がスムーズに実施できるよう商工会に運営補助金を交付し活動を支援します。 ● 事業者が必要とする顧客管理や会計処理の効率化、販路拡大、企業 PR のためのホームページ作成やパソコン講習会を実施する支援を商工会と連携して実施します。その他、各種支援制度についても、事業者の要望などを参考に検討していきます。 ● 本市北部地域の活性化のため、谷合地区を中心に、夏は盆踊りに合わせた竹灯籠イベント、冬はイルミネーションイベント等を実施します。	商工業
(2) 商業団体の育成と共同事業の促進	● 国、県などの補助金を活用し、各種組合など商業団体の育成を進めます。 ● 年末大売出しなどの共同事業の促進を図ります。	商工業
(3) 特産品開発マーケティング	○市産食材を利用した特産品開発のためのマーケティングを行うとともに、販路拡大を図ります。	まちづくり
(4) 緑の朝市コンシェルジュ事業	月 1 回程度の朝市を開催し、売れる農産物の調査、生産者を対象とした農業研修を行います。	まちづくり
(5) 商工会補助（シール貼付） 〔零細小売店等活性化事業〕	商工会加盟店で、一定額以上を消費した場合に特典がつくスタンプラリーを実施し、小売店等の存続と活性化を図ります。	まちづくり
(6) 山県プレミアム振興券	市内の消費需要を高め、地域活性化を図ります。 ・ @1,000 円×10 枚（額面 1 万円）を 8,000 円で販売 ・ 計 3 万セット（額面総額 3 億円）を販売 ・ 有効期限は平成 28 年 1 月 5 日	社会福祉

(7)	産学官連携 特産品開発	岐阜経済大学、岐阜女子大学等地元大学と連携し、本市の特産品の新規開拓に向け、市場分析や商品開発の検討を進めていきます。	まちづくり
-----	----------------	---	-------

《 数値目標 》

巡回・窓口経営指導

【H25: 1,839回 ⇒ H31: 1,900回】

組織率（会員/商工業者）

【H25: 63.1% ⇒ H31: 65.0%】

専門家派遣事業等

【H25: 81回 ⇒ H31: 100回】

① 商工業の活性化		
重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
新商品の開発品数	—	2 品 (H28.3 実施計画)
朝市開催回数及び売上高	—	9 回、3,000 千円 (H28.3 実施計画)
商工会加入率	63.1%	65.0% (H28.3 実施計画)
参加店舗存続率	—	100% (H28.3 実施計画)
製造品出荷額等	79,680 百万円	81,700 百万円
工場等設置奨励金（累計）	4 件	30 件

2. 工業の活性化

まちづくり・企業支援課・企画財政課

《 現状と課題 》

本市の工業では、水栓バルブや衣料品、食品、プラスチックなどの製造業が多くみられます。産業大分類別就業者数を見ると、製造業の割合が約 36%を占め、産業大分類別事業所数でも第 2 次産業の占める割合は 44%を超え、県平均（32%）を大きく上回っています。

しかし、これら製造業の多くが就業者数 20 人以下の小規模事業所となっています。小規模な事業所は経済動向に左右されやすく、経営の近代化とともに経営基盤の強化が課題となっています。

一方で、東海環状自動車道西回りルート（平成 32 年度目標）の全線開通、高富 IC（仮称）の設置により、企業立地の促進が期待できることから、企業用地の確保が必要となっています。

《 施策の方針 》

商工会と連携を図り、各種補助・支援制度により、地域工業の育成と支援に努めます。また、東海環状自動車道開通に向けて、企業の立地環境の向上を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 工業の育成

〈施策の展開〉

（１）立地環境の向上

（２）既存工業の育成

〈施策の展開〉			
2. 工業の活性化			
項 目		施策の内容	担当
(1)	立地環境の向上	● 東海環状自動車道の全線開通と高富 IC（仮称）の完成を視野に入れ、企業用地の候補地選定や遊休地情報の把握に努めます。	企業支援
(2)	既存工業の育成	● 中小企業向けの各種補助・支援制度について、商工会を通じて、また市役所からも情報提供に努めます。 ● 山県まちづくり振興券の交付などにより、地域の活性化や市内商工業の振興に努めます。 ● 地域の特性を活用した成長ものづくりを支援するとともに、「市企業立地促進条例」に基づく工場等設置奨励金や雇用促進奨励金などにより、産業振興の促進や雇用機会の増大、市民所得の向上を図ります。 ● 融資制度の効果的な運用を図り、既存企業の育成に努めます。	商工業 総合企画

《 数値目標 》

工場等設置奨励金（累計）
【H25: 4 件 ⇒ H31: 30 件】

3. 農業・畜産業の振興

農林畜産課

《 現状と課題 》

本市の農業は水稻栽培が中心で、農家の多くが第2種兼業農家となっています。こうした中で、担い手農家や機械化営農組合のオペレーターの高齢化が進み、人材確保が厳しい状況となっています。また、水稻栽培は米価下落などの影響を受け厳しい状況で、自給用米として処理している農家も少なくありません。更に今後、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加により海外からの輸入作物が増え、農家収入をますます圧迫する恐れがあります。

そこで、地域農業を将来的に担えるよう、大型農業機械の導入による経営の効率化や組織の強化、新規就農者の確保・育成が必要となるほか、安全安心なクリーン農業等農

業者の高付加価値化に向けた取組を支援し、活力ある農業を推進する必要があります。

また、黒にんにくや手打ちそばなどの加工品の製造・販売は好調なことから、必要に応じて施設・設備の拡充などを検討し、自主的な農産物などの販売活動を促進することが望めます。

農業基盤整備についてはほぼ完了していますが、今後、農業用施設（用水路、排水路、揚水機など）の老朽化対策や、中山間地域等における農業基盤整備が課題となります。また、「農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全・確保に努めていますが、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。そのため、各種制度を活用しながら、地域ぐるみで農地保全を促進することが必要です。

《 施策の方針 》

農業基盤整備や農地の流動化を進め、優良農地の保全・確保に努めます。また、経営規模の拡大や担い手農家の育成を図るとともに、高能率機械の導入による農業経営の省力化を促進します。更に、農産物や加工品などの高付加価値化及び6次産業化と販路拡大を推進します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 農業・畜産業の振興

〈 施策の展開 〉

- (1) 農業基盤の整備
- (2) 農業経営の安定化
- (3) 農産加工などの促進
- (4) 畜産経営の安定化

〈施策の展開〉			
1. 農業の振興			
項 目		施策の内容	担当
(1)	農業基盤の整備	● 中山間地域などでの農業農地基盤の整備を促進します。また、農業用揚水機、用排水施設の計画的な更新を進め、優良農地の確保に努めます。 ● 優良農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に、毎年農地パトロールを実施するなど、農地の無断転用の早期発見と是正・耕作放棄地の解消に努めます。 ● 畜産農家への指導を強化し、衛生管理意識の普及を促進するとともに、畜舎の消毒などについての支援を充実します。また、畜産ふん尿の活用方法や管理方法などについての研究を進めます。	農林水産業
(2)	農業経営の安定化	● 鳥獣による農産物への被害防止対策を実施し、被害の軽減に努めます。 ● 大型農業機械の導入支援を行い、経営の効率化に努めます。 ● 高能率機械の導入支援を行うとともに、岐阜地域就農支援協議会等と連携を図りながら、新規就農者の受入体制を整備します。 ● 農地の集約化と機械化への取組を推進します。	農林水産業
(3)	農産加工などの促進	● 各種イベントなどの機会を活用したPRや販売機会の拡大、インターネットを活用した流通・販売について支援します。 ● クリーン農業などによる安全性の高い農産物生産の拡大を図ります。また、特色ある農産物を生産し、付加価値商品の加工を推進します。 ● 大学や商工会などと連携し、加工品などの開発を支援します。	農林水産業
(4)	畜産経営の安定化		農林水産業

《 数値目標 》

揚水機の年間更新数

【H30: 2基 ⇒ R5: 2基】

畜産衛生環境事業補助金額

【H30: 1,859千円 ⇒ R5: 1,500千円】

野生鳥獣侵入防止柵の設置延長

【H30: 4km ⇒ R5: 175km】

畜産衛生苦情件数

【H30: 0件 ⇒ R5: 0件】

にんにく生産量

【H30: 18t ⇒ R5: 20t】

② 農林畜産業を支える人材の育成・確保 農業・林業の活性化

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
畜産衛生苦情件数	15 件	0 件
にんにく生産量	12 t	20 t
年間木材生産量	7,500 m ³	9,000 m ³

4. 林業の振興

農林畜産課

《 現状と課題 》

本市の森林面積は 18,633ha で、総面積の 8 割以上を占めています。北部や西部は、林業生産活動の基盤となるスギやヒノキの人工林が多く、本市の民有林の人工林率は 57%を占めています。戦後に植栽された人工林は木材として利用できる林齢に達し、「植えて育てる」時代から「伐って利用する」時代を迎えています。

その中で、森林整備を進めるとともに、**地元のスギから製剤加工された「美山の杉板」が地域ブランドとして有名で、利用促進**できるよう取り組んでいます。しかし、厳しい林業採算の面から森林所有者の管理意欲は減退し、山離れや施業放棄が問題になっていることから、今後は施業地の集約化や林内路網の整備による木材生産の効率化に加え、林業の経営基盤の強化や担い手の育成が求められています。

《 施策の方針 》

森林組合などの林業関係者との連携を図りながら、森林整備や木材生産の効率化を図るとともに、林業の経営基盤の強化や担い手の確保・育成に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 林業の振興

〈 施策の展開 〉

(1) 木材産業の振興

(2) 担い手の育成

〈施策の展開〉			
2. 林業の振興			
項 目		施策の内容	担当
(1)	木材産業の振興	● 林業経営改善のための国などの融資制度を活用し、経営基盤の強化に向けた取組を支援します。 ● 優良な地元産材の「地産地消」に努め、木材利用や販路拡大を進めます。 ● 林業体験事業などを行い、環境にやさしい資源の活用に努めます。	農林水産業
(2)	担い手の育成	● 森林組合などが行っている林業を担う後継者や労働者の確保・定着に向けた取組を支援します。 ● 森林組合等の事業量の増大と経営基盤の強化を支援し、組織・機能の活性化を促進します。	農林水産業

《 数値目標 》

年間木材生産量
【H30: 10,600 m³ → R5: 13,000 m³】

第 2 節 企業誘致・支援

1. 企業誘致の推進

まちづくり・企業支援課

《 現状と課題 》

美山地域や伊自良地域では、工場建設に足りる用地は多くありますが、土地利用規制や労働者の確保、交通インフラが不十分であること等により、企業ニーズへの十分な対応ができず、誘致には至っていません。また、高富地域では、用途地域の関係や各種規制などにより大規模工場等を誘致できる場所が少ない状況です。

一方で、東海環状自動車道西回りルート（平成 32 年度目標）の全線開通、高富 IC（仮称）の設置により、本市の企業立地環境が大幅に向上することが期待されます。

そこで、この機会を捉え、効率的な面的整備等による企業立地環境の向上や助成制度の検討等、企業誘致の条件整備に努めるとともに、優良企業の誘致に向けた積極的な働きかけを進める必要があります。

また、地域の生活に密着した企業活動の促進を図るコミュニティ・ビジネス等の分野における起業・創業を支援することも必要となっています。

《 施策の方針 》

産業立地用地の確保や用地情報の収集・周知等を行い、企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。また、既存企業や新規起業の支援を行い、地域における企業活動を促進します。

《 施策の体系 》

〈 施策の展開 〉

〈 施 策 〉

施策 1 企業誘致の推進

（1）誘致基盤の強化

（2）誘致活動の推進

（3）創業・起業の支援

〈施策の展開〉			
1. 企業誘致の推進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	誘致基盤の強化	●企業誘致を促進するとともに、周辺環境の整備を進めます。	企業支援
(2)	誘致活動の推進	●企業ニーズに対応した企業立地助成制度の充実を図り、優良企業の誘致活動を推進します。 ●東海環状自動車道などの整備動向を見据えながら、流通産業や環境配慮型産業などの誘致に努めます。	企業支援
(3)	創業・起業の支援	●積極的にコミュニティ・ビジネス等の育成を図ります。	企業支援

《 数値目標 》

工場等設置奨励金

【H25: 4件 ⇒ H31: 30件】

(2) 企業誘致

高富 IC（仮称）の供用開始という絶好の機会に、市内の経済をさらに活性化するため、本市の地域産業の活性化に加えて企業誘致にも力を注ぎ、さらなる地域経済の活性化と雇用の拡大を図っていきます。

① 企業誘致

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
工場等設置奨励金（累計）〔再掲〕	4 件	30 件

2. 雇用・労働対策の強化

まちづくり・企業支援課・企画財政課

《 現状と課題 》

正規従業員数の減少や非正規従業員の増加など、雇用状況は依然厳しいものとなっています。

本市では、工場や店舗などの新規参入は軽微であり、地域によっては就業の場が確保しづらいことや正規雇用者を募集しても応募がないなどの地理的デメリットを持ち合わせています。

国や県などの雇用対策施策を十分に活用するとともに、関連団体との連携を密にしながら、雇用・就労機会の確保や創出を図る必要があります。

また今後、女性や高齢者、障がい者等を含め、就労ニーズの一層の多様化が想定されることから、ワーク・ライフ・バランスの促進や、企業における子育て支援の推進等、時代に対応した雇用環境を整えていく必要があります。

《 施策の方針 》

国や県、商工会と連携し、雇用・就労情報などの提供を進め、就労機会の拡大を図ります。また、関係機関との連携のもと、労働環境や福利厚生向上をめざすとともに、時代に対応した雇用環境の整備に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策2 雇用・労働対策の強化

〈 施策の展開 〉

(1) 雇用の確保

(2) 労働環境の向上

〈施策の展開〉			
2. 雇用・労働対策の強化			
項 目		施策の内容	担当
(1)	雇用の確保	●企業誘致や雇用情報の提供を引き続き行います。 ●商工会を通じて、多くの人が各種技能や資格を取得できるよう、事業主への働きかけを引き続き行います。	労働
(2)	労働環境の向上	●事業者を対象に、商工会や市の広報紙などを利用して、育児休業や介護休暇、看護休暇、男女雇用機会均等法などの周知を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの促進、企業における子育て支援、高齢者、障がい者の就労に関する企業の理解と促進を図ります。 ●事業者を対象に、国や県などが作成したパンフレットや広報紙などを利用して、労働災害防止対策の徹底、就業中の事故発生未然防止の周知に努めます。 ●勤労者の健康管理についての相談・指導を進めるほか、勤労者福祉に関する情報提供の充実に努めます。	労働

《 数値目標 》

労働保険加入支援

【H25: 169 事業所 ⇒ H31: 180 事業所】

健康診断実施

【H25: 241 人 ⇒ H31: 300 人】

税務関係支援

【H25: 365 企業 ⇒ H31: 400 企業】

和やかに潤いに満ちたまちづくり

・【基本的方向】 地域の魅力発信と連携

・豊かな自然の保全と安心で快適な生活を守る

~~・本市の地域産業を、地域の特性に応じてさらに活性化させていくとともに、高富IC（仮称）の供用開始の機会をいかし、企業誘致にも力を注ぎ、さらなる地域経済の活性化と雇用の拡大を図っていきます。~~

【数値目標】

従業者数 10,500人 [基準値(H26) 10,309人]

第1節 交流人口の呼び込み

1. 観光振興と地域資源の有効活用の促進

まちづくり・企業支援課・農林畜産課、企画財政課、市民環境課、総務課

《 現状と課題 》

本市は「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」「四国山香りの森公園」「香り会館」など自然や文化、香りといったテーマ性のある観光・交流資源を有しています。「グリーンプラザみやま」は、平成25年度に指定管理者制度の活用を開始し、効率的で質の高い運営・管理体制の構築に努めてきました。近年では、市内の舟伏山、釜ヶ谷山、相戸岳の三名山を活かした名山めぐりに取り組み、イメージキャラクターの作成なども行い人気を集めています。

また、「てんこもり農産物直売所」「ふれあいバザール」では、特産品である伊自良連柿や桑の木豆、にんにくの加工品のほか、地元産の野菜などを取り扱っています。このような物販施設は岐阜市など市外の利用者も多くなっています。今後、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線岐阜県駅の整備により、東海地方を中心とした広域での観光事業の展開が推進されることから、より一層の施設の充実を図り、観光・交流機能の強化などを検討することが望まれます。

《 施策の方針 》

本市が有するテーマ性のある観光・交流資源の活用を図ります。また、農産物直売所等の観光・交流拠点については、東海環状自動車道高富 IC（仮称）周辺に新たな拠点となる施設を建設するとともに、広域観光の視点を踏まえ、周辺地域や県等と連携を取りながら、機能強化と情報発信・PR に努めます。

まちづくり・企業支援課・農林畜産課

《 現状と課題 》

本市には、「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」「四国山香りの森公園」「香り会館」など多くの観光・交流施設があります。これらは岐阜市をはじめとした市内外の人が健康づくりやレクリエーションを楽しむための場となっていますが、地域経済への寄与という点では課題もみられます。

一方、東海環状自動車道西回りルート（平成 32 年度目標）の全線開通、高富 IC（仮称）の設置により、広域的な観光・交流活動が活発化することが期待されます。

現在は、市観光協会や市まつり実行委員会と連携を図りながら、観光 PR やイベントの開催を行っています。今後、これらの活動の一層の充実を図るとともに、広域観光の視点も踏まえ、交流・集客の拡大に努める必要があります。更に、農産物直売所や農業者の協力を得ながら、滞在型の体験観光・交流などについても取り組む必要があります。

また、観光協会、商工会、農業団体、農外企業等と連携し、本市ならではの魅力的な特産品開発を進め、地域経済へ還元していくことも必要です。

《 施策の方針 》

既存の観光施設、交流イベント等の充実を図るとともに、体験企画などの創出に努めます。また、観光協会などと連携を図りながら、観光 PR や観光情報の充実に努めます。更に、各団体等と連携を取りながら、特産品開発を促進します。

（１）シティプロモーション、ブランドづくり、観光分野の発掘・産業化交流人口の呼び込み

交流人口を呼び込み、さらに移住・定住に結び付けるためには、市民自らが本市の持つ本来の魅力を再認識し、心のよりどころとして誇りに思えるようにするとともに、その魅力を幅広く情報発信し認知度を向上させていくことが重要です。そのため、観光交流の振興、地域資源の有効活用を通じた特産品開発、ブランドづくり等を推進していくとともに、本市が誇れる魅力あるコンテンツをシティプロモーションにより広く PR していきます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 観光振興と地域資源の有効活用促進

(1) 観光・交流機会の拡充

(2) 受入体制の強化

(3) 特産品開発の推進

(1) 観光・交流資源の整備、活用

(2) 地域資源のネットワーク化の推進

(3) DMO化の推進

(4) 山県市観光プロモーション事業

(5) 農山村体験（交流）の活性化

(6) 観光拠点等リノベーション

(9) 伊自良湖整備（足漕ボート）

(10) 伊自良湖「恋人の聖地」

(11) 漁業を通じた北部地域の活性化

(12) 学生と一緒に創る「山県ブランド」

(13) 山県市シティプロモーション事業

(14) ホタルの里づくり

(15) ふるさと納税制度を活用した誘客

(16) 産学官連携特産品開発（再掲）

<施策の展開> 2. 観光振興と地域資源の有効活用の促進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	観光・交流機会の拡充	●「グリーンプラザみやま」は、指定管理者制度を継続し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。また、新たな自主事業等を実施させ施設の充実と集客力の向上に努めます。 ●「香り会館」は、「四国山香りの森公園」と一体的に利用し、地域の活性化が図れるよう努めます。 ●「伊自良湖」は、本市の四季を楽しむことができる施設としてPRし誘客を図ります。 ●市まつり実行委員会などとの連携により、イベントの充実やPRの強化を進め、市内外からの来訪者の増加を図ります。 ●自然体験事業などの誘致を促進するほか、グリーンツーリズムなどとの連動による農林業体験企画を充実します。 ●観光協会や観光事業者との連携を強化し、広域的な既存観光ルートへの位置付けを明確化するために、近隣市町村との連携を図ります。	観光
(	受入体制の強化	●観光協会の育成を図ると同時に、パブリシティやホームページの活用による情報提供やPRを強化します。	観光
(1)	特産品開発の推進	●観光協会、商工会、農業団体等の支援を引き続き行うとともに、更に農外企業の農業参入を支援し、特産品の開発を進めます。 ●観光協会と商工会、農業団体（各特産品振興協議会等）と連携を強化し、特産品開発を進めます。 ●特産品をふるさと納税制度の寄附の返礼品として活用します。	農林水産業総務
	観光・交流資源の整備、活用	●東海環状自動車道の整備に伴い、観光案内や物産販売等が行われる農産物直売所のPR強化を図ります。 ●市内農産物直売所の利用者は、市外からの利用者が多く、観光案内の拠点となっているため、インターチェンジの整備を踏まえ、観光客の交流拠点として一層のPRに努めます。 ●「伊自良湖」は、釜ヶ谷山など周辺施設と一体的に整備を進め、観光客の増加に努めます。 ●「グリーンプラザみやま」は、引き続き指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上と、行政運営の効率化を図ります。	観光

		●「伊自良湖」は、本市の四季を楽しむことができる施設としてPRし誘客を図ります。 ●東海環状自動車道高富 IC（仮称）周辺に新たな拠点となる施設を建設し、観光の活性化や市内外の交流促進に努めます。	
(2)	地域資源のネットワーク化の推進	●県観光連盟と連携し、テーマに応じた、情報発信に努めます。	観光
(3)	DMO化の推進 【H28.6追加】	交流人口増加に関わる多様な主体により、DMO法人を目指す協議会を立ち上げ、各主体の活動を有機的に繋げることで、相乗効果による交流人口の増加を目指します。	まちづくり
(4)	山県市観光プロモーション事業 【H28.6追加】	山県市の持つ潜在的なポテンシャルを引き出せるよう近隣の女子大生等を巻き込んで、魅力を整理・再発見し、推奨観光ルートを創出して都市住民に発信しPRしていく。	まちづくり
(5)	農山村体験（交流）の活性化 【H28.6追加】	新たな体験型観光の創出と既存の体験型観光を体系的にメニュー化し、観光コンシェルジュを設置し、都会住民の多様なニーズに応え、交流人口・移住人口の増加を目指します。	まちづくり
(6)	観光拠点等リノベーション 【H28.6追加】	伊自良湖や香り会館等の既存の観光拠点において、近隣女子大生等のセンスを取り入れた改装等を行うことを進めます。	まちづくり
(7)	伊自良湖整備（足漕ボート）	足漕ボートを設置するなど、伊自良湖の恋人の聖地としての環境整備を行います。	まちづくり
(8)	伊自良湖「恋人の聖地」	NPO 法人地域活性化支援センターが展開する恋人の聖地プロジェクトに参加、プロポーズにふさわしいロマンチックなスポット（恋人の聖地）として伊自良湖を認定申請することにより、結婚の促進と伊自良湖の観光スポットとしてのリノベーションを図ります。	まちづくり

(9)	漁業を通じた北部地域の活性化	釣り体験やつかみどり（小学生や女性対象）を実施し、釣りの楽しさや川、山の美しさを味わってもらいます。また、50 年以上前に行われていた釣り大会を北部地域で復活し、観光協会や商工会などと連携した交流人口の増加が図れる事業を進めます。さらに、きれいな川でありよく釣れることを PR できるように清掃活動や放流事業を強化します。	まちづくり
(10)	学生と一緒に創る「山県ブランド」事業	東海圏の大学サークルを対象に山県市 PR 映像等制作コンペを実施します。学生には 1 週間程度市に滞在を依頼し、地域ブランド力の向上に繋がる映像を制作してもらいます。そして、SNS 上の評価や創生会議による審査で最優秀作品を選定、JR 岐阜、名古屋駅等の大型ビジョンで広報するなど本市の魅力を積極的に PR します。	まちづくり
(11)	山県市シティプロモーション事業【H29.6 一部追加】	山県市における定住の魅力をコンテンツとしてまとめ、学生を含めた名古屋圏域の在住・在勤者を対象に、フリーペーパーへの掲載、テレビ・ラジオでのスポット広告、ポスター広告、SNS による情報発信、ノベルティグッズの配布などを通じて、山県市の魅力情報として広く PR します。また、県内に限らず名古屋圏域のマスメディアへも積極的に情報発信し、東京圏域も視野に入れ、プロモーションを拡大していきます。	総合企画
(12)	ホテルの里づくり	大人と子どもが一緒になって、ホテルが乱舞するホテルの里づくりに取り組み、住民の一体感の醸成や思い出づくり、感動づくりに繋げるとともに、本市の良好な自然環境を保全します。	環境
(15)	ふるさと納税制度を活用した誘客事業	ふるさと納税制度として市内で活用できるお礼品を追加し、財源の確保に加えて、地域の魅力発信及び交流人口の増加に繋がります。	総務
(16)	産学官連携特産品開発（再掲）	岐阜女子大と連携し、本市の特産品の新規開拓に向け、市場分析や商品開発の検討を進めていきます。	まちづくり

《 数値目標 》

グリーンプラザみやま利用者数
【H25: 10,967 人 ⇒ H31: 12,500 人】

伊自良湖
【H30: 16,207 人 ⇒ R5: 12,000 人】

四国山香りの森公園、香り会館利用者数
【H25: 85,000 人 ⇒ H31: 95,000 人】

農産物直売所入客数
・ふれあいバザール
【H25: 67,688 人 ⇒ H31: 69,000 人】
・てんこもり
【H25: 155,000 人 ⇒ H31: 156,000 人】

《 数値目標 》

四国山香りの森公園、香り会館利用者数
【H25: 85,000 人 ⇒ H31: 95,000 人】

グリーンプラザみやま利用者数
【H25: 10,967 人 ⇒ H31: 12,500 人】

伊自良湖来客数
【H25: 11,130 人 ⇒ H31: 12,000 人】

① 観光振興と地域資源の有効活用の促進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
山県市への愛着感	60.4% (H24)	65%
休日滞在人口	1.49 倍	1.64 倍 (H28.3 実施計画)
YouTube、Facebook 等閲覧回数 〔「山県ブランド」事業〕	—	10,000 回 (H28.3 実施計画)
古田紹欽記念館来館者数	6,206 人	6,300 人

2. 広報・広聴の推進

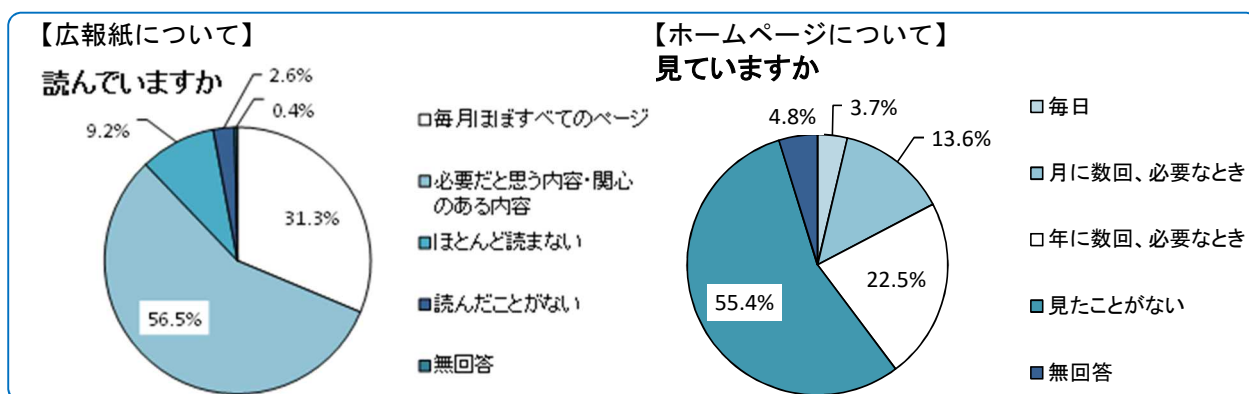
企画財政課・総務課

《 現状と課題 》

地方分権社会においては、まちづくりの主役である市民が「自ら考え自ら行動する」ことが重要であることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、市民・地域と行政との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

広聴活動では、パブリックコメントの実施や計画策定段階における市民参加、各自治会の意見・要望などの把握に努めているほか、市民座談会や出前講座などを活用し、市民のニーズの把握に努めています。今後も、まちづくりの課題やテーマに応じて、市民が意見交換できる機会の拡充とともに、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、プライバシー保護に配慮した行政の透明性の確保に努めていきます。

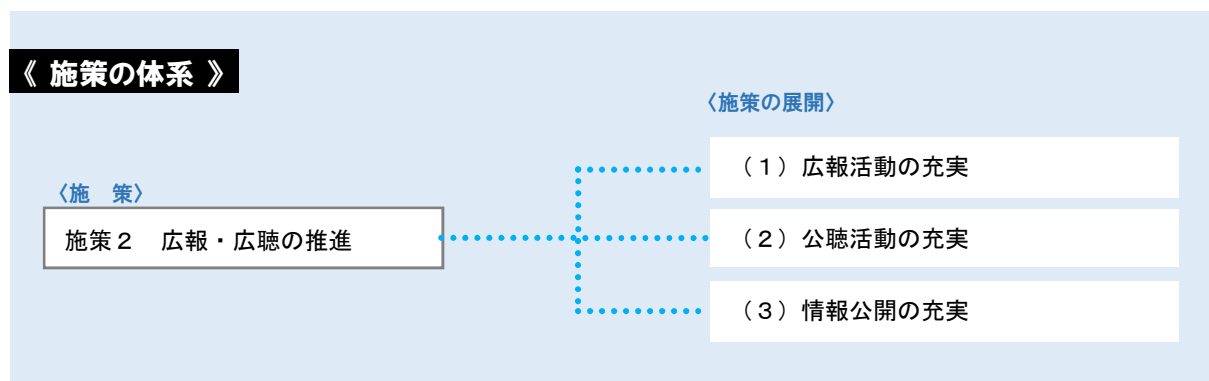
また、近年、パソコンやスマートフォンの普及により、動画やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、アプリなどを活用した新しい広報活動が注目されるようになっていきます。平成 25 年度に実施したアンケートの結果では、広報紙は約 9 割の市民が読んでいますが、ホームページは約 6 割の市民が見たことがない状況となっており、市民のニーズを踏まえた掲載内容の充実が課題となっています。



《 施策の方針 》

市民が必要とする市政に関する情報を、様々な媒体を通じてわかりやすく提供するほか、内容の充実を図ることで市政への関心を高めます。その際には、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努めます。

《 施策の体系 》



〈施策の展開〉			
2. 広報・広聴の推進			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	広報活動の充実	● 広報紙、広報番組、ホームページ、SNS 等多様なメディアを使い分け、市民が必要とする市政に関する情報をわかりやすく提供します。	広報
(2)	広聴活動の充実	● 各種委員会や審議会、説明会、パブリックコメント等の機会を活用し、政策などについての広聴活動を推進し、市民の要望や提言の把握に努めます。 ● ホームページを閲覧した市民が、ホームページ上で意見や質問を送信できるように努めます。	広報
(3)	情報公開の充実	● 情報公開制度や個人情報保護制度に対応した情報管理に努めます。	情報化

《 数値目標 》

広報紙閲覧率

【H25: 87.8% ⇒ H31: 90%】

市民座談会

【H25: 202 人 ⇒ H31: 400 人】

ホームページ閲覧率

【H25: 39.8% ⇒ H31: 50%】

3. 市民活動の充実

企画財政課

《 現状と課題 》

地方自治体の財政状況は厳しさが増す一方、地方分権が更に進展し、市民ニーズも多様化するなか、市民のまちづくりへの参加に対する必要性が高まっており、市民と行政がともに役割を担い合う、協働型のまちづくりが期待されています。

本市においても、各種審議会や委員会等での市民公募等に取り組んでいますが、更に、市民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会の提供や、市民主体のまちづくり活動の支援を充実する必要があります。

また、各種団体や自治会、大学、企業等、様々な主体と協働・連携する活動においても、市民の参画を促進し、知的・人的・物的資源の地域への還元を図る必要があります。

《 施策の方針 》

市民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、協働型のまちづくりを推進するための施策を研究し、参加機会の拡充に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 市民活動の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 協働型まちづくり体制の確立

〈施策の展開〉		
3. 市民活動の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 協働型まちづくり体制の確立	● 各種審議会や委員会等での市民公募を促進し、市民の意見・提言を反映する機会を拡充します。 ● アンケート調査やインターネットを活用し、市民からまちづくりの課題や提言を公募し、市民活動を支援する仕組みの構築に反映します。 ● 地域での特色あるまちづくり活動への支援を充実するほか、市民や民間、行政が協働でまちづくりに取り組むことができる手法の研究に努めます。 ● 特定非営利活動法人（NPO 法人）などが進める高齢者の生きがいをづくりや、地域資源の開発などのまちづくり活動の支援に努めます。	広報 地域活性化

《 数値目標 》

市民公募件数
【H25: 13 人⇒ H31: 20 人】

4. コミュニティ活動の促進

企画財政課・総務課

《 現状と課題 》

コミュニティ活動は市民の暮らしを支える重要な役割を担っており、核家族化や少子・高齢化が進む中で、地域福祉や生活安全などの様々な分野で効果が期待されています。特に今後、増加が予想されるシニア層を中心に、より多くの市民がコミュニティ活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、各種団体への情報提供や支援の充実、市民活動拠点施設の整備などが必要となります。

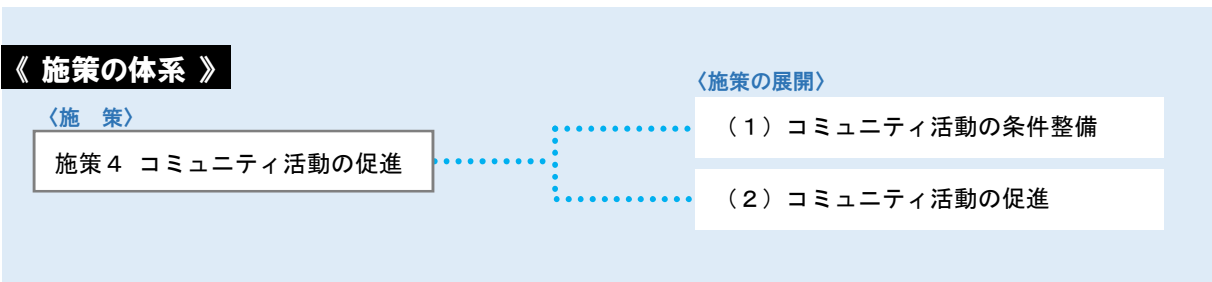
本市では、現在、コミュニティ活動は自治会組織を中心に行われており、その連合組織である自治会連合会は各コミュニティと行政とのパイプ役として重要な役割を果たしています。自治会連合会と行政は様々な機会を活用して相互交流を図っており、今後も引き続き相互交流活動を促進します。

一方で、自治会への加入や活動に参加する人は減少傾向にあります。自治会において加入促進や活動への参加の呼び掛けを行っていますが、増加は難しい状況にあるため、地域の自主性に配慮しながら、地域コミュニティと行政との役割分担などを検討し、安

心していきいきと暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進することが必要です。

《 施策の方針 》

公民館など、コミュニティ活動の拠点についての計画的な整備を進めます。また、自治会活動を促進するとともに、市民ニーズに対応したテーマ別活動を推進するなど、地域に密着した様々なコミュニティ活動を支援し、地域力の向上に努めます。



〈施策の展開〉			
4. コミュニティ活動の促進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	コミュニティ活動の条件整備	● コミュニティ施設の改修・整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。 ● 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ります。	地域活性化
(2)	コミュニティ活動の促進	● 自治会事業への支援を通じて、自治会の自主的な活動を促進し、地域住民による主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。 ● 福祉や学習・スポーツ、環境美化または市外との交流など、様々な分野やテーマにおけるコミュニティ活動を支援します。	地域活性化

《 数値目標 》

自治総合センター コミュニティ助成事業申請件数
【H25: 2件 ⇒ H31: 15件（累計）】

5. 多様な交流の推進

生涯学習課・学校教育課・まちづくり・企業支援課

《 現状と課題 》

国際化がますます進み、人・物・情報の行き来が地球的規模で拡大するなか、諸外国との交流や相互理解の促進が重要となっています。地域における交流では、異文化・諸外国との相互理解を一層促進するとともに、地域の特性を明確にし、魅力ある地域づくりにつなげていくことも必要です。

本市では、語学や異文化を学ぶ機会を提供し、国際感覚を備えた人材を育成するため、小中学校において外国語指導助手（ALT）による語学教育を推進していますが、国際交流に対する意識の一層の向上に努める必要があります。

また、国外から日本への旅行者が増加傾向にあり、国をあげて外国人観光客の受入体制の整備が進められています。現在、市のホームページやパンフレットは外国語表記がなく、外国人への対応が課題となっています。

《 施策の方針 》

市民の国際理解についての学習機会を拡充するとともに、地域の交流資源などを活用した多様な交流機会の創出に努め、国内外との市民主体の国際交流を推進します。多様な民族が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざしていきます。

また、市内外を問わず、イベントや物産展などで市の PR を行い交流人口の増加をめざします。

《 施策の体系 》

〈施策の展開〉

〈施 策〉

施策5 多様な交流の推進

(1) 国際理解の推進

(2) 国内外との交流の推進

(3) 受入体制の整備と多文化共生社会
の実現

〈施策の展開〉			
5. 多様な交流の推進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	国際理解の推進	●市内在住の外国人やその他関係団体などの協力を得ながら、学校教育や生涯学習において異文化についての学習機会を拡充します。	国際教育
		●市内小中学校に外国語指導助手（ALT）及び学習支援員（英語指導助手）を配置します。	学校教育
(2)	国内外との交流の推進	●姉妹都市フローレンス市への青少年海外派遣事業を継続するとともに、国際交流員を受入れ、交流を図ります。	国際交流
		●市外で行われているイベントや物産展等にて PR を兼ねた特産品の販売等を行って交流に努めます。	観光
(3)	受入体制の整備と多文化共生社会の実現	●市ホストファミリーの会を中心に、外国からの派遣団の受入を進めます。	国際交流
		●市を紹介する観光パンフレットや主要な観光・交流施設などの案内表示を外国語表記するよう努めます。	観光

《 数値目標 》

ホストファミリー会員数
【H25: 15 人 ⇒ H31: 20 人】

外国語表記案内施設数
【H25: 0 施設 ⇒ H31: 2 施設】

②多様な交流の推進

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
ホストファミリー会員数	15 人	20 人
外国語表記案内施設数	0 施設	2 施設

- ・【基本的方向】 豊かな自然の保全と安心で快適な生活を守る

第 1 節 豊かな自然の保全

1. 自然環境の保全

市民環境課・建設課・農林畜産課

《 現状と課題 》

昨今の社会状況を踏まえ、我が国では、平成 24 年度に「生物多様性国家戦略 2012－2020」が閣議決定され、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会」の実現に向けた具体的な目標や行動計画を示しています。

本市は、市域の約 8 割以上を占める森林や一級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれた自然環境を有しており、ホテルやイワザクラ等の保護に努めてきました。しかし、都市近郊に位置する交通立地のよさから宅地化開発が進んできているほか、森林地域などへの不法投棄も増えているため、今後も自然環境を保全し、次代に継承していく必要があります。

本市では、平成 25 年の合併 10 周年記念式典において、都市宣言「水と緑を大切に、活力ある山縣市」を掲げ、将来のまちづくりへの決意と基本方針を示しました。本市の恵まれた自然環境を保全・継承し、自然共生社会を実現するためには、多くの市民の一層の理解と協力を得て、市民一人ひとりの意識高揚を図りながら、まちぐるみでの保全活動を推進していく必要があります。更に、総合的な土地利用方針に基づき、保護と利用の調和に努めるとともに、公共事業の推進にあたっては、環境への負荷をできる限り低減する手法の導入等が求められます。



都市宣言

《 施策の方針 》

環境パトロール員による定期的な監視を進めるとともに、環境保全監視員をはじめ地域住民との連携を図りながら、不法投棄等の監視に取り組みます。また、学校教育やコミュニティ活動を通じて自然保護への関心を高め、ボランティアの育成・確保を図り、良好な自然環境の保全に努めます。更に、河川改修等を行うにあたっては、生態系の保全に努めます。

(1) 美しく豊かな自然環境の保全豊かな自然

まちを支えるのが人であれば、人を支えているのは豊かな自然であり、自然があるか

からこそ、人は健全に、豊かな心を持って過ごすことができます。まちと自然は一体として相互に必要な不可欠な要素であり、また、それが人を呼び込む魅力ともなります。そのため、本市の責務として、自然が持つ多面的な機能を積極的に保全、維持していきます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 自然環境の保全

〈 施策の展開 〉

(1) 自然の保護・再生

(2) 自然の有効活用

〈施策の展開〉			
1. 自然環境の保全			
項 目		施策の内容	担当
(1)	自然の保護・再生	●環境パトロール事業を業務委託し、市内を定期的に巡回し、不法投棄の早期発見及びごみの回収を実施します。 ●自治会連合会長等を環境保全監視員に委嘱し定期的に監視を行います。 ●ホタルやイワザクラ等の保護及び増殖を図り、良好な自然環境を保全します。 ●エコクラブ活動で環境学習を行います。	環境
(2)	自然の有効活用	●自然環境に配慮した親水空間や遊歩道、その他自然学習の場の整備を図ります。 ●森林を活用した自然体験学習やイベント、自然観察会等、市民が自然と親しみながら学習することのできる機会を拡充します。また、これらの活動を通じて、市民の主体的な自然環境保護活動を促進します。 ●自然を活用した体験学習のための指導者の育成・確保に努めます。	公園緑地 農林水産業

《 数値目標 》

環境パトロール日数
【H30:160日 ⇒ R5:160日】

環境保全監視員
【H30:14人 ⇒ R5:14人】

① 都市を支える多面的な機能の強化		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
まち美化パートナー登録団体数	20 団体	26 団体

2. 森林の整備・活用

農林畜産課

《 現状と課題 》

本市の森林面積は 18,623ha で、市の総面積の 8 割以上を占めています。その多くは民有林となっており、森林整備計画に基づき森林施業を促進しているところです。

しかしながら、森林資源が成熟しつつある一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、担い手不足などから、森林施業が十分に実施できず、森林の適切な手入れが不足している状況となっています。また、地形が急峻なことから林道密度が低く、原木の搬出の上でも支障がみられます。このため、林業関係者と連携を取りながら、間伐等の森林整備や、作業道の整備等による効率的な木材生産を積極的に進め、環境保全と森林資源の有効活用を図る必要があります。

《 施策の方針 》

森林の持つ公益的・多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林組合等の林業関係者との連携を図りながら、施業の集約化による森林整備を実施するとともに、作業道と高性能林業機械を組み合わせた効率的な木材生産を促進します。また、間伐材等の未利用材の利用推進など、木材の安定供給体制を構築します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 森林の整備・活用

〈 施策の展開 〉

(1) 林道などの整備

(2) 森林の保全・活用

〈施策の展開〉			
2. 森林の整備・活用			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	林道などの整備	● 森林が持つ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備及び間伐を推進します。	農林水産業
(2)	森林の保全・活用	● 森林整備事業・森林環境基金事業を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。 ● 適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災予防等を行い、豊かな森林の育成に努めます。 ● 間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。 ● 市森林づくり会議を開催し、間伐推進、地域材利用拡大、市民への普及、林業体験教育の実践を推進します。	農林水産業

《 数値目標 》

林道伊自良根尾線開設（延長）
【H30: 4,595m ⇒ R5: 4,955m】

間伐実施面積（年間）
【H30: 380ha ⇒ R5: 400ha】

① 都市を支える多面的な機能の強化		
重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
間伐実施面積（年間）	250ha	400ha

3. 下水道・排水処理施設の整備

水道課・建設課

《 現状と課題 》

国土交通省、農林水産省、環境省の3省が統一して作成した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、水洗化率の向上が提唱されており、本市においても、高富・富岡地区で公共下水道事業を、赤尾、梅原、大桑、桜尾、伊自良右岸、伊自良左岸の各処理区では農業集落排水事業を実施しています。美山地区では、現在合併処理浄化槽で対応していますが、下水道事業の実施にあたっては、既存の下水道計画をもとに各事業の採択要件、将来の人口予想、市民の意向調査等により実情を把握する必要があります。

また、市内には集中豪雨等により浸水被害の恐れのある地域があり、その対策への市民の要望が高まっています。根本的には鳥羽川等基幹河川の整備が必要ですが、現在はこれらの河川に注ぐ既存の排水路の改良で対応している状況です。

《 施策の方針 》

公共下水道の早期整備を図るとともに、農業集落排水の加入促進、合併処理浄化槽の設置を推進し、污水处理人口普及率の向上に努めます。また、既存の施設・設備については、適正な維持管理を行い河川などの水質保全に努めます。更に、近年頻発する集中豪雨等に備え、地域の実態や特性に応じた雨水処理施設の整備を推進します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 下水道・排水処理施設の整備

〈 施策の展開 〉

(1) 公共下水道事業の推進

(2) 農業集落排水処理施設の有効活用

(3) 雨水対策の推進

〈施策の展開〉			
3. 下水道・排水処理施設の整備			
項 目		施策の内容	担当
(1)	公共下水道事業の推進	● 公共下水道の計画的な推進を図り、供用区域の段階的拡大と普及率の向上をめざします。	水道
(2)	農業集落排水処理施設の有効活用	● 放流水質の適正な維持管理を行い、農業用水等の水質保全に努めます。	水道
(3)	雨水対策の推進	● 集中豪雨等に伴う被害の防止を図るため、普通・準用河川の整備を進めるとともに、県に対し河川整備の要望を継続します。	道路・河川

《 数値目標 》

水洗化率(人口)
【H25: 55% ⇒ H31: 68%】

4. 環境行政の推進

市民環境課・農林畜産課

《 現状と課題 》

地球温暖化に伴う様々な環境問題が叫ばれる中で、地球環境保全に対する関心が高まっており、国や地方公共団体、企業、国民がそれぞれに温室効果ガスの排出抑制等に向けて取り組むことが求められています。本市では、平成 26 年に「地球温暖化対策推進実行計画」を改定し、積極的に施策を推進してきましたが、電気使用量の大幅な削減には至らなかったことなどから、二酸化炭素排出量の削減目標に届かず、今後一層の推進が課題となっています。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心が高まるなか、太陽光発電システムが普及しシステムの価格が低下傾向にあります。これにより今後も普及が見込まれることから平成 25 年度をもって国の補助制度が廃止となりました。本市においても、実際にシステムを設置している件数が補助金交付件数より非常に多い現状となっていることから省エネルギーや地球温暖化への関心の高まりがうかがえ、平成 26 年度をもって廃止しました。しかしながら、今後も省資源・省エネルギーの生活スタイル・社会システムの定着が期待されます。

また、都市化に伴う生活型公害等も問題となっていることから、環境基本計画を策定し、環境への負荷の低減や多様な生態系の保全等、良好な環境の維持・継承に積極的に取り組み、環境の保全と再生、創造に関する施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

《 施策の方針 》

地球温暖化対策に対して市民一人ひとりが意識を持ち、省エネルギーへの主体的な取組を実施し、良好な環境の確保につなげられるよう、広報・啓発活動を推進します。また、良好な環境の確保と次代への継承に向けて、総合的な環境政策を推進します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 4 環境行政の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 総合的な環境政策の推進

(2) 市民活動の促進

〈施策の展開〉

4. 環境行政の推進

	項 目	施策の内容	担当
(1)	総合的な環境政策の推進	●地球環境保全に向けて、「地球温暖化対策推進実行計画」の着実な推進を図ります。 ●公的機関での低公害車等の導入と同時に、クリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を推進します。 ●安全性や効率性を見据えながら、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を研究します。 ●市民や事業者との連携を図り、環境に優しい地域を構築するため、「環境基本計画」の見直しを行います。 ●市民の自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止及び新エネルギーの導入を推進します。	環境 産業政策
(2)	市民活動の促進	●学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害への対策等の普及・啓発を推進します。 ●「地球温暖化対策推進実行計画」に関する広報・啓発活動を推進すると同時に、地球温暖化防止に向けた具体的な活動を促進します。	環境

《 数値目標 》

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス（算定排出量）

【H30: 10,365t-CO2 ➡ R5: 9,847 t-CO2】

5. ごみの減量化・リサイクルの推進

市民環境課

《 現状と課題 》

社会・経済情勢の変動や、それに伴うライフスタイルの変化により、排出されるごみはその姿を変えるとともに、リサイクルの普及等、生活の中でのごみとの関わり方も変化しています。また、東海環状自動車道西回りルート（令和6年度目標）の全線開通、高富 IC（仮称）の整備や宅地開発等も進んでおり、今後ますます環境保全への配慮や、それに伴う適正かつ効率的なごみ処理・処分方法の検討が必要となっています。関連する施策や事業への積極的な参加を促し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力していくことが重要です。

本市では、ごみの減量化対策として、可燃、不燃、粗大ごみの有料化のほか、コンポスト・生ごみ処理機や家庭系枝葉など粉碎機の購入補助を行っています。ごみの再資源化では、小型家電を含めたリサイクルをクリーンセンター、市役所、支所等で行っており、鉄、アルミ、銅線など、リサイクルできる資源については可能な限り分別し、再生処理事業者に引き渡しを行っています。また、市民のリサイクル活動として、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ、電池、蛍光灯、小型家電等の分別収集の推進や、資源回収事業奨励金の交付などに取り組んでいます。今後も市民のごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図ることが必要です。

《 施策の方針 》

ごみ分別収集の徹底やごみの減量化に向けた啓発活動を推進するとともに、小型家電の回収ボックス実施などをはじめとした再使用・再利用化を促進するための取組を強化し、資源循環型社会の構築をめざします。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策5 ごみの減量化・リサイクルの推進

〈 施策の展開 〉

- （1）省資源・リサイクルの普及・啓発
- （2）ごみの分別収集と再資源化の推進
- （3）ごみの収集・処理体制の充実

〈施策の展開〉

5. ごみの減量化・リサイクルの推進

項 目	施策の内容	担当
(1) 省資源・リサイクルの普及・啓発	● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダー等で、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などを掲載し、リサイクル意識の向上を図ります。 ● 市内小学生を対象に、クリーンセンターにおいて、ごみ問題に関する学習会や施設見学を実施します。 ● 保育園や小中学校などの資源回収事業（奨励金）を実施し、ごみの減量化や再資源化を実施します。	環境
(2) ごみの分別収集と再資源化の推進	● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダーなどで、ごみの種類と出し方の徹底に努めます。 ● 保育園や小中学校などの資源回収団体に奨励金を交付し、資源回収事業を支援します。また、市役所やクリーンセンターにおいて、休日資源回収を実施します。 ● 生ごみ処理機や家庭系枝葉等粉砕機を購入された市民に対して補助金を交付します。 ● 市内各自治会が交付対象で、集団で分別収集する団体に奨励金を交付することにより、分別収集活動を奨励し、資源の有効利用を図ります。	環境
(3) ごみの収集・処理体制の充実	● 市民の要望に応じ、可能な限り可燃ごみ・資源ごみ（分別収集）のステーションの設置場所を設けます。 ● ごみ出しの難しい世帯においては、ホームヘルパーや民生委員などの協力を得て収集運搬業者に依頼し、支援を行います。 ● 不燃・粗大ごみの直接搬入体制及び処理体制を強化し、ごみ収集の効率化を図ります。 ● クリーンセンターの効果的、効率的な運営に努めます。	環境

《 数値目標 》

ごみ排出量の削減目標

【H30:714g/人・日 ⇒ R5: 700 g/人・日%】

最終処分量

【H30:665 m³ ⇒ R5: 650 m³】

リサイクル率

【H30:13.5% ⇒ R5 : 15.0%】

6. 環境衛生の推進

市民環境課・農林畜産課・水道課

《 現状と課題 》

本市では、工場の操業に伴う騒音や振動、排水等のほか、畜産公害などが問題となっており、公害発生が懸念される企業や農家への指導の徹底が求められています。特に、住宅と畜舎が混在している伊自良地域の南部では、悪臭やハエなどへの対策が求められており、畜舎の消毒助成や農家への指導などを行っています。

また、ごみの不法投棄の抑止を目的とした環境保全監視員、環境パトロール員や担当課職員等のパトロール、工場排水の水質検査、市内主要幹線道路における自動車騒音常時監視、広報紙による啓発活動を行っています。今後も引き続き、公害防止に向けた監視活動を強化する必要があります。更に、家庭からの雑排水等も水質汚染の原因として懸念されていることから、公共下水道等の整備を進めています。

し尿の収集については、民間事業者への許可制とする一方、し尿の処理は本市と関市による岐北衛生施設利用組合で対応しています。現在、下水道整備や合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、し尿処理量の減少を見据えた運営のあり方が課題となっています。

《 施策の方針 》

関係分野との連携により、公害発生が懸念される企業や農家などへの指導を強化するとともに、必要な対策について研究します。また、下水道や合併処理浄化槽の普及動向を見据えながら、地域の実情に応じた効率的な、し尿の収集・処理に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 6 環境衛生の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 公害防止の推進

(2) し尿処理の推進

〈施策の展開〉

6. 環境衛生の推進

項 目	施策の内容	担当
(1) 公害防止の推進	● 関係部署との連携を図りながら、畜産環境に対する監視・指導の強化を図ります。また、必要に応じて、畜舎の消毒などの衛生管理面での支援を行います。 ● 自動車騒音常時監視（市内主要幹線道路）、工場排水による水質汚濁や騒音などについての環境調査を定期的に実施するなど、監視体制の強化を図ります。 ● 環境保全監視員や環境パトロール員などによる監視・指導体制を強化し、河川や山林などへのごみの不法投棄の抑止に努めます。 ● 野焼きや一般廃棄物の家庭での焼却をしないよう指導を強化します。 ● ペットの飼育についての啓発などを進めます。 ● 関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報の収集・提供体制を強化します。	農林水産業 環境
(2) し尿処理の推進	● 広域的な連携を図りながら、岐北衛生施設利用組合での効率的なし尿処理を進めます。 ● 下水道への切換えに伴う、し尿処理体制の見直しを図ります。 ● 下水道の敷設ができない地域においては、今後も合併処理浄化槽を普及させていくとともに、点検記録などで維持管理の徹底を図ります。	衛生

《 数値目標 》

合併処理浄化槽設置基数

【H30: 14 基 ⇒ R5: 30 基】

水質汚濁調査箇所

【H30: 28 箇所 ⇒ R5: 28 箇所】

7. 緑化・環境美化の推進

市民環境課・農林畜産課

《 現状と課題 》

岐阜県では、「花づくり」と「花かざり」が一体となった「花の都ぎふ」運動を推進し、「日本一住みよいふるさと・ぎふ」及び「世界のふれあい広場・ぎふ」の実現をめざしています。

本市においては、地域の公園や道路等における「花かざり事業」を実施しています。現在は団体ごとに現状維持の状態で実施されていますが、団体を支える会員数の減少と高齢化が進んでおり、事業活動の縮小が懸念されています。今後は会員の増加を図り、活動内容の理解を求め、新規加入者の勧誘に努めていく必要があります。

公共空間の環境美化活動をボランティアで行う「まち美化パートナー制度」については、この制度を活用する団体が徐々に増加しています。今後の活動の拡充を図るためにも、これまでにパートナー証を交付した団体の活動実態等を把握することが必要となっています。

《 施策の方針 》

市民との協働により、市内を花いっぱいに飾り「うるおいのあるまち」づくりの実現を図ります。また、公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を支援することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策7 緑化・環境美化の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 緑化・花のまちづくりの推進

(2) 環境美化活動の促進

〈施策の展開〉			
7. 緑化・環境美化の推進			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	緑化・花のまちづくりの推進	● 緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。 ● 市「花の都ぎふ」運動推進協議会において、自治会、子ども会や老人クラブ等の団体に対し、花壇・プランターの維持管理等の緑化活動を支援し、地域の公園、集会場や道路などに花飾りを実施するなど環境美化に取り組みます。	農林水産業 環境
(2)	環境美化活動の促進	● 身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を展開する個人又は団体に対し、パートナーの規模及び活動内容により、必要な物品や用具等の支給又は貸与、パートナー証の交付、パートナーサインの設置、活動に対する保険の適用等を行います。	環境

《 数値目標 》

まち美化パートナー登録団体数
【H30: 21 団体 ⇒ R5: 30 団体】

第2節 安心して快適な生活を守る

1. 防災・消防対策の充実

総務課・福祉課

《 現状と課題 》

全国的に、地震や台風、集中豪雨などの大規模自然災害や新型インフルエンザに代表される健康に関する問題などが発生している中、市民が安心して暮らすことができる生活環境の向上のため、更なる危機管理体制の強化が求められています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における市民への情報伝達の迅速化、自主防災会の充実・強化の視点に立った地域の防災リーダーの育成など「減災対策」の強化を図り、災害に強いまちづくりを行うことが必要となっています。

本市では、防災活動を総合的かつ計画的に行うため、適宜、市地域防災計画の見直しを図っています。災害発生の危険性に応じ、災害対策本部の立ち上げ、各班の活動体制等の充実、避難所開設や避難勧告等発令の判断を迅速に行い、防災行政無線や防災メール、ホームページを使った市民への情報発信を行っています。また、市総合防災訓練や防災講話等を実施し、防災に対する市民の意識高揚を促し、被害を最小限に抑える取組を行っています。さらに、地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進を図り、火災時の消火活動や行方不明者の搜索、風水害等への対処等、防災・減災に資する活動を行っています。

今後は、「洪水、土砂災害、地震ハザードマップ」の更新をはじめ、市民への防災情報の周知を図るとともに、自主防災会による自主防災訓練の実施を促進し、市民の防災意識や自助、共助の意識高揚とともに、地域の防災力の充実・強化を図る必要があります。また、広域消防と消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消化に努めるとともに、消防団員への定期的な教育訓練を実施、自治会等の初期消火訓練等に消防団を派遣するなど、市民の防災意識の向上と火災の発生率低下を目指します。

(2) 安全・健やか・暮らしやすい生活安全な生活

日常生活やすべての活動が成り立つのは、人々が安心して暮らせることができる社会基盤やそれを支える防災、防犯等の社会システムがしっかり整備されているからです。道路、河川などのハードな社会資本に加え、防災、防犯等の安全安心に繋がる施策を、その費用対効果を検証しながら、推進していきます。

《 施策の方針 》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「市地域防災計画」に基づき、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限に食い止めるため、日頃から防災体制の整備や訓練を充実させ、また、消防団員の技術・能力向上等、消防防災・

危機管理体制の強化を図るとともに、市民と行政、関係機関との連携によって、総合的かつ計画的な防災体制の整備に努めます。



救急車



消防車

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 防災・消防対策の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 総合的な防災・防犯対策の強化
- (2) 消防体制の強化
- (3) 地域の防災・消防体制の強化

〈施策の展開〉		
1. 防災・消防対策の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 総合的な防災・防犯対策の強化	● 防災会議を定期的に開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを進めます。 ● 市民への確実な情報提供や、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への対応など、災害発生時に適確に対応できる防災体制を整備し、地域の防災力を高めます。 ● ハザードマップの更新を行い、市民への危険箇所の周知や、避難誘導體制の強化を図ります。 ● 防災行政無線施設や気象情報集約システムの活用により、インターネットなどを利用した防災情報の提供を図るなど、被害防止や防災活動などのための情報伝達体制を強化します。 ● 公共施設の耐震化や避難所の環境整備を進めるほか、ヘリポートの活用により災害時の各種救援活動などの迅速化や効率化を図ります。 ● 国際化の進展に伴うテロを含む不測の事態に対応するための体制づくりを進めます。	防災・防犯 社会福祉
(2) 消防体制の強化	● 消防団については、装備品等の充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図ります。	消防
(3) 地域の防災・消防体制の強化	● 自主防災会の組織化を促進するとともに、防災訓練での指導などを通じて、活動の支援に努めます。 ● 地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自主防災組織との連携等を含めた消防団の活性化に努めます。 ● 家庭防火の担い手である女性防火クラブ員に対して防火・防災に関する研修を行うとともに、自主防災組織や消防団などの関係組織と互いに密接な関係を図ることによって、地域における防火防災意識の普及に努めます。 ● 市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組への支援に努めます。	消防 防災・防犯 社会福祉

《 数値目標 》

住宅用火災警報器設置の条例適合率
【H25: 61% ⇒ H31: 80%】

2. 河川・山地などの女主確保

建設課・農林畜産課

《 現状と課題 》

全国では、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害による被害が頻発しており、人家に被害を及ぼす危険性もあることから、安全で安心して生活できる施策を展開することが求められています。

本市の森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を受けています（平成 25 年度末 土石流特別警戒区域 293 箇所、警戒区域 368 箇所・急傾斜地特別警戒区域 476 箇所、警戒区域 477 箇所）。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努めています。今後も、山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る必要があります。

また、市内には、鳥羽川や伊自良川、武儀川など 17 本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められてきました。しかし、河川の下流域では、豪雨時には冠水の恐れのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める必要があります。急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修が必要です。

更に、開発行為や都市化の進行に伴い、河川の親水性も低下していることから、治水事業と合わせて、生態系や景観の保全、親水性の確保が必要です。

《 施策の方針 》

北部地域は急峻な地形で土石流が発生する危険渓流が多数あり、南部地域では河川の氾濫による浸水被害が懸念されるため、治山・砂防事業や河川改修事業の推進により、集中豪雨や地震などに伴う山地崩壊、土石流、洪水などの自然災害を未然に防ぐとともに、市民への災害危険箇所の周知を行います。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 河川・山地などの安全確保

〈 施策の展開 〉

（１）河川改修の推進

（２）治山・砂防対策の強化

〈施策の展開〉			
2. 河川・山地などの安全確保			
項 目		施策の内容	担当
(1)	河川改修の 県への要望	● 一級河川の改修については、県に対して積極的な要望を行います。 ● 護岸整備や危険箇所の改修を進め、洪水や護岸の決壊などの河川災害の未然防止を図ります。なお、事業にあつては、河川の生態系への配慮に努めます。	道路・河 川
(2)	治山・砂防 対策	● 山地災害の未然防止のため既存の治山・砂防施設機能の維持や、新たな治山・砂防事業の施行について、市民からの情報のもと、県に対して積極的な要望を行います。 ● 急傾斜地崩壊危険区域等の監視や崩壊防止対策などを推進し、県に対して積極的な要望を行います。 ● 市民に対して、広報・啓発活動を促進し、治山・砂防事業に関する理解の向上に努めます。	道路・河 川 治山林道

《 数値目標 》

普通河川改修工事箇所数

【H25: 5箇所 ⇒ H31: 7箇所】

急傾斜地崩壊防止施設のパトロール回数

【H25: 1回 ⇒ H31: 2回】

3. 交通安全・防犯対策などの強化

総務課・建設課・福祉課・市民環境課

《 現状と課題 》

交通安全対策では、カーブミラーや標識などの交通安全施設の整備のほか、地域の要望を踏まえて、通学路などにおける歩道整備や道路照明灯の設置、交通安全施設の整備などを進めるとともに、各年齢層に応じた交通安全教育・意識啓発に努めています。本市は、自動車への依存度が高いため、今後も子どもや高齢者などを中心とした交通安全対策の強化が必要です。

雪対策では、降雪時に主要道路・通学路を中心に民間委託による除雪作業や凍結防止剤の散布を行うほか、危険箇所に凍結防止剤を配置し、自治会などによる自主的な散布を行っています。しかし、景気低迷により建設投資額が減少傾向にあり、この影響で除雪作業を委託する建設業者の除雪機械やオペレーターが不足し、迅速かつ効率的な除雪等の作業が困難になってきています。今後は、市民の除雪に対する関心やニーズを踏まえた上で、地域住民と一体となった除雪活動を行い、道路などの安全確保に努める必要があります。

防犯対策としては、岐阜県安全・安心まちづくりボランティアの登録団体が 33 団体あり、子どもの登下校などの見守り活動を行っています。更に、警察と防犯協会などが連携して市民の防犯意識の高揚を図っていますが、引き続き、地域ぐるみでの防犯意識・体制の強化を図る必要があります。

消費者教育・活性化対策では、消費者の権利と自立支援の強化を図るため、市役所 1 階に市民相談室を設置し、相談窓口の拡充を図っています。また、担当職員の資質の向上と専門員を確保するなど複雑化・高度化する様々な消費者相談に対応し処理のあっせんに努めています。

消費者教育の強化としては、消費者被害の未然防止に向け、消費者行政の専門家による講演会や研修会を開催するなど、広報・啓発活動の強化に努める必要があります。

《 施策の方針 》

交通安全施設の計画的な整備を進めるほか、市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、地域住民と一体となった除雪活動により、冬期間における道路などの安全確保に努めます。更に、関係機関や地域、学校などとの連携を強化し、地域ぐるみでの犯罪防止を図るほか、広報・啓発活動などの強化による消費者保護に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 交通安全・防犯対策などの強化

〈施策の展開〉

(1) 交通安全対策の充実

(2) 雪対策の強化

(3) 防犯対策の充実

(4) 消費者の権利と自立支援の強化

〈施策の展開〉			
3. 交通安全・防犯対策などの強化			
項目	施策の内容		担当
(1) 交通安全対策の充実	● 幼児、小学生に対する交通安全教室を引き続き実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者については、山県警察署が行う高齢者交通安全大学校に協力し、事故のないまちをめざします。 ● 地域の要望を踏まえながら、交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。 ● 保育所や学校、老人クラブ、自治会などとの連携を図りながら、幼児や児童、高齢者などへの交通安全教育を強化します。また、交通安全協会などとの連携により、広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。		交通安全
(2) 雪対策の強化	● 効率的な除雪計画により、道路などの除雪作業の迅速化を図ります。 ● 危険箇所凍結防止剤を配置し、自治会等による自主的な散布を促す。 ● 高齢者や障がい者などの冬の暮らしの安全確保のため、必要に応じて住宅の屋根の雪下ろしの助成を実施します。		道路・河川 社会福祉
(3) 防犯対策の充実	● 自治会からの要望に基づき、市内の必要箇所への防犯灯の設置を継続して進めます。 ● 市職員とボランティアによる青色回転灯パトロールを、夏休みを重点に引き続き実施します。 ● 関係機関との連携を図り、犯罪被害者の相談体制を強化します。		防災・防犯
(4) 消費者の権利と自立支援の強化	● 商品や契約などに関するトラブルに対する消費者相談の充実を図ります。 ● 研修事業の参加等により、行政職員の相談員としての資質向上を図るとともに消費者相談員の確保に努めます。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、商品知識やトラブル事例などの周知を図るとともに、講演会や研修会などを通じて、消費者意識の向上に努めます。		消費者行政

《 数値目標 》

交通事故死者数
【H25: 2人 ⇒ H31: 0人】

交通事故加害者数（免許所有者1,000人あたり）
【H25: 5.66 ⇒ H31: 5.5人】

消費者トラブルに関する研修等の実施回数
【H30: 1回 ⇒ R5: 3回%】

4. 道路の整備

まちづくり・企業支援課・建設課

《 現状と課題 》

市内に鉄道路線を持たない本市にとって、道路は市民の日常生活や、経済活動を推進するために大変重要なものです。効率的な道路網の形成により、利用者が快適に移動できるように配慮するとともに、道路や橋梁の安全性の向上にも取り組む必要があります。

本市は主要道路として、南北を国道 256 号が、東西を国道 418 号がつないでいます。また、都市計画道路岐阜駅高富線（国道 256 号バイパス）の整備により、国道 256 号の渋滞の緩和や岐阜市内への移動時間の短縮が以前より改善されています。今後は、東海環状自動車道西回りルート（平成 32 年度目標）の開通に向けて、都市計画道路岐阜駅高富線（国道 256 号バイパス）の早期完成が望まれています。

主要地方道は、岐阜美山線及び関本巣線の 2 路線と、一般県道は、伊自良高富線、神崎高富線、柿野谷合線、美山洞戸線及び伊自良本巣線の 5 路線があり、県により整備が進められています。しかし、狭あい箇所や歩道の未整備、交通事故が多発する危険な交差点などの未改良箇所も多く残されています。市道については、約 2,640 路線、総延長約 640km あり、市民生活や産業基盤を支える重要なアクセス機能を担っています。中でも交通のネットワークを構築する主要路線については、計画的に改良事業を行う一方、路面の改修や橋梁の補修などの維持補修についても重点的に取り組んでいます。

しかし、近年は厳しい財政状況による公共事業の縮小や見直しの傾向が続き、国・県道の整備の進捗状況が鈍化しているため、今後も市民や関係機関との協働により、幹線道路の整備促進について、要望活動を継続する必要があります。また、その他の生活道路等においても、市民からの改良や建設の要望も多いため、道路の老朽化対策とともに計画的に整備を進める必要があります。

《 施策の方針 》

関係自治体等と連携し、東海環状自動車道をはじめとする主要幹線道路の整備促進に努めるとともに、生活道路等の整備を進め、地域間の循環性や市民生活の利便性の向上を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 4. 道路の整備

〈 施策の展開 〉

- (1) 自動車専用道路の整備
- (2) 国・県道などの整備
- (3) 市道及び幹線街路の整備
- (4) うるおいと魅力ある道づくり

〈施策の展開〉			
4. 道路の整備			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	自動車専用道路の整備	● 東海環状自動車道の早期開通に向けて、国や関係機関への働きかけに努めます。	道路・河川
(2)	国・県道などの整備	● 国道 256 号、国道 418 号、主要地方道岐阜美山線及び関本巣線の整備促進や一般県道 5 路線の改良促進の要望活動を継続します。	道路・河川
(3)	市道及び幹線街路の整備	● 市道の計画的な建設及び改良を推進するとともに、老朽化が進む橋梁などの計画的な補修を行い、長寿命化を図ります。	道路・河川
(4)	うるおいと魅力ある道づくり	● 歩道の設置や安全施設の整備を進めるほか、歩道の段差解消などバリアフリー化に取り組みます。	道路・河川

《 数値目標 》

市道改良工事箇所数

【H30: 33 箇所 ⇒ R5: 35 箇所】

橋梁の点検実施数（累計）

【H30: 610 橋 ⇒ R5: 480 橋】（2 回目）

橋梁長寿命化対策（累計）

【H30: 1 橋 ⇒ R5: 4 橋】

安全施設・歩道の改修工事箇所数（累計）

【H30: 1 箇所 ⇒ R5: 6 箇所】

基盤整備

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (H25)	目標値 (H31)
道路改良率	41.69% (H26)	42.0%
橋梁長寿命化対策（累計）	1 橋	19 橋

5. 公共交通の充実

企画財政課・福祉課・まちづくり・企業支援課

《 現状と課題 》

人口減少やマイカーの普及などによる利用者の減少に伴い、地域の公共交通におけるサービス水準は低下し、本市の公共交通は危機的な状況にあります。

市内には鉄道がなく、路線バスは乗客減少に伴う撤退が相次ぎ、市が自主運行バスを運行することで市民の移動手段を確保しています。市民からは、通院・通学・買い物等生活のため路線を維持・拡張して欲しいという要望がある一方、利用者の少ない路線は廃止すべきとの声も寄せられています。

ドア・トゥ・ドアで利用できるタクシーも、市内に営業所を持つ法人事業者数は廃業により減少して現在は1社となっており、営業所から遠方の地域では、タクシーの利用すら困難な状況となっています。

そこで本市では、平成25年度に策定した山県市公共交通総合連携計画を踏襲しつつ、さらに、バスターミナルを核としたまちづくりを視野に入れた山県市地域公共交通網形成計画を策定し、「どの世代においても住みよい、便利で快適なまちを実現する地域公共交通体系の構築」を基本方針として、市公共交通会議を中心に計画に基づいた施策の推進に努めてきました。特にバスターミナルが開設されることに伴い市内の公共交通の再編を検討しており、路線の実証実験を実施し、本格運行を目指しています。

今後は、山県市地域公共交通網形成計画を基本に計画的な市内交通網の再編、利用促進事業等を実施するとともに、網形成計画を実現するために実施計画のひとつとして地域公共交通再編実施計画の策定を検討していく必要があります。

本市公共交通の再編では、市内外の広域的な移動を担う「都市間交通」と、市内の各地域への移動を担う「都市内交通」の相互利用を可能とし、より利便性の高い公共交通体系を構築するために、新たな交通結節点となるバスターミナルを整備します。また、公共交通機関の利便性が低い過疎地域等については、空白地有償運送なども視野に入れつつ有効な手法を検討する必要があります。さらに、障がいのある人などの利便性の確保のため、福祉有償運送等を推進するとともに、関係機関等との協議を踏まえ、公共交通を利用することができない人への移動手段を改めて検討する必要があります。

その他、自動運転やMaaS、相乗りタクシーといった新たな公共交通の運行方法、利用手段、関係法令等が整備されていくと考えられるため、常に新たな公共交通の動向を把握・研究し、導入を検討します。

~~そこで本市では、市内交通の維持・確保・利便性向上のために、公共交通総合連携計画を策定し「みんなでつくり、守り、育てる生活交通」を基本理念として、市公共交通会議を中心に計画に基づいた施策の推進に努めてきました。特に、各路線の運行方法（バス、デマンド型交通等）、運行日、ルート等の代替候補案については、地区自治会連合会における地域バス調整会議が主体となって検討し、合意・調整が整い次第、改善を実施しています。~~

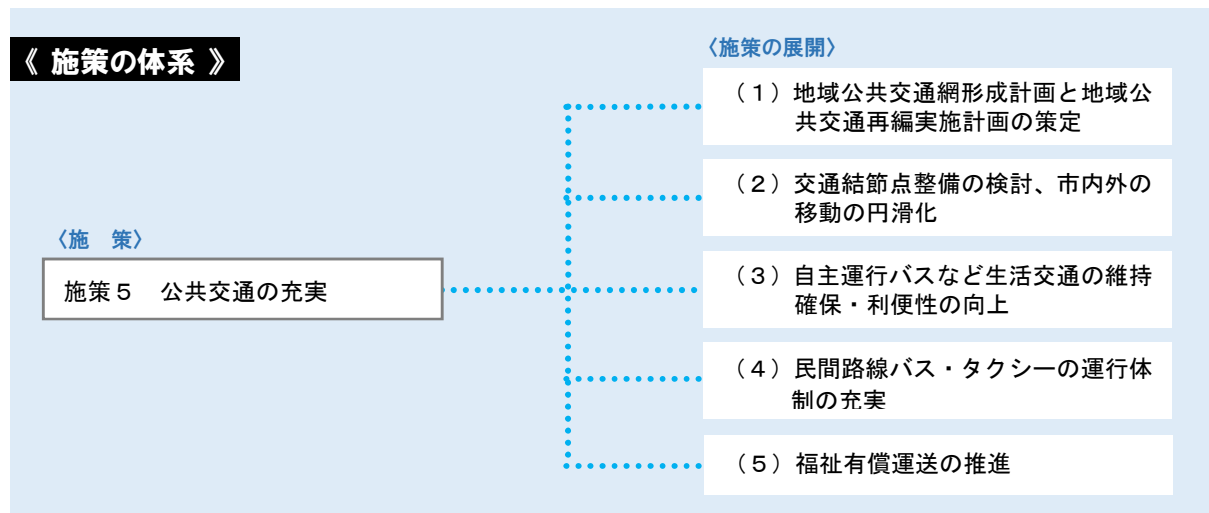
~~今後は、策定した公共交通総合連携計画を基本としつつも、まちづくり施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築をめざす、交通政策基本法と平成26年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定し、計画的な市内交通網の再編を進めていく必要があります。~~

~~新たに策定する計画では、岐阜市をはじめ隣接市への移動が多い本市の特徴を捉え、隣接市の交通施策の動向にも留意しながら、高速道路網、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など各種交通モードを結節し、市内の移動と市外への移動が円滑に行える、新たな交通結節拠点整備を、市民、交通事業者等関係機関とともに検討する必要があります。また、交通機関の利便性が低い過疎地域などについては、デマンド型交通など有効な手法を検討する必要があります。更に、障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえた適正な福祉有償運送の確保も改めて検討が必要です。~~

《 施策の方針 》

市民、市、交通事業者が連携して、利用者の視点に立った利用しやすく持続可能な生活交通の整備を図るため、地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定します。新たな計画に基づき、交通結節拠点整備や各地域に最適な運行方法を検討し、市内外の移動の円滑化と市内交通網の再編を図ります。

また、障がい者や要介護者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な方の利便性確保のために、福祉有償運送の推進に努めます。



〈施策の展開〉		
5. 公共交通の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の策定	- まちづくり施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築をめざす、地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定します。 - 策定した地域公共交通再編実施計画は、国土交通大臣の認定を受け、国・県の重点的な支援を受けられるよう検討します。	交通対策
(2) 交通結節点整備の検討、市内外の移動の円滑化	- 高速道路網、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など各種交通モードを結節し、市内の移動と市外への移動が円滑に行える、新たな交通結節拠点整備を検討します。 - 新たな交通結節拠点を中核施設とし、特産品物販、飲食、観光、市民活動、健康福祉、教育、防災など幅広く活力あるまちづくりの拠点となる複合施設としての整備を検討します。	まちづくり り 交通対策
(3) 自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上	- 市地域協働推進事業計画に基づき、各種利用促進策を市民、事業者との協働で計画の推進に努めます。 - 自主運行路線の他、市内全営業路線、タクシー情報等を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 - 対象者を絞った利用促進教室を開催します。 - バスヘルパー活動を継続して行います。 - 地域バス調整会議開催を支援し、地域内の合意形成・関係機関調整による運行方法（バス、デマンド型交通等）の選択・ダイヤ・ルート、運行日の改変を行います。 - 利用促進を図るため、適宜、運賃減免を実施します。 - 国・県の法・制度改正等による交通施策動向に注視しながら、補助制度の効率的活用を継続して検討します。	交通対策
(4) 民間路線バス・タクシーの運行体制の充実	- 民間路線バス事業者、タクシー事業者等とともに、市公共交通会議での協議を踏まえ、市内公共交通の維持・確保に向けての情報共有・運行調整を図ります。 - 新たな交通結節拠点から JR 岐阜駅方面への営業路線の快速便増便など、輸送力強化を事業者に促します。 - 市内全公共交通の情報を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 - 自主運行路線と営業路線との乗り継ぎ情報や、現在の運行状況を検索できるホームページの充実を支援するなど、自主運行バスとともに各種交通機関の利用促進を図ります。	交通対策
(5) 福祉有償運送の推進	障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえて適正な福祉有償運送の確保を図ります。	社会福祉

《 数値目標 》

自主運行路線 乗車人数
【H25: 185,926 人 ⇒ H31: 198,000 人】

自主運行路線 乗車一人当たりの運行経費
【H25: 828 円 ⇒ H31: 770 円】

自主運行路線 一便当たりの乗車人数
【H25: 5.9 人 ⇒ H31: 6.2 人】

まちは単独で成り立つものではなく、近隣市町村を含めた有機的なネットワークの上で成長してきました。これからの人口減少社会の中では、これまで以上に強い繋がりをもって、交流・相互補完をしていきます。

① 都市間ネットワーク		
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H25)	目標値 (H31)
自主運行路線 乗車人数	185,926 人	198,000 人
自主運行路線 一便当たりの乗車人数	5.9 人	6.2 人
自主運行路線 乗車一人当たりの運行経費	828 円	770 円
■ 中山間地の買物支援	交通基盤、交通ネットワークが脆弱な中山間地の市民の日常生活を支援するため、公的サービス・民間サービスの双方を念頭に置きつつ、事業の採算性と市民ニーズのマッチングを行い、効率が良く、公的主体・民間事業者・市民が納得できる物流スキームの検討を進めていきます。	

6. 地域情報化の推進

総務課

《 現状と課題 》

国では、平成 18 年の「e-Japan 戦略」や「e-Japan 戦略Ⅱ」の成果を踏まえ、以降 5 年間の新たな取組として「平成 22 年度には IT による改革を完成し自立的な社会実現すること」を目標とする「IT 新改革戦略」が策定され、情報通信技術によって日本社会が抱える課題解決をめざす「IT 構造改革力追求」や、ユビキタス社会への基盤を整備する「IT 基盤の整備」などが、今後の重点施策として位置づけられました。更に平成 21 年には「i-Japan 戦略 2015」が策定され、平成 27 年までに、利用者視点のデジタル社会実現をめざしています。また、平成 22 年 5 月には「新たな情報通信技術戦略」が策定され、国民主権の社会を確立すること目的に「国民本意の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」3 つ重点戦略が示されました。

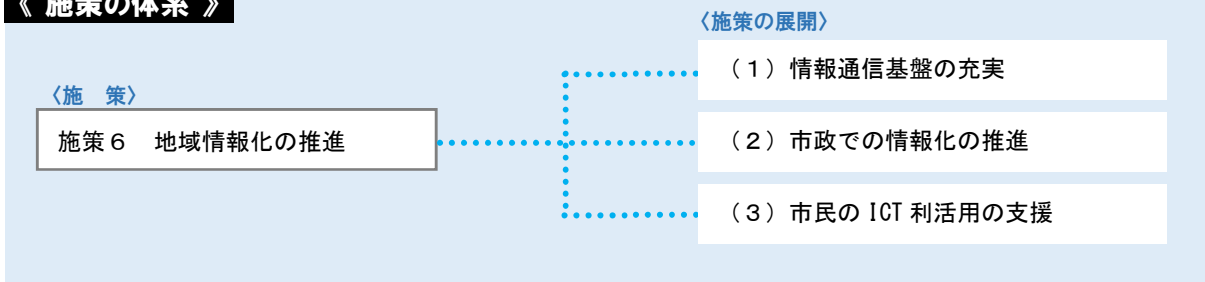
本市では、地域情報化計画に基づき、市全域への光ファイバーによる有線テレビ網を整備し、市全域を有線テレビ放送のエリアとするとともに、地上波デジタルテレビ放送への対応やブロードバンドサービスの提供を行い、地域間による情報格差の解消に努めてきました。また、行政の情報化においては、ホームページを活用し、適時、市政の情報を提供しているほか、市内 LAN の構築による情報共有化や事務処理の効率化を図っています。

今後も情報環境を活用した市民の市政への幅広い参画を促進するとともに、高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めます。また、情報化システムの共同開発やアウトソーシングなども視野に入れながら、情報投資の効率化を進めるとともに、情報機器の利用においては、セキュリティ及び職員の情報管理意識の向上を図ることが必要です。

《 施策の方針 》

~~地域情報化計画の着実な推進を図り、情報通信基盤の充実や情報システムの構築を進めます。また、市民の利用実態やニーズを把握しながら、暮らしの豊かさを高めるための情報社会の構築に努めます。~~

《 施策の体系 》



〈施策の展開〉			
6. 地域情報化の推進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	情報通信基盤の充実	●インターネット環境の充実に図り、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの拡充に努めます。 ●利用者の接続環境・利用実態にあった接続先の選択ができるよう提供エリアの拡大等の要望に努めます。	情報化
(2)	市政での情報化の推進	●情報通信技術の活用とともに、安全性と信頼性の確保を図るとともに、市政の各分野における情報化を推進し、情報システムの効率的な利用を促進します。	情報化
(3)	市民の ICT 利活用の支援	●高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めるとともに、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの提供を行えるよう取り組みます。 ●観光施設や災害時における防災の拠点（避難所を含む）等の公共施設に公衆無線 LAN 環境の整備拡大を推進します。	情報化

《 数値目標 》

公衆無線 LAN 環境設置施設数
【H25: 25 箇所 ⇒ H31: 40 箇所】

7. 住宅・住環境の整備

建設課・市民環境課・まちづくり・企業支援課

《 現状と課題 》

市民の住宅・住環境の整備については、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、循環型社会への転換、経済の低迷に伴う低所得者層の増加、住生活に関する市民ニーズの多様化など様々な社会情勢や大規模地震、土砂災害などへの防災対策を踏まえて取り組んでいく必要があります。

本市では、岐阜市に隣接する地域や幹線道路沿いを中心に住宅が集積しています。誰もが安全、快適に暮らしやすい住宅・住環境づくりを進めていくためには、建築物の防災対策が必要となりますが、昭和 56 年以前に建築された新耐震基準に適合しない住宅が市内に推計で 3,670 戸あることが見込まれています。また、全国的に空家が増加傾向にあり、本市においても適切に管理されていない空家が周囲の住環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。社会全体の安全の確保を進める上で、建築物の耐震化や危険空家の解消について、積極的に対

応していく必要があります。

また、低所得者層における住宅困窮者対策として、市営住宅を 32 戸設置しています。しかし、そのうち 23 戸で老朽化が著しく、改築等の対応を行っていく必要があります。また、主に子育て世代の中堅所得者層に対して、特定公共賃貸住宅が 6 戸整備されていますが、近年空部屋が増加する傾向にあります。

更に、都市部からの移住定住希望者に対する受入体制の整備や、情報発信が十分ではないため、アクションプランを策定し体制整備の強化を図る必要があります。

《 施策の方針 》

市民の住環境の形成を総合的、計画的に図るとともに、市営住宅の老朽化への対応、空家対策及び木造住宅を主とした民間住宅等の耐震化を促進し、安全・安心な環境を整備します。また、都市と共生して、ゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことのできる自然環境豊かな山村地域において、移住定住者の受入環境の整備を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 7 住宅・住環境の整備

〈 施策の展開 〉

- (1) 良質な宅地・住宅整備の促進
- (2) うるおいのある住環境の形成
- (3) 山村地域における良質な住環境の形成
- (4) 移住定住の促進

〈施策の展開〉		
7. 住宅・住環境の整備		
項 目	施策の内容	担当
(1) 良質な宅地・住宅整備の促進	- 民間による土地区画整理事業の支援を検討するとともに、土地開発指導などにより、良質な宅地の供給を図ります。 - 市営住宅の需要動向を把握し、必要な供給量を確保するため、既存施設の改築や用途変更及び民間住宅等の借上げ等について検討します。また、市営住宅の整備に当たってはバリアフリー化に努めます。 - 子育て世代の住宅困窮者に対して、住宅支援の方策を検討します。 - 住宅、建築物の防災・安全対策として、建築物等の耐震化、及びアスベスト対策を促進します。 - 市内の空き家の実態を把握し、危険空き家の解消に努めます。	市営住宅 まちづくり
(2) うるおいのある住環境の形成	地域の自然環境や景観に配慮した住環境の整備を図るとともに、市民による住宅地周辺での緑化や花壇の整備などの支援に努めます。	市営住宅 環境
(3) 山村地域における良質な住環境の形成	人口減少や高齢化などの進行が著しい市北西部等における住環境の整備を計画的に実施するために地域おこし協力隊との協働体制のもと、必要な施策の検討に努めます。	まちづくり 北部 活性化
(4) 移住定住の促進	- 東海環状自動車道西回りルート（令和6年度目標）の全線開通や人口減少社会を見据え、県及び他市町村との連携を強化し、本市への移住・定住の促進を図ります。 - 若者世代の移住・定住の促進を図る方策として、空き家の有効活用を検討します。また、移住希望者を対象に市内見学会を実施するとともに、移住の際の就職支援等に努めます。	まちづくり 総合企画 北部 活性化

《 数値目標 》

木造住宅耐震診断実施件数
【H30: 221 件 ⇒ R5: 261 件】（累計）

木造住宅耐震補強工事実施件数
【H30: 25 件 ⇒ R5: 37 件】（累計）

8. 水道水の安定供給

水道課

《 現状と課題 》

大切なライフラインである水道水を安定的に供給するためには、水道施設・設備の適切な改修や維持管理が必要です。国の「水道ビジョン」では、「世界のトップランナーをめざしてチャレンジし続ける水道」を基本理念とし、「自らが高い目標を掲げて、常に進歩発展し、将来にわたって需用者の満足度が高くあり続け、需用者が喜んで支える水道」を目標としています。国における規制緩和・財政構造改革の中にあつて、水道界においても水道ビジョンを中心とした動きなど、水道事業は変革の流れの中にあります。

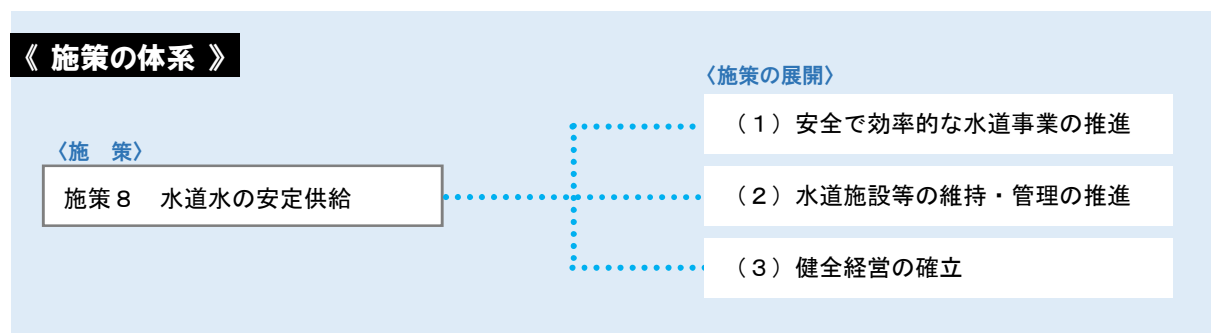
本市の水道事業形態は、高富・美山（中洞地区を除く）地域で上水道給水区域となっており、伊自良・美山（中洞地区）地域は簡易水道給水区域となっています。各給水区域の水源は、地下水、表流水となっており、表流水を利用している地域では水質の変化も懸念されるため、水質汚濁防止のための管理を進めていく必要があります。

市民の共通の財産である貴重な水を、将来的に安定して安全に利用できるよう、今後も水質検査等を行うとともに、施設の老朽化対策を進めていく必要があります。

《 施策の方針 》

市民が安定して、安全に水道水を利用できるよう、水道供給施設の整備や更新を進めるとともに、水道事業の経営の健全化に努めます。

《 施策の体系 》



〈施策の展開〉			
8. 水道水の安定供給			
	項 目	施策の内容	担当
(1)	安全で効率的な水道事業の推進	● 水質基準に適合した安全で安定したおいしい水を供給するために、定期的な水質検査や浄水場の定期点検の実施に努めます。	水道
(2)	水道施設等の維持・管理の推進	● 老朽化施設の定期的な点検を実施により状態を記録・管理し、的確な更新時期の判断に努めます。 ● 水道水危機管理マニュアルに基づき、災害時や非常時における重要度や優先度に考慮した給水体制の整備を図ります。	水道
(3)	健全経営の確立	● 施設整備・更新の財源確保のため、事業運営について適宜検討に努めます。 ● 水道事業に必要な建設、水質、法制度、設備管理、経営の多面的な技術のため、技術者等の人員の確保を図ります。	水道

《 数値目標 》

給水普及率
【H25: 97% ➡ H31: 100%】

有収率
【H25: 73.3% ➡ H31: 80.0%】

9. 斎苑の整備

市民環境課

《 現状と課題 》

高齢化の進行に伴い、斎苑のニーズは高まっていくことが見込まれます。しかし、市内には民間の斎場もあり、葬儀のあり方についての市民ニーズの変化等とあいまって、岐北斎苑の利用者が減少している状況にあります。

本市では、平成9年に整備した「岐北斎苑」が建設から17年余りが経過し、今後、計画的な改修等が必要となってきます。市民のニーズを踏まえながら、岐北斎苑のあり方について、検討していく必要があります。

《 施策の方針 》

広域的な連携を図りつつ「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を図るとともに、斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策9 斎苑の整備

〈 施策の展開 〉

(1) 「岐北斎苑」の維持・管理

(2) 市民のニーズの把握

〈施策の展開〉			
9. 斎苑の整備			
項 目		施策の内容	担当
(1)	「岐北斎苑」の維持・管理	● 広域的な連携を図りながら、「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を進めます。	衛生
(2)	市民のニーズの把握	● 斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。	衛生

《 数値目標 》

岐北斎苑利用件数
【H25: 88 件 ➡ H31 : 105 件】

10. 土地利用・市街地対策の推進

まちづくり・企業支援課・建設課

《 現状と課題 》

市民の快適な暮らしに配慮したまちづくりのためには、豊かな自然環境を守りつつ、にぎわいと活力のあるまちとなるよう、地域特性や地域ニーズを踏まえた計画的な土地利用を市民や事業者と協働で推進していく必要があります。

本市の土地利用の状況をみると、北部の過疎・高齢化による土地の流動性の停滞や旧市街地の空洞化が進む一方で、市役所及び東海環状自動車道高富 IC（仮称）周辺では都市化の進行が予測されます。東海環状自動車道や関連道路の整備を機に、美しい自然環境や交通立地の向上を活かしつつ、市街地としての機能を高める総合的な取組を進めることが必要となっています。そのため、将来都市化が見込まれる地域の調和のとれた都市形成の構築などに配慮しつつ、都市計画マスタープランに基づき、社会情勢の変化や地域の状況に適切に対応した総合的な土地利用を進める必要があります。

また、地籍調査事業については、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を実施していますが、対象面積が広いことから、長期的な計画に基づく効率的な推進に努める必要があります。

《 施策の方針 》

時代の変化や地域の実態を踏まえて、総合的な土地利用の方針を確立するとともに、自然環境の保全と適正な開発の調和に配慮し、秩序ある土地利用を進めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 10 土地利用・市街地対策の推

〈 施策の展開 〉

（１）計画的な土地利用の促進

（２）市街地の整備

〈施策の展開〉			
10. 土地利用・市街地対策の推進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	計画的な土地利用の促進	●都市計画区域の土地利用の実態と将来計画を勘案し、土地利用規制の見直し等を進めます。また、東海環状自動車道や国道 256 号バイパスの整備に合わせて、周辺地域の計画的な土地利用を促進します。 ●国土調査法に基づく地籍調査事業を推進し、土地利用の促進に努めます。	都市計画 地籍調査
(2)	市街地の整備	●市民や民間との連携を図り、中心市街地活性化の方策について検討します。 ●東海環状自動車道高富 IC（仮称）周辺の土地区画整理事業を検討します。	都市計画

《 数値目標 》

地籍調査事業実施面積（累計）
【H30: 1.57 km² ⇒ R5: 3.0 km²】

土地利用規制（用途地域）の指定面積
【H25: 315ha ⇒ H31: 340ha】（累計）

11. 景観形成の推進

まちづくり・企業支援課・建設課

《 現状と課題 》

本市は、自然景観や歴史的景観などの美しい景観資源を有しており、環境保全などの関連施策により、適切な景観保全に努め、次世代へ引き継いでいく必要があります。

本市では、景観法に基づく諸制度を活用したまちづくりを行うため、同法に基づく景観行政団体への移行について検討を重ね、平成 26 年 3 月に景観行政団体に移行しました。これにより、景観法に基づいた、良好な景観の保全・形成を図るなど、地域の良好な景観の形成に関する方針や制限に関する事項を市独自で定めることができるようになりました。

今後は、東海環状自動車道高富 IC（仮称）の開通により、市外から訪れる人々が増加することが予測されており、より一層景観に配慮した美しい街並みづくりが期待されます。建築物や屋外広告物のデザイン・色彩などの景観に関するルールづくりを市民との協働により行い、市民の美しいふるさとに対する愛着や誇りの醸成を図りながら、よりよい景観づくりを行っていく必要があります。

《 施策の方針 》

市民、事業者、各種団体との協働により、景観形成の方針を明確に示し地域の特性を活かした美しいまちづくりの推進に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 11 景観形成の推進

〈 施策の展開 〉

（１）総合的な景観形成の推進

（２）魅力ある街並みの形成

〈施策の展開〉			
11. 景観形成の推進			
項 目		施策の内容	担当
(1)	総合的な景観形成の推進	●良好な景観づくりに向けて、市民と協働し景観計画の策定や景観条例の制定を進めます。	都市計画
(2)	魅力ある街並みの形成	●周辺土地利用や自然環境を勘案し、屋外広告物条例の制定を検討します。 ●景観に配慮した公共案内看板の設置及び街路樹等の保全管理に努めます。	都市計画

《 数値目標 》

屋外広告物パトロール

【H30: 2回/年 ⇒R5: 3回/年】

12. 公園・緑地の整備

建設課

《 現状と課題 》

公園は、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、美しい景観や野生生物の生息・生育環境を形成する場として、人と人、自然と人などの関係性を向上させる機能を有しています。また、災害発生時においては一時的な**緊急避難場所**や、防災拠点としての機能など、地域防災の面でも大きな役割を担っています。

本市では、「四国山香りの森公園」や「みんなのげんき広場」「ハリヨ公園」「フラワーパークすいげん」など、自然に親しめる様々な公園が整備され、市民の憩いの場や市内外との交流の場となっています。公園の維持管理に当たっては、今後も市民との協働を進め、まち美化パートナーや自治会をはじめとする各種団体による花飾り、清掃活動などの取組との連携を強化し、効率的で適切な維持・管理方法を確立する必要があります。

また、**おおが城山公園**の整備については、**市民に親しまれ、時代に即した管理方法**の検討が進められていますが、より効果的な利用につなげるために具体的な構想を確立する必要があります。

《 施策の方針 》

地域の特徴や市民のニーズを踏まえた公園や広場の整備に努めるとともに、市民や民間団体と連携した効率的な公園の維持管理に努めます。また、河川整備などの事業との調整を図り、**水辺と緑地の環境整備**の構築を進めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 12 公園・緑地の整備

〈 施策の展開 〉

(1) 既存公園の充実

(2) 都市公園などの整備検討

(3) 水辺と緑地の環境整備

〈施策の展開〉			
12. 公園・緑地の整備			
項 目		施策の内容	担当
(1)	既存公園の 充実	● 四国山香りの森公園の利用促進を図り、市内外の人びとが集う魅力ある公園づくりに努めます。 ● 遊具の安全管理を強化し公園施設のスリム化に努めます。 ● 市民や民間団体と連携を強化し、公園の適切で効率的な維持管理に努めます。	公園緑地
(2)	都市公園な どの整備検 討	● 地域のニーズを踏まえ、おおが城山公園の整備を検討します。 ● 福祉健康広場構想を策定し、公園整備などの検討を進めます。	公園緑地
(3)	水辺と緑地 の環境整備	● 鳥羽川などの河川改修が実施される場合には、地域のニーズを踏まえ自然環境や景観に配慮した河川整備について事業主体に積極的に働きかけ、市民の憩いの空間づくりに努めます。	公園緑地

《 数値目標 》

公園管理委託箇所数（自治会等委託）
【H30: 18箇所 ⇒ R5: 22箇所】

四国山香りの森公園、香り会館利用者数
【H30: 29,253人 ⇒ R5: 人】

13. 行政運営の充実

総務課・市民環境課・企画財政課

《 現状と課題 》

少子高齢化への対応や地方分権の進展、市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大してきています。そのため、本市では組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の見直し等を進めてきましたが、今後もニーズに即応したサービスの提供が必要となります。特に、市民の利便性に配慮し、利用者のニーズを踏まえた機能分担を図り、迅速で的確な対応に努めます。更に、スマートフォンや世界的なソーシャルメディアの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」として、SNSを活用したサービスの充実も必要です。

本市では、平成24年から事業仕分けを実施し、効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明の徹底、行政への市民参画促進及び職員の更なる意識改革に取り組んでいます。また、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に、多様な分野で包括的に連携・協力するため、「岐阜女子大学」との包括協定を結びました。

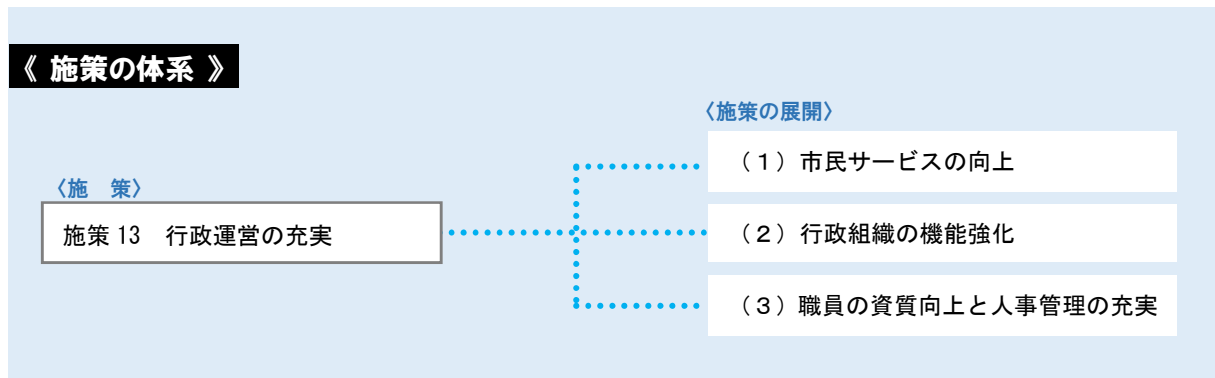
今後は、窓口業務の円滑な運営や、各種専門研修などを通じた職員の能力の向上により、市民の利便性の向上のための、効率的で満足度の高い窓口サービスをめざす必要があります。

一方で、財政状況は依然厳しい状況にあることから、行政評価などの活用によるマネジメント機能の強化を図るとともに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などに努め、成果を重視した効率的な行政運営を推進することが求められています。

《 施策の方針 》

市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズが複雑化していることから、市民の利便性の向上をめざし、職員研修による政策形成能力の向上に努めるとともに、職員配置の適正化等により窓口サービスの維持向上に努めます。また、大学等との連携や事業者との協働についても検討していきます。

《 施策の体系 》



〈施策の展開〉		
13. 行政運営の充実		
項 目	施策の内容	担当
(1) 市民サービスの向上	●市民ニーズを踏まえ、行政機能を適宜見直すとともに、機能に応じた人員配置に努めます。また、手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上を進め、市民に親しみやすい市役所づくりに努めます。 ●市民ニーズを踏まえ、窓口サービスの維持向上のため、毎月25日（休祝日の場合は翌開庁日）に窓口業務を午後9時まで延長します。 ●年度末最終日曜日及び年度始め第一日曜日を休日窓口として午前9時から午後5時まで、また、毎月第2日曜日午前9時から正午まで開設し、利用者の利便性向上を図ります。 ●マイナンバー制度の利用業務拡大に努めます。	行政一般 戸籍
(2) 行政組織の機能強化	●地方分権の進展による行政事務の増大などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構等を見直します。 ●事務事業などの成果の明確化及び効率性や透明性の確保のため、行政評価などを進めていきます。 ●複雑で多様な行政課題への、横断的で柔軟な対応を図り、行政各部門間の連携・調整機能を強化し、情報の共有化を図ります。 ●手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化します。	行政一般
(3) 職員の資質向上と人事管理の充実	●自治大学校をはじめ、職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めるとともに、他自治体等との人事交流により、職場内での活性化に努めます。 ●「定員適正化計画」に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、人事評価制度の充実を図ります。 ●職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止及び業務効率の向上に努めます。 ●初級、中級研修専門分野の研修への参加により、知識の習得を図り、また、接遇研修等への参加により、おもてなしの心で接客することに努めます。	人事

《 数値目標 》

夜間窓口利用者数

【H30: 804 件 ⇒ R5: 1,000 件】

休日窓口利用者数（年度末・年度始めを含む）

【H30: 711 件 ⇒ R5: 800 件】

広域相互発行市町数

【H30: 22 市町 ⇒ R5: 25 市町】

14. 健全な財政運営の推進

企画財政課・総務課・税務課・市民環境課

《 現状と課題 》

高齢化や人口減少、景気低迷や国・県の財政状況の悪化などにより、市税や補助金等が減少しており、本市の財政状況はきわめて厳しい状況にあります。そのため、効果的な制度や事業の活用を図るとともに、民間活力の活用や市民と行政との協働を推進し、更なる経費削減に努め、財政の安定性や健全性を維持・確保しなければなりません。

また、公共施設等の更新時期を迎えるなか、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適化及び有効活用を図るため、平成29年6月に「山口市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本市では、町村合併後「新市まちづくり計画」に基づき、合併特例債をはじめとする有利な地方債を活用して公共施設の整備を積極的に進めてきたため、平成22年度決算以降、実質公債費比率が18%を超える「起債許可団体」となっており、中長期的視点による適正かつ計画的な財政運営が必要となっています。

税の収納率向上対策としては、平成21年度からエルタックス（地方税の電子化）及び毎月開設している夜間・休日相談窓口の設置、並びに平成23年度からコンビニエンスストアによる市税（普通徴収に限る市県民税、固定資産税、軽自動車税）の収納を実施しています。今後も納付機会の拡大について検討し、口座振替の推進などにより市民の利便性の向上を図り、市税の収納率の増加に努め、自主財源の確保に取り組む必要があります。

また、ポータルサイトを活用した「ふるさと納税制度」により、自主財源の確保に取り組んでいます。

《 施策の方針 》

費用対効果を踏まえた事業採択や投資の厳選化、コスト管理の徹底を図るとともに、行政改革と歳出・歳入一体改革を継続し、最小の経費で最大の効果が得られるよう健全な財政運営を行うとともに、早い段階で実質公債費比率を18%以下にするようにします。また、市税納付機会の拡大の検討、ふるさと納税制度により自主財源の確保に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 14 健全な財政運営の推進

〈施策の展開〉

- (1) 計画的で効率的な財政運用
- (2) 経費節減と受益者負担の適正化
- (3) 自主財源の確保
- (4) 公共施設マネジメントの推進

〈施策の展開〉		
14. 健全な財政運営の推進		
項 目	施策の内容	担当
(1) 計画的で効率的な財政運用	● 総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底し、事業の実現性を客観的・総合的に判断した予算編成を行います。 ● 行政活動の成果を明確な基準で評価する行政評価の導入を検討します。 ● 効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、成果なども考慮した枠配分方式による予算編成を検討します。 ● 新公会計制度による財務諸表の分析を基にした中期財政計画に基づき、財政の透明性を高めるとともに、財政収支の明確な見通しのもと、早期に「起債許可団体」を脱するなど計画的な財政運営を行います。また、財政運用の指針を明確にし、合目的で投資効果の高い財政運用に努めます。 ● 公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進します。	財政 公有財産
(2) 経費節減と受益者負担の適正化	● 公共施設の指定管理者制度を促進し、効率的な維持管理体制を図ります。 ● 時流に即した事務事業の見直しを行う中で歳出のバランスを考慮し、使用料や受益者負担、補助金などの適正化や基準の明確化に努めます。	総合企画 財政
(3) 自主財源の確保	● 税の収納率向上対策として、エルタックス（地方税の電子化）や夜間・休日相談窓口の設置、及びコンビニエンスストアによる市税の収納を実施し、市税の収納率の確保に努めます。 ● ふるさと納税制度について魅力ある返礼品を随時追加し、寄附の増加に努めます。	市税 総務
(4) 公共施設マネジメントの推進	増加し続ける公共施設の維持管理費を低減し、将来に渡り無駄のない効率的な社会をつくり上げるため、長期的な視点に基づく公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。	総務

《 数値目標 》

市税※の収納率（現年度分+滞納繰越分）
【H30: 95.83% ⇒ R5: 95.85%】

実質公債費比率
【H25: 18.4% ➡ H31: 18%以下】

15. 広域行政の推進

企画財政課

《 現状と課題 》

社会経済の変化や道路・交通網の整備、情報化の進展に伴い、市民の生活行動や経済活動は一層広域化、複雑化しています。

効率的な行政運営の観点からも、本市だけでは解決できない課題や、広域的な取組によって市民サービスの向上が図られる事務事業については、積極的に近隣市町との連携を進める必要があります。また、新たな自治体の枠組みの一つとして検討されている「道州制」についても、近隣市町との連携が必要です。

本市では、「岐阜地域広域圏協議会」に参加し、近隣8市町と相互連携していますが、更に連携を強化し、事業の効率化や共通する行政課題への対応を図る必要があります。

また、大規模地震をはじめとする広域災害などに適切に対応するため、消防における広域連携体制の強化が必要となっており、平成26年には日進市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しています。

《 施策の方針 》

様々な広域的ニーズや共通する行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、協議会構成市町相互の連携強化を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 15 広域行政の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 広域連携事業の推進

〈 施策の展開 〉

15. 広域行政の推進

項 目		施策の内容	担当
(1)	広域連携事業の推進	●行政ニーズや地域課題などに対応して、「岐阜地域広域圏協議会」の構成市町などとの共同事業や連携事業を推進します。また、テーマに応じて、新たな地域との連携事業の可能性を検討します。	総合企画

《 数値目標 》

地方中枢拠点都市連携協約の締結に向けたプロジェクト会議
【H26: 0回 ➡ H31: 4回】

